

令和3年度

事業報告書

収支決算書

2021

岡山商工会議所

目次

総括的概要	1
事項別状況	9
I 定款及び規約等	9
1. 定款	9
2. 規約（規則・規程）	9
II 組織	51
1. 会員	51
2. 特別会員	55
3. 特定商工業者	55
4. 役員	55
5. 議員	57
6. 委員長等	59
7. 青年部・女性会	61
8. 顧問・参与	62
III 事務局	63
1. 事務局の機構	63
2. 事務局役職員	64
IV 庶務	65
1. 表彰・受章	65
2. 慶弔その他（主なもの）	65
V 会議	67
1. 議員総会	68
2. 常議員会	70
3. 監事会	71
4. 部会・委員会	71
5. 小規模事業者経営改善資金審査会	79
6. フルーツパフェの街おかやま実行委員会	79
7. こだわりの逸品「おかやま果実」実行委員会	79
8. 西大寺五福通りレトロ・マルシェ実行委員会	80
9. 諸会議	80

VI	事業活動	84
	1. 令和3年度主要事業	84
	2. 各種事業活動	87
	3. 意見活動	92
	4. 調査研究	92
	5. 広報	94
	6. 証明・鑑定	97
	7. 各種行事	99
	8. 技術技能の普及検定	102
	9. 業者照会	106
	10. 経営改善普及事業	107
	11. 経営安定特別相談事業	108
	12. 伴走型小規模事業者支援推進事業	109
	13. 共済事業	110
	14. 労働保険事務組合事業	110
	15. 受託事業	110
	16. 補助金申請・採択状況	111
VII	登録	113
	1. 法定台帳	113
VIII	会館・事務所等	114
	1. 岡山商工会議所ビルディング概要	114
	2. 各階床面積	114
	3. 岡山商工会議所ビル入居者	115
	4. 附帯駐車場の概要	115
IX	関係団体への加入及び連繋	116
	1. 日本商工会議所	116
	2. 中国地方商工会議所連合会	116
	3. (一社)岡山県商工会議所連合会	116
	4. 出資先	116
X	外郭団体等	117
【資料編】	令和3年度に行った意見活動	119
令和3年度収支決算書		171

總括的概要

令和3年度事業報告書 総括的概要

◆令和3年度の地域経済

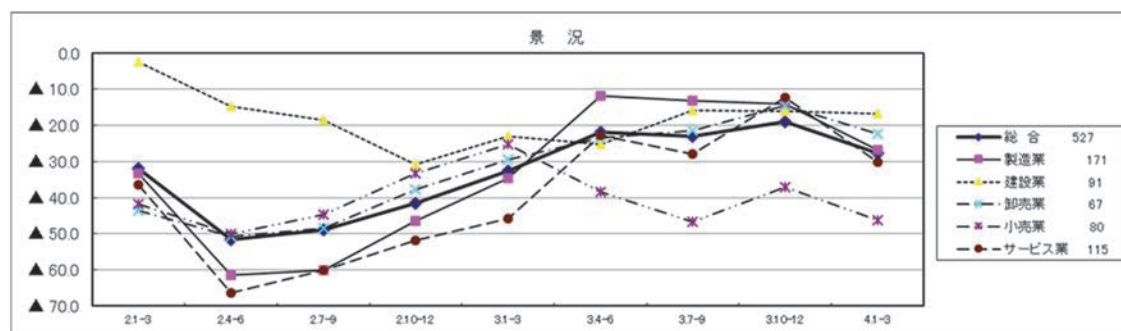
昨年度に引き続き、感染拡大と鎮静化を繰り返す新型コロナウイルス感染症に翻弄される1年となった。岡山県においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が繰り返され、地元企業はその対応に追われる事態となった。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 令和3年5月16日～6月20日 | 緊急事態宣言（第4波） |
| ・ 令和3年8月20～26日 | まん延防止等重点措置（第5波） |
| ・ 令和3年8月27日～9月12日 | 緊急事態宣言（ 〃 ） |
| ・ 令和3年9月13～30日 | まん延防止等重点措置（ 〃 ） |
| ・ 令和4年1月27日～3月6日 | まん延防止等重点措置（第6波） |

令和3年度事業報告書 総括的概要

◆景気観測調査（岡山県商工会議所連合会実施）

飲食・宿泊業などでコロナ禍による深刻な悪化がみられる一方、製造業や情報通信業、巣ごもり需要に対応した業種などでは好業績を記録するなど、業種によって景況感が異なる、いわゆるK字型経済の様相となった。



年度後半には原材料・商品仕入価格の上昇傾向が顕著となり、企業の収益を圧迫した。こうした困難な状況にある地域経済を支えるため、当所では、中小・小規模事業者への支援、都市の魅力向上、組織体制の強化に取り組んできた。

令和3年度事業報告書 総括的概要

【中小・小規模事業者への支援①】

◆コロナ関連の支援施策の実施

中小企業支援部内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設、管内の中小・小規模事業者を対象に、窓口専門家や行政・金融機関など関係団体と連携し、資金繰り円滑化、雇用維持、販路開拓など、多岐にわたる分野でコロナ対応の経営相談を実施した。

国・県・市が実施するコロナ関連の支援金申請の事前確認や申請受付・支給業務を実施した。

●国関連の事前確認件数

- ・一時支援金 740社
- ・月次支援金 169社
- ・事業復活支援金 1,064社（令和3年度末現在）

●県関連の事前確認件数

- ・飲食店等一時支援金 9,733社（第1～3期計）

●市関連の申請受付件数・支給金額

- ・コロナ対応事業者応援金
8,083社 8億4,380万円
- ・感染防止強化補助金
2,103社 8,279万9千円

令和3年度事業報告書 総括的概要

【中小・小規模事業者への支援②】

◆資金繰り支援

無担保・無保証・低利率のマル経資金（小規模事業者経営改善資金）で金融面から支援した。コロナ禍による事業者の業績悪化や、コロナに対応した政策金融公庫の特別貸付の急増などによって、推薦件数は93件（前年度218件）推薦金額は6億30万円（同14億5,915万円）にとどまった。

◆販路開拓・生産性向上支援

小規模事業者持続化補助金の申請を238件支援、うち154件が採択されたほか、事業再構築補助金の申請を79件支援、うち27件が採択された。

◆働き方改革支援

岡山労働局の委託による「岡山働き方改革推進支援センター」を設置し、424件の相談対応と、セミナーへの講師派遣を64回実施した。

令和3年度事業報告書 総括的概要

【都市の魅力向上・地域振興の取り組み①】

◆「岡山城下山陽道物語」を初開催

11月27日・28日、岡山の歴史・文化を知ってもらう機会とするため初めて開催。城下町の成り立ちを紹介するパネル展示や江戸時代の文化をモチーフとした会場装飾で、コロナ禍における賑わいづくりを目指した。



◆地域ブランドの魅力向上

「フルーツパフェの街おかやま」「こだわりの逸品おかやま果実」の両事業を展開し、岡山県産果物の魅力を発信したほか、「晴れの国おかやま検定」を実施した。



令和3年度事業報告書 総括的概要

【都市の魅力向上・地域振興の取り組み②】

◆西大寺地域の活性化を推進

8月30日に(一社)西大寺活性化協議会を設立、空家まち並み利活用推進、観光推進、産業振興などの諸事業をスタートさせた。五福通りでは、カフェ・バー・クラフトビール製造の複合施設「五福工房」を開業させるなど具体的な成果を示した。

西大寺会陽は、昨年に引き続き無観客で執行し、新型コロナウイルスの終息を祈りつつ、原点に回帰する会陽ともなった。



◆アリーナ建設実現に向けた活動

北長瀬みずほ住座跡地におけるアリーナ建設にあたり、岡山シーガルズなどと協議し、12月27日、岡山市長へ提言書を提出。岡山市において、アリーナ建設への調査を進めていくこととなった。



令和3年度事業報告書 総括的概要

【要望活動の実施】

コロナ禍に苦しむ中小・小規模事業者への支援や、地域活性化のため、様々な要望活動を実施した。



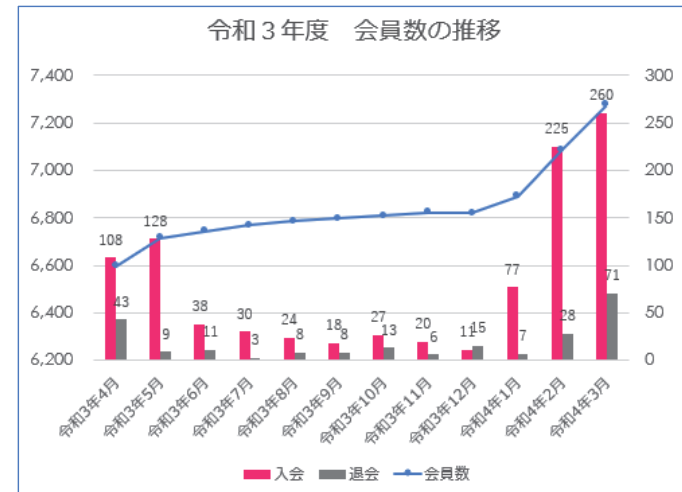
要望日	件名	要望先
令和3年5月19日	最低賃金に関する商工会議所の主張	地元選出与党議員
令和3年8月20日	「新型コロナウイルスの影響拡大における支援の強化」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏
令和3年9月2日	「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）に対する利子補給の継続」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏
令和3年9月3日	「新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者への支援強化」に関する要望	岡山県知事 伊原木 隆太 氏
令和3年9月15日	「西大寺地域活性化」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏
令和3年11月15日	岡山県予算編成に関する要望	自由民主党岡山県支部連合会 自由民主党岡山県議団
令和3年11月17日	令和4年度税制改正に関する重点要望	地元選出与党議員
令和3年12月27日	アリーナ建設に向けた提言	岡山市長 大森 雅夫 氏 他
令和4年2月24日	公共交通の利用促進・機能強化に向けた要望	岡山市長 大森 雅夫 氏 他
令和4年2月28日	感染症対策と社会経済活動の回復に向けた緊急要望	岡山県知事 伊原木 隆太 氏

令和3年度事業報告書 総括的概要

【組織体制の強化】

◆ 会員増強運動の実施

組織・財政基盤の強化の一環として、「会員増強推進本部」を設置、全所をあげての活動を実施した。地元金融機関や日商保険取り扱い保険会社と連携して運動を促進し、年間の新規入会は966件となった。年度末時点で会員数は7,276社となり、会員数が7,000社を超えたのは当所設立以来初めてとなった。



◆ 岡山商工会議所ビル機能向上と議員選挙制度改革

それぞれ特別委員会を設置して議論を深めた。「日本一住みたい『ウェルビーイングな都市(まち)』おかやま」を実現する商工会議所となるため、組織体制の強化に努める1年となった。



事項別状況



I 定款及び規約等

1 定 款

定款の変更はなし。

2 規約（規則・規程）

① 岡山商工会議所新会館建設基金規約

令和3年12月3日開催の第370回常議員会・第223回議員総会合同会議において、新会館建設等に係る特別会計設置規約を以下のとおり制定した。

（設置及び目的）

第1条 岡山商工会議所新会館の建設や付帯施設の整備等に必要な資金を積立てるため、岡山商工会議所新会館建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（募金及び積立）

第2条 積立については岡山商工会議所議員、会員をはじめ広く募金活動や建設協力金の依頼等を実施して基金を造成する。

（管 理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処分）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積立てるものとする。

（処 分）

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部または一部を処分することができる。

- 1 岡山商工会議所新会館の建設や付帯施設の整備等に充当するとき。
- 2 その他、基金の目的を達成するために会頭が必要と認めたとき。
- 3 基金の目的がすべて達成されたとき。

（そ の 他）

第6条 この要項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年12月3日から実施する。

② 就業規則

令和3年12月3日開催の第370回常議員会・第223回議員総会合同会議において、岡山商工会議所職員就業規則、嘱託職員就業規則、無期契約職員就業規則、契約職員就業規則、臨時職員就業規則並びに育児・介護休業等規程について、育児・介護休業法施行規則（2021年1月改正）及び労働関連法規に則した内容に改正した。併せて、全体を通してわかりやすい文章に修正した。

1. 岡山商工会議所職員就業規則

第1章 総 則

第1条（趣旨）

この就業規則は、岡山商工会議所（以下「商工会議所」という。）と職員が相互信頼のうえに立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を期するため、職員の服務規律および待遇に関する基準その他必要事項を定めたものである。岡山商工会議所および職員は誠意と責任をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2条（職員の定義）

職員とは、第2章に定めるところにより商工会議所に採用された次の各号の者をいう。

- (1) 試用職員…本規則第15条により試用期間中の者
- (2) 職員…試用期間を経過し、本規則第16条により本採用となった者
- (3) 嘱託職員…本規則第60条により60歳定年時に継続して再雇用された者および定年を過ぎてから採用された者、または商工会議所が必要と認めた者で、業務の範囲・役割・責任の度合いなどが職員と異なる者
- (4) 契約職員…期間を定めて雇用される60歳未満の者または商工会議所が必要と認めた者のうち次号以外の者で、業務の範囲・役割・責任の度合いなどが職員と異なる者
- (5) 臨時職員…パート職員・アルバイト職員等の期間を定めて雇用される者のうち臨時の業務に就く者で、業務の範囲・役割・責任の度合いなどが職員と異なる者
- (6) 無期契約職員…契約職員および臨時職員から期間の定めのない雇用契約に転換となった者で、業務の範囲・役割・責任の度合いなどが職員と異なる者

第3条（適用範囲）

本規則は、前条に定める職員に適用する。ただし、嘱託職員・契約職員・臨時職員・無期契約職員について特に必要な事項については、別に定める。

第4条（他の法律との関係）

本規則に定めた事項のほか職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係諸法令に従う。

第5条（規則の周知）

商工会議所は本規則第8条により採用した職員に対し、就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付ける等の方策をもって規則の周知徹底を図る。

第6条（差別的取り扱いの禁止）

商工会議所は、職員の国籍、信条、社会的身分または男女の別等を理由に、差別的取り扱いをしない。

第2章 人 事

第7条（職員の任免）

職員の任免は、会頭が行う。

第8条（採用）

職員の採用は、会頭が必要と認めたときに行い、就職を希望する者（以下「就職希望者」という。）の中から選考のうえ、採用を決定した者を所定の手続きを経て職員として採用する。

第9条（就職希望者の提出書類等）

就職希望者は面接時まで、次の書類等を商工会議所へ提出しなければならない。ただし、商工会議所が不要と認め

る場合は、その一部を省略することがある。

- (1) 履歴書（商工会議所が指定する様式）
- (2) 健康診断書（3ヵ月以内のもの）
- (3) 学業成績証明書および卒業（見込）証明書
- (4) 写真（3ヵ月以内に撮影したもの）
- (5) 前各号に掲げる書類等のほか、事務局長が必要と認めるもの

第10条（選考試験）

職員の選考は就職希望者に対し次の選考試験を行い、その採否を決定する。

- (1) 書類選考
- (2) 筆記試験
- (3) 面接試験
- (4) その他商工会議所が必要と認めるもの

第11条（採用時の提出書類）

前条の選考試験に合格し、職員として採用された者は、採用の日から14日以内に次の書類を事務局長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 通勤方法の届書
- (3) 住民票記載事項証明書（または住民票）
- (4) 各種免許証または資格証明書
- (5) 緊急時連絡先届出書
- (6) マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書。ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。）
- (7) その他、事務局長が必要と認める書類

第12条（身元保証人）

削除（第11条に規定する提出書類から「身元保証書」を削った為）

第13条（採用取り消し）

本規則第8条により職員として採用したもので、入所日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。

- (1) 健康診断の結果、心身の状態について就業に支障があると認めた場合
- (2) 正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合
- (3) 正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合

第14条（家族その他の変更）

職員は、本規則第11条の提出書類のうち、家族、住所、通勤方法等に変更があった場合は、原則として、そのつど遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。

第15条（試用期間）

新たに採用された者は、採用の日から3ヵ月間を試用期間とし、その間に本人の人物、性格、能力、勤務態度、健康状態、適性等を審査のうえ、本採用の可否を決定する。

- 2 試用期間中に職員として適格性に欠けると判断したとき、または正当な理由なく無断欠勤したときは、その日をもって労働契約を解除する。ただし、試用期間が14日を経過した場合は、本規則第61条の手続きを行い解雇する。
- 3 会頭が特に必要と認めるときは、第1項の試用期間を延長もしくは短縮することがある。
- 4 特殊な技能、経験を有する者には、試用期間を設けないことがある。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

第16条（本採用）

商工会議所は、前条の試用期間を満了した者について、職場適応性、勤務成績、業務習得の程度、健康状態等を総合的に判断した結果、適性があると認められる者を職員として本採用する。本採用者には、試用期間の最終日までに通知する。なお、新たに採用した職員に対しては、本採用時の給料の額等を記載した書面を交付して労働条件を明示する。

第17条（異動）

会頭は、業務の都合により、職員に対し転勤、転属または職場、職種の変更を命ずることができる。

- 2 前項の規定により異動等を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 3 異動等を命ぜられた場合は、後任者に仕事の申し送りをし、指定された期日にすみやかに職場に着任し、または職種に就かなければならない。

第18条（出向）

商工会議所は、職員の人材育成、相手先の業務支援その他業務の都合により、職員に出向を命ずることがある。

- 2 出向を命ずる場合、商工会議所は、出向中の労働条件、給与等の取り扱いその他必要な事項を明示し、本人の意向を聴取してから行う。この場合、職員は正当な事由なくこれを拒むことはできない。

第19条（転籍）

商工会議所は、業務の都合により、職員に転籍を命ずることがある。

- 2 転籍を命ずる場合、商工会議所は、転籍後の労働条件、給与等必要な事項を明示し、本人の同意を得て行う。

第3章 勤 務

第20条（勤務時間）

職員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後5時30分まで
 - (2) 前号の規定にかかわらず、合理的な理由のある場合に限り、事務局長の承認を得て、勤務時間を30分前倒しにすることができる。
- 2 業務の都合上やむを得ない場合には、第1項の勤務時間を超え、また本規則第26条の休日に労働させることがある。

第21条（休憩時間）

休憩時間は、正午から午後1時までとする。

第22条（休憩の利用）

職員は、休憩時間を商工会議所の規律保持を妨げない限り自由に利用することができる。ただし、職場を遠く離れる場合は、あらかじめその旨を所属長または同僚に連絡しておかなければならない。

第23条（勤務時間等の変更）

所属長は業務の都合により、事務局長の承認を得てあらかじめ職員に通知し、勤務時間等の変更をすることができる。

第24条（事業場外労働の労働時間）

職員が、出張やその他の作業等により事業場外で業務に従事する場合において、労働時間を算定しがたいときは、当日の所定労働時間を勤務したものとみなす。

第25条（出退勤）

職員は、本規則第20条に規定する始業時刻までに出勤し、所定の方法により自らの出勤を記録しなければならない。また始業時間には業務を開始し、終業時間まで業務を行わなければならない。

- 2 退勤に際しては、書類やパソコン等を整理格納し、所定の方法により自らの退勤を記録しなければならない。また、正当な理由なく居残ってはならない。

第26条（休日）

休日は、次のとおりとし、職員は勤務を免除される。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から同月31日まで、並びに翌年1月2日（月曜日である場合を除く。）および同月3日）

- 2 業務の都合により必要やむを得ない場合には、職員の全部または一部について、前各号の休日を他の日と振り替えることがある。この場合、商工会議所は該当する者にあらかじめ振替休日を通知する。なお、休日の振替を行った場合も、休日の付与日数は4週間を通じて4日を下らないものとする。

第27条（時間外および休日勤務）

商工会議所は、業務上必要あるときは、所定時間外または休日に勤務させることがある。職員は、正当な理由なく拒否してはならない。

- 2 時間外および休日労働は、労働基準監督署長に届け出た協定の範囲内で命じるものとする。
- 3 時間外および休日労働は、事前に所属長の許可を得なければならない。許可なく時間外および休日労働した部分については無給とする。
- 4 妊娠中の女性職員が申し出た場合、超過勤務をさせることはない。
- 5 小学校就学前の子を養育し、または家族の介護を行う職員が請求したときは、時間外労働を1ヵ月に24時間、1年150時間以内とし、法定休日に勤務させることはない。

第28条（非常災害時の特例）

災害その他避けられない事由による場合は、労働基準監督署長の許可を受け、または事後の届出により、労働時間の変更、延長または休日に勤務させることがある。ただし、妊娠中の女性職員が申し出た場合はこの限りではない。

第29条（適用除外）

労働時間、休憩時間および休日の規定は、管理監督者の地位にある者については適用しない。ただし、出退勤の記録については、本規則第25条の規定を適用する。

第30条（休暇）

休暇は、年次有給休暇、特別休暇とし、休暇を受けた職員は、その勤務を免除される。

第31条（年次有給休暇）

前年度の全労働日の8割以上出勤した職員に対して、毎年4月1日を基準日とした各年度に、勤続年数に応じた年次有給休暇を付与するものとする。

- 2 年次有給休暇は別表（1）に掲げる日数とする。ただし、年度中途に新たに職員となった者については、別表（2）に掲げる入所月（発令日の属する月）ごとの休暇日数とする。

【別表】（1）年次有給休暇日数表

勤 務 年 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
年次休暇日数	別表（2）	12日	13日	14日	16日	18日	20日

備考 勤務年数は、職員が採用された日からその年度の事業年度末（3月31日）までを1年とみなし、以後事業年度をもって勤務年数を算定する。

【別表】（2）年度の中途において新たに職員となった者の年次有給休暇日数表

発令の日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	2月	3月
年次休暇日数	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	0日

- 3 職員が年次有給休暇を受けようとするときは、所定の方法により、所属長を経由して事務局長に届け出なければならない。その場合において、事務局長は、申請された時季に休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げると認めるときは、他の時季に変更することができる。
- 4 欠勤した場合、正当な事由があったと商工会議所が判断したときを除いて、事後これを年次有給休暇に振り替えることは認めない。
- 5 年次有給休暇の未使用分については、その年度の残存日数を1年を限度として翌年度に繰越すことができる。

第31条の2（年次有給休暇の時季指定付与）

基準日における年次有給休暇が10日以上付与（前年度からの繰越し分は除く）された職員に対しては、基準日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇のうち5日について、商工会議所が職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して年次有給休暇を取得させる。ただし、商工会議所が時季指定する有給休暇5

日分について、職員自らが時季指定して有給休暇の取得を行った場合は、その日数分だけ控除することができる。

第32条（特別休暇）

職員は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ該当各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

- (1) 結婚の場合
 - ア 本人の場合 連続8日以内
 - イ 子女の場合 連続2日以内
 - ウ 兄弟姉妹の場合 1日
 - (2) 生理のため勤務が著しく困難な場合 必要と認められる期間
 - (3) 忌引きの場合
 - ア 配偶者または一親等の血族の死亡 連続6日以内
 - イ 二親等の血族または一親等の姻族の死亡 連続3日以内
 - ウ 三親等の血族または二親等の姻族の死亡 連続2日以内
 - エ 配偶者および一親等の血族の法要 1日
 - (4) 感染症の予防および感染症の患者に関する法律の規定による交通遮断または隔離の場合 必要と認められる期間
 - (5) 自然災害、交通機関の事故等不可抗力の原因による交通途絶の場合 必要と認められる期間または時期
 - (6) 自然災害、火災等により職員の現住居が滅失し、または破壊した場合 1週間の範囲内で必要と認められる期間
 - (7) 夏季休暇 6日
- 2 職員が前項各号の特別休暇および第33条、第34条、第37条の休暇を受けようとするときは、あらかじめ所属長の了解を得て、休暇届を事務局長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、休暇事由が生じた後、速やかに承認を受けなければならない。
- 3 職員が第1項各号の特別休暇を受ける期間中に第26条に規定する休日が含まれる場合は、その日は特別休暇の日数に含まれるものとする。

第33条（公民権の行使等）

職員が次の各号の一に該当するときは、その必要な時間を与える。

- (1) 選挙権その他公民権を行使するとき
 - (2) 証人または鑑定人として裁判所に出頭するとき
 - (3) 前各号に準ずるとき
- 2 前項の届出があった場合、商工会議所はその目的を妨げない範囲でその時間を変更することがある。
- 3 前各項の時間については原則として無給とするが、商工会議所が必要と認めるときは有給扱いとすることがある。

第34条（裁判員休暇）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の趣旨に則り、次のいずれかに該当する場合には、裁判員休暇を与える。

- (1) 裁判員候補者として裁判所に出頭するとき
 - (2) 裁判員または補充裁判員として裁判審理に参加するとき
- 2 裁判員休暇期間中は原則として無給とするが、商工会議所が必要と認めるときは有給扱いとすることがある。

第35条（産前産後休暇等）

産前については、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員が請求した場合に休暇を与える。

- 2 出産が予定日を過ぎた場合は、その日数分を産前休暇に加える。
- 3 出産後については、8週間を経過しないと就業できない。ただし、産後6週間を経過した女性職員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。
- 4 本条の休暇は無給とする。
- 5 妊娠中の女性職員が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させる。

第36条（育児休業および育児時間）

育児のために休業することを希望する職員で、1歳に満たない子（保育所等待機等一定の場合には、1歳6ヵ月）と同居し養育する者は、「育児介護休業法」に基づき育児休業または育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める「育児・介護休業等規程」による。
- 3 生後1年未満の子を育てる女性職員は、あらかじめ申し出て、休憩時間のほかに1日2回各30分の育児時間を受けることができる。この場合、当該時間は無給とする。

第37条（母性健康管理のための休暇等）

妊娠中または出産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦」という。）から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保健指導または健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

（1）産前の場合

妊娠23週まで …………… 4週に1回

妊娠24週から35週まで …………… 2週に1回

妊娠36週から出産まで …………… 1週に1回

ただし、医師または助産師（以下「医師等」という。）が、これと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

（2）産後の場合 …………… 医師等の指示により必要な時間

- 2 商工会議所は、妊産婦である女性職員から、保健指導または健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申し出があった場合は、その指導を守ることができるように、通勤緩和、休憩時間の特例、勤務時間の短縮、特別休暇の取得等の適切な措置を取るものとする。

第38条（介護休業）

要介護状態にある家族を介護する職員は、「育児介護休業法」に基づき介護休業または介護の為の短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める「育児・介護休業等規程」による。

第39条（出張の命令および具申）

事務局長は、業務上必要が生じたときは、職員に用件、日程等を明らかにして、出張を命ずることができる。

- 2 職員は、業務に関して出張する必要が生じたときは、用件、日程等を明らかにして所属長を経て事務局長に具申することができる。

第40条（出張旅費）

職員の出張についての旅費は、別に定める「旅費規程」による。

第41条（復命）

職員は、出張から帰所したときは、速やかに出張の経過および始末を、所属長を経て事務局長に報告しなければならない。

第4章 服 務 規 律

第42条（サービスの原則）

職員は、商工会議所の使命を体し、法令、定款その他諸規定を遵守し、かつ、上司の指揮命令に従い、誠実勤勉を旨とし、その職務に専念し精励しなければならない。

第43条（職務心得）

職員は、次の事項を守らなければならない。

- （1）会員に対する礼を失したり、不快の念を抱かせるような言動をしてはならないこと
- （2）常に品位を保ち、商工会議所の名誉を害し信用を傷つけるようなことはしないこと
- （3）能力向上と工夫改善に努め、業務を確実、迅速に行うこと
- （4）職場を常に清潔に保ち、整理整頓に努めること
- （5）業務上不都合なアクセサリー、髪型、服装で勤務しないこと
- （6）職務上の権限を超えて、専断的なことを行わないこと
- （7）商工会議所の業務上の秘密事項および商工会議所の不利益となる事項を他に漏らさないこと
- （8）職務に関し、不当な金品の借用または贈与などの利益を受けないこと

- (9) 許可なく職務以外の目的で商工会議所の設備、機器、車両等を使用しないこと
- (10) 商工会議所の機器、車両、備品等を大切にし、消耗品等の節約に努めること
- (11) 勤務時間中はみだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げないこと
- (12) 常に文書および物品を整理し、不在の時にも業務に支障のないようにしておかなければならないこと
- (13) 酒気を帯びて勤務しないこと
- (14) 商工会議所の許可なく所内において、業務に関係のない集会、文書掲示、配布または放送等の行為をしないこと
- (15) 商工会議所の業務の範囲に属する事項について、著作、講演等を行う場合はあらかじめ商工会議所の許可を受けること
- (16) 私有車を業務で使用するときは、必ず事前に所属長の許可を得ること
- (17) インターネット上のホームページについて、業務以外の目的で閲覧してはならないこと（なお、その内容がわいせつな画像等、公序良俗に反するものについては、その程度に応じて懲戒処分とする。）
- (18) 就業中であるか否かに関わらず、商工会議所所有の機器を使って私的な目的で電子メールの送受信をしてはならないこと（なお、商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所は電子メールの内容を調査できるものとする。）
- (19) パソコン等で商工会議所が承認した以外のアプリケーションを利用してはならないこと
- (20) 勤務時間中に緊急時その他やむを得ない時を除き、携帯電話等で私的な通信をしてはならないこと
- (21) 前各号に掲げるもののほか、業務の正常な運営を妨げ、または所内の風紀秩序を乱す行為を行わないこと

第44条（ハラスメント行為の禁止）

職員は、相手の望まない性的言動により他の職員に不利益や不快感を与えたり、地位や人間関係で弱い立場の者に精神的または身体的な苦痛を与えることで、職場環境を悪化させる行為を行ってはならない。

- 2 各種ハラスメント行為等に関する相談窓口は事務局長とし、相談または苦情の申し出を受けた場合は、人権に配慮したうえで、必要に応じて被害者、加害者、上司、同僚等に事実関係を聴取する。職員は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 商工会議所は、問題を解決し、被害者の就業環境を改善するため、加害者に対して制裁措置、人事異動等の必要な措置を講ずる。

第45条（守秘義務）

職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。職員は、別に定める「個人情報保護規程」により個人情報管理につき万全をきたすものとする。

第46条（職務専念義務の免除）

職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事務局長の承認を受け、その職務に専念する義務を免除される。

- (1) 公民権を行使する場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、事務局長が必要と認める場合

第47条（兼業の禁止）

職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない。ただし、事務局長が認めたときは、この限りでない。

第48条（遅刻、早退、外出および欠勤の手続き）

職員が遅刻、早退、外出または欠勤するときは、事前にその理由および予定時間等を所定の方法により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由で、事前に届け出ることができないときは、事後速やかに届け出ることとする。

- 2 傷病のため欠勤が引き続き5日以上におよぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

第49条（就業の禁止）

次の各号に該当する職員に対しては、医師の意見にもとづき出勤を禁止することがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

- (1) 他人に伝染する恐れのある疾病（新型インフルエンザ等を含む）にかかったとき

- (2) 精神障害のため、自身を傷つけ、または他人に害をおよぼす恐れのあるとき
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病気が著しく悪化するおそれのあるとき
- (4) その他各号に準ずる程度の事由により、出勤を禁止し、または退出させることが適当であると認められるとき

第5章 休 職

第50条（休職の条件）

職員が次の各号に該当したときは、休職とする。ただし、本条第4号による勾留の場合、事件の内容により、休職の適用は商工会議所が決定する。

- (1) 業務外の傷病（通勤途上の災害による傷病を含む）による欠勤が1ヵ月以上におよんだとき、または断続的な欠勤の日数が2ヵ月間で40日以上に達し、以後もその状態が継続する可能性があるとき
- (2) 精神の疾患により労務の提供が不完全であり、その疾患が治癒しないなど業務に支障が生じると商工会議所が判断したとき
- (3) 自己の都合による欠勤が1ヵ月以上におよんだとき
- (4) 刑事事件で起訴または勾留されたとき
- (5) 公職に就いたため、業務に支障が生じたとき
- (6) 前各号のほか商工会議所が特に必要と認めたとき

第51条（休職期間）

前条の休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 業務外の傷病等による休職の場合

勤続年数5年まで	1年以内
勤続年数6年～10年まで	2年以内
勤続年数11年以上	3年以内

前条第1項または第2項により休職した職員が、休職期間満了前に復職した場合で、復職後30日を経ないで、再び当該休職事由と同一ないし類似の事由により欠勤したときは、休職を命じる。この場合休職期間は中断せず、前後の期間を通算する。

- (2) 自己都合による休職の場合 …………… 1ヵ月
- (3) 商工会議所の命により所外勤務に従事した場合 …………… 必要な期間
- (4) 刑事事件で起訴または勾留された場合 …………… 起訴または勾留の翌日から第1審の判決の日まで
- (5) 公職についた場合 …………… 必要な期間とし、休職者の願い出により復職を命ずることができる。
- (6) その他の場合 …………… 原則として最長期間1年とし、その都度定める。

第52条（休職者の身分）

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第53条（休職期間中の給与および勤続年数）

休職期間中は無給とする。ただし、必要に応じて別に定めるところにより休職給を支給することができる。

- 2 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、本規則第51条第3号による場合、その他商工会議所が特に必要と認めたときは勤続年数に算入する。

第54条（休職者の義務）

休職期間中の者は、毎月1回、近況もしくは病状を文書で商工会議所へ必ず報告しなければならない。

第55条（復職）

休職を命ぜられた者が期間満了までに休職事由が消滅したときは、復職を命じることができる。

- 2 傷病のために休職中であつた者は、就業しても支障のない旨の医師の診断書を提出し、商工会議所がこれを認めた場合に限る。
- 3 商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所の指定する医師の診断を求めることがある。

第56条（復職時の労働条件）

前条により復職した者の労働条件、職務内容は、休職直前のものを基準とする。ただし、本人の身体状態その他の状況により職場、職種および労働条件を変更することがある。

第57条（休職期間満了）

職員が本規則第51条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。

第6章 退職および解雇

第58条（退職の基準）

職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本人の都合により退職を願い出て、商工会議所から承認されたとき
- (4) 休職期間が満了しても復職ができなかったとき
- (5) 他社に転籍したとき
- (6) 本人と連絡不能の状態（行方不明等）になって30日を経過したとき
- (7) その他前各号に準ずる事情があったとき

第59条（退職の手続き）

職員が退職しようとするときは、退職の30日前までにその事由を付し、所属長を経て、事務局長に退職願を提出しなければならない。

第60条（定年）

職員（60歳より前に無期契約職員となった者を含む）の定年は満60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

- 2 商工会議所は、定年に達した者のうち、本人が希望するときは、雇用契約期間を1年として嘱託契約にて再雇用するものとし、その後満65歳に達した日以降における最初の3月31日まで更新することができる。ただし、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等、また本規則に定める解雇事由に該当する者は対象としない。
- 3 嘱託職員の雇用条件等は、別途「嘱託就業規則」に定めるほか、個別の雇用契約書に定め、1年毎に見直すものとする。
- 4 継続雇用希望者は、定年退職の3ヵ月前までに、雇用条件について協議するものとする。

第61条（解雇の基準）

職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または予告に代えて平均賃金の30日分の予告解雇手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて本規則第77条に定める懲戒解雇をする場合および試用期間中の職員（14日を越えて引続き雇用されるものを除く）を解雇する場合は、この限りでない。

- (1) 精神または身体の障害により、通常の勤務に耐えられないと認めるとき
- (2) 業務遂行能力が他の者と比較して著しく不良で、配置転換不能のとき
- (3) 組織不適応、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも職員としての責務を果たし得ないと認めるとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき
- (5) 試用期間中に、職員として適格性に欠けると判断したとき
- (6) 事業の縮小、職務の改廃その他事業の必要上、人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき
- (7) 勤務怠慢または勤務成績不良で、他に配置転換しても就業に適さないと認められるとき
- (8) 採用時における誓約に反する行為のあったとき
- (9) 刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上、解雇が相当と認められる事由があったとき

(10) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき

(11) その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき

2 第1項の規定により職員の解雇に際し、当該職員から請求のあった場合には、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第62条（解雇の制限）

前条にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打ち切り補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間

(2) 産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間

第63条（退職時の引き継ぎおよび返還）

職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに、担当の業務を後任者に引き継がなければならない。

第64条（退職後の義務）

退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。

2 退職または解雇された者は、在職中に知り得た機密を他に漏洩してはならない。（SNS等への投稿を含む）

第7章 給 与

第65条（給与）

職員の給与に関する事項は、別に定める「給与規程」による。

第8章 退 職 金

第66条（退職金）

職員の退職金の支給については、別に定める「給与規程」による。

第9章 災 害 補 償

第67条（災害補償）

職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合に労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けるべき職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。

第68条（通勤災害給付）

職員が通勤途上において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。

第10章 安全および衛生

第69条（商工会議所の措置義務）

商工会議所は安全衛生上必要な措置を講じ、職員の危険防止と健康の保持増進に努める。

第70条（職員の遵守義務）

職員は、安全および衛生に関する諸法令を遵守し、安全および衛生に関する事務局長の指示に従って災害の防止および疾病の予防に努めなければならない。

第71条（災害の防止）

職員は、事務局長から安全管理責任者として任命された者の指示に従い、常に火災、盗難等の災害の防止に努めなければならない。

2 職員は、火災その他の災害により商工会議所が危急のときは、上司の指揮を受けて適切に対処するとともに、自らも適宜最善の処置をとらなければならない。

3 職員は、休日その他勤務時間外に前項に規定する事態が生じたときは、直ちに出勤して上司の指揮命令に従わなければならない。

第72条（健康診断等）

商工会議所は、採用の際および毎年1回定期、その他必要に応じて健康診断を実施する。

2 職員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 所属長は、その所属に係る職員について必要があると認められるときは、医師の診断を受けさせる等必要な措置をとることができる。

4 所定外労働時間（時間外および休日労働時間）が1月当たり80時間を超え、疲労の蓄積が認められる者が申し出た場合は、医師による面接を行うものとする。

5 その他、別に定める「心の健康づくり計画」により、職員の心の健康づくりを推進する。

第11章 賞 罰

第73条（表彰）

職員の表彰に関する事項は、別に定めるところによる。

第74条（懲戒の目的と種類）

商工会議所は、所内の秩序を維持することを目的として職員に懲戒を行う。なお、懲戒に当たっては、その事実を商工会議所で十分に調査して行う。また懲戒は、下記の6種とする。

(1) けん責……本人より始末書を提出させ、再び同じことをしないことを誓約させる。

(2) 減給……本人より始末書を提出させ、減給する。ただし、1回について、平均賃金の1日分の半額、また総額が一給与計算期間における給与総額の10分の1以内で行う。

(3) 出勤停止……本人より始末書を提出させ、1ヵ月以内の出勤を停止し、その期間のうち初めの7日間の給与は支給しない。なお、出勤停止期間が7日間を超える場合は、平均給与の6割を支給する。

(4) 昇給停止……本人より始末書を提出させ、一定期間の昇給を停止する。

(5) 降格……本人より始末書を提出させ、職位を引き下げるか、または、解任する。

(6) 諭旨退職……本人に訓戒を与え、自己退職の形式によって解雇する。

(7) 懲戒解雇……予告期間を設けなくて、即日解雇する。労働基準監督署長の認定を受けた場合、解雇予告手当は支給しない。

第75条（けん責）

職員が次の各号の一に該当するときは、けん責処分とする。

(1) 正当な理由なく、商工会議所の諸規則に違反したとき

(2) 正当な理由なく、上司に反抗したり、その命令を守らなかったとき

(3) 勤務時間中みだりに職場を離れ、業務怠慢の行為があったとき

(4) 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退したとき

(5) 正当な理由なく、無断欠勤したとき

(6) 商工会議所の設備、機器、車両、その他の物品を粗末に扱い、不具合を生じさせたとき

(7) 商工会議所の備品、事務用品その他消耗品等を粗略に扱い、または不注意のため破損、紛失したとき

(8) 許可なく職務以外の目的で、商工会議所の設備、車両、機器等を使用したり、インターネット等を私的に利用したとき

(9) 他の職員の業務の遂行を正当な理由なく妨げたとき

(10) 正当な理由なく、申請書、届出書、報告書等の提出期限を守らなかったとき

(11) 不注意により業務に支障を来たしたとき

(12) 酒気を帯びて勤務したとき

- (13) 商工会議所に無断で、取引先から金銭その他の贈与、饗応を受けたとき
- (14) 立入禁止の場所に許可なく立ち入ったとき
- (15) 火気を粗略に取扱い、商工会議所が指定した場所以外で喫煙したとき
- (16) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき

第76条（減給、出勤停止、昇給停止および降格）

職員が次の各号の一に該当するときは、減給、停職、昇給停止または降格処分とする。

- (1) けん責処分を受けたにもかかわらずそれを繰り返したとき、または前条の情状が重いとき
- (2) 申請書、届出書、報告書等の届出を怠り、または偽ったとき
- (3) 正当な理由なく、無断欠勤が3日以上に及んだとき
- (4) 給与計算の基礎となる事項に関し、不正な行為があったとき
- (5) 故意または重大な過失によって、設備、備品等を破損させたとき
- (6) 商工会議所において、営利を目的とする物品の販売を行ったとき
- (7) 建物、施設、備品、商品、金銭などの管理を怠ったとき
- (8) 職務上、越権または専断的な行為があったとき
- (9) ハラスメント行為を行ったとき
- (10) 故意または重大な過失によって、商工会議所に損失を与えたとき
- (11) 部下に対する監督不行届により、商工会議所に重大な損害を与えたとき
- (12) 役付者としての職務を怠ったため職場の秩序を乱したとき
- (13) 役付者としての能力が著しく低下したとき
- (14) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき

第77条（論旨退職または懲戒解雇）

職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇処分とする。ただし、商工会議所の勧告に従って退職願を提出したときは、論旨退職とする場合がある。なお、懲戒解雇の場合は、退職金を支給しない。

- (1) 前条の行為が再度におよんだとき、または情状が重いとき
- (2) 正当な理由なく無断欠勤が10日以上にわたり、出勤の督促に応じないとき
- (3) 商工会議所の現金、商品、資材および重要書類を持ち出し、または横領したとき
- (4) 職務を利用し、不正または不当に金銭、物品その他の贈与を受けたり要求したとき
- (5) 職務上知り得た業務上の重要機密を外部に漏らし、または漏らそうとしたとき
- (6) 雇入れの際の経歴を偽り入所したとき
- (7) 刑事上の罪に該当する行為により、商工会議所の名誉、信用を失墜させたとき
- (8) 商工会議所の許可なく他の事業所に雇用され、または類似する自営を行ったとき
- (9) 商工会議所の許可なく商工会議所施設内で政治、宗教活動を行ったとき
- (10) 商工会議所の許可なく商工会議所施設内で、集会および演説または印刷物等の配布や掲示をしたとき
- (11) 所内で暴行、脅迫、傷害、賭博またはこれらに類似する行為を行ったとき
- (12) 会員および他の職員に対して、暴行、脅迫、監禁、その他所内の秩序を乱す行為をしたとき
- (13) ハラスメント行為が悪質であったとき
- (14) 不当に商工会議所を中傷する言動を行ったとき
- (15) 正当な理由なく、異動、転勤、降格等の業務命令を拒否したとき
- (16) 他人に対し不法に退職を強要したとき
- (17) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき

第78条（飲酒運転に関する懲戒）

職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、情状（行為の動機、態様および結果、故意または過失の程度、当該職員の職務、他の職員および社会に与える影響、過去の非違行為の有無、日頃の勤務態度および事件後の対応等）により、減給、出勤停止または降格とすることがある。

- (1) 酒酔い運転または酒気帯び運転で人を死亡させ、または損害を負わせたとき
 - (2) 酒酔い運転または酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こしたとき
 - (3) 酒酔い運転または酒気帯び運転を繰り返したとき
 - (4) 酒酔い運転または酒気帯び運転をし、検挙されたとき
- 2 職員が酒酔い運転または酒気帯び運転と知りながら同乗した場合、または酒酔い運転または酒気帯び運転になることを知りながら飲酒を勧めた場合は、減給または出勤停止とする。

第79条（処分決定前の取り扱い）

商工会議所は、懲戒に該当する行為のあった者に対し、懲戒処分決定まで就業させないことがある。

第80条（管理監督責任）

職員が懲戒を受けた場合、状況により当該上司に対しても管理監督責任としての処分を行う。ただし、当該上司がその防止に必要な措置を講じ、または講ずることができなかつたことにやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

第81条（損害賠償）

職員が故意または過失によって商工会議所に損害を与えた場合は、損害の一部または全部を賠償させることがある。

- 2 前項による損害賠償は、退職後および退職後に発覚した場合もその責を免れない。

第12章 雑 則

第82条（委任）

この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この改正規則は、令和3年12月3日から一部改定の上施行する。

2. 岡山商工会議所 嘱託職員就業規則

第1章 総 則

第1条（趣旨）

この規則は、岡山商工会議所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、岡山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に勤務する嘱託職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（嘱託職員の定義）

この規則において「嘱託職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 「職員就業規則」第60条により60歳定年時に継続して再雇用された者、および定年退職後60歳を過ぎてから採用された者（以下「再雇用者」という。）
- (2) その他商工会議所が必要と認めた者

第3条（他の法律との関係）

この規則に定めた事項のほか嘱託職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係諸法令に従う。

第4条（規則の周知）

商工会議所は採用した嘱託職員に、就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付ける等の方策をもって規則の周知徹底を図る。

第5条（差別扱いの禁止）

商工会議所は、嘱託職員の国籍、信条、社会的身分、または男女の別等を理由に差別扱いはしない。

第2章 人 事

第6条（再雇用）

商工会議所は、定年退職予定者のうち「職員就業規則」第61条（解雇）の基準に該当しない者であって、再雇用を希望する者を、1年更新で、65歳に達する日以後、最初に到来する3月31日まで再雇用する。

- 2 「職員就業規則」第61条（解雇）の基準に該当しない者が前項にある再雇用の申し出をするときは、定年退職の日または契約期間満了の日の3ヵ月前までに申し出なくてはならない。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、65歳以上の者について商工会議所が特に必要と認めた場合は、契約を更新することがある。

第7条（採用）

商工会議所は、嘱託として就職を希望する者のうちから、本規則第2条の要件を満たした者を所定の手続きを経て採用する。

第8条（入所希望者の提出書類）

就職希望者（再雇用者以外）は面接時までに、次の書類を商工会議所へ提出しなければならない。

- （1）履歴書（商工会議所が指定する様式）および写真（3ヵ月以内に撮影したもの）
- （2）前号のほか商工会議所が必要と認めるもの

第9条（雇用契約）

商工会議所は、採用者に対してこの規則および職務、勤務時間、給与その他の労働条件を明示し、嘱託雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）により雇用契約を締結する。

- 2 嘱託の雇用期間は、原則として1年とする。ただし、本規則第2条第1項の者（再雇用者）は、本人が希望し退職事由、解雇事由に該当しない場合、また第2項の者は、業務上の必要があるときは、1年契約を更新することができる。

第10条（契約更新）

契約を更新する場合は、契約期間満了日の1ヵ月前までに本人に通知する。

第11条（採用時の提出書類）

嘱託職員として採用された者（再雇用者以外）は、次の書類のうちから指定されたものを商工会議所の指定する日までに提出しなければならない。

- （1）誓約書
 - （2）給与所得者の扶養控除等申告書
 - （3）通勤方法の届書
 - （4）社会保険等が適用になる場合は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証）および雇用保険被保険者証
 - （5）マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書。ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。）
 - （6）その他商工会議所が必要と認める書類
- 2 嘱託職員（再雇用者含む）は、前項の提出書類のほか届出内容に変更があった場合は、その都度遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。

第12条（採用取り消し）

本規則第7条により嘱託職員として採用した者で、採用日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。

- （1）正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合
- （2）正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合

第13条（異動）

商工会議所は、業務の都合により嘱託職員に配置転換を命ずることがある。

- 2 前項の人事異動を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 3 異動を命ぜられた場合は、後任者に仕事の申し送りをし、指定された期日にすみやかに職場に着任し、または職種

に就かなければならない。

第3章 勤 務

第14条（勤務時間）

嘱託職員の勤務時間は、原則として、「職員就業規則」第20条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、商工会議所は、業務の都合上その他特別の理由があるときは、嘱託職員に対し所定労働時間外に勤務を命ずることができる。

第15条（休憩時間）

嘱託職員の休憩時間は、「職員就業規則」第21条および第22条の規定を準用する。

第16条（出退勤）

嘱託職員は、あらかじめ定められた始業時刻までに出勤し、所定の方法により自らの出勤を記録しなければならない。

- 2 退勤に際しては、書類やパソコン等を整理格納し、所定の方法により自らの退勤を記録しなければならない。また、正当な理由なく居残ってはならない。

第17条（服務上の遵守事項）

嘱託職員の服務上の遵守事項は、「職員就業規則」第4章の規定を準用する。

第18条（休日）

嘱託職員の休日は、原則として、「職員就業規則」第26条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 商工会議所は、業務の都合その他やむを得ない理由があるときは、嘱託職員を休日に勤務させることができる。

第19条（休暇）

嘱託職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、産前産後休暇、生理日の休暇、育児介護休業、その他労働基準法等の定める休暇とし、各々法定の要件を満たした場合に与えるものとする。

- 2 前項に規定する休暇の期間は、年次有給休暇および特別休暇を除き、原則として無給とする。

第20条（年次有給休暇の取扱い）

年次有給休暇の取扱いについては、原則として、「職員就業規則」第31条および第31条の2の規定を準用する。なお、再雇用者の勤続年数については、嘱託職員になる前の勤続年数と通算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下、または年間所定労働日数が216日以下の嘱託職員に対しては、次に掲げる日数の年次有給休暇を比例付与するものとする。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤 続 年 数						
		6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 3 年次有給休暇の未使用分については、次年度に限り繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は、嘱託職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには他の日に変更することがある。
- 5 年次有給休暇を請求する場合は、原則として、事前に所定の方法により所属長を経て、商工会議所に届け出るものとする。
- 6 欠勤した場合、正当な事由があったと商工会議所が判断したときを除いて、事後これを年次有給休暇に振り替えることは認めない。

第21条（育児・介護休業等の取扱い）

育児・介護休業等の取扱いについては、別に定める「岡山商工会議所育児・介護休業等規程」による。

第22条（特別休暇）

嘱託職員の特別休暇は、「職員就業規則」第32条の規定を準用する。

第23条（休暇の取り消し）

嘱託職員が故意または怠慢により休暇の届出を怠った場合は、休暇を取り消し、欠勤扱いとすることがある。

第4章 休 職

第24条（休職の条件）

嘱託職員が次の各号に該当したときは、休職とする。ただし、本条第4号による勾留の場合、事件の内容により、休職の適用は商工会議所が決定する。

- (1) 業務外の傷病（通勤途上の災害による傷病を含む）による欠勤が1ヵ月以上に及んだとき、または断続的な欠勤の日数が2ヵ月間で40日以上に達し、以後もその状態が継続する可能性があるとき
- (2) 精神の疾患により労務の提供が不完全であり、その疾患が治癒しないなど業務に支障が生じると商工会議所が判断したとき
- (3) 自己の都合による欠勤が1ヵ月以上に及んだとき
- (4) 刑事事件で起訴または勾留されたとき
- (5) 公職に就いたため、業務に支障が生じたとき
- (6) 前各号のほか商工会議所が特に必要と認めたとき

第25条（休職期間）

前条の休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 業務外の傷病等による休職の場合

勤続年数5年まで	3ヵ月以内
勤続年数6年～10年まで	6ヵ月以内
勤続年数11年以上	1年以内

前条第1号または第2号により休職した嘱託職員が、休職期間満了前に復職した場合で、復職後30日を経ないで、再び当該休職事由と同一ないし類似の事由により欠勤したときは、休職を命じる。この場合休職期間は中断せず、前後の期間を通算する。

- (2) 自己都合による休職の場合 …………… 1ヵ月
- (3) 商工会議所の命により所外勤務に従事した場合 …………… 必要な期間
- (4) 刑事事件で起訴または勾留された場合 …………… 起訴または勾留の翌日から第1審の判決の日まで
- (5) 公職についた場合 …………… 必要な期間とし、休職者の願い出により復職を命ずることができる。
- (6) その他の場合 …………… 原則として最長期間1年とし、その都度定める。

第26条（休職者の身分）

休職者は、嘱託職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第27条（休職期間中の給与および勤続年数）

休職期間中は原則として無給とする。ただし、必要に応じて別に定めるところにより休職給を支給することがある。

- 2 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、本規則第25条第3号その他商工会議所が特に必要と認めたときは勤続年数に算入する。

第28条（休職者の義務）

休職期間中の者は、毎月1回、近況もしくは病状を文書で商工会議所へ必ず報告しなければならない。

第29条（復職）

休職を命ぜられた者が期間満了までに休職事由が消滅したときは、復職を命じることができる。

2 傷病のために休職中であった者は、就業しても支障のない旨の医師の診断書を提出し、商工会議所がこれを認めた場合に限る。

3 商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所の指定する医師の診断を求めることがある。

第30条（復職時の労働条件）

前条により復職した者の労働条件、職務内容は、休職直前のものを基準とする。ただし、本人の身体状態その他の状況により職場、職種および労働条件を変更することがある。

第31条（休職期間満了）

嘱託職員が本規則第25条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。

第5章 退職および解雇

第32条（退職の基準）

嘱託職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 契約期間が満了したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 65歳に達する日以後における最初の3月31日が到来したとき
- (4) 自己の都合により退職を申し出て承認されたとき
- (5) 本人と連絡不能の状態（行方不明等）になって30日を経過したとき
- (6) その他前各号に準ずる事情があったとき

第33条（退職の手続き）

自己の都合により退職をしようとする者は、原則として退職の14日前までに所属長を経て事務局長に退職願を提出しなければならない。

第34条（解雇）

嘱託職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。この場合は30日前に予告するか、または予告せずに30日分の平均賃金を支払う。

- (1) 精神または身体の障害により、通常の勤務に耐えられないと認めるとき
- (2) 業務遂行能力が他の者と比較して著しく不良で、配置転換不能のとき
- (3) 組織不適應、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも嘱託職員としての責務を果たし得ないと認めるとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき
- (5) 事業の縮小、職務の改廃、その他事業の必要上人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき
- (6) 勤務怠慢または勤務成績不良で、他に配置転換しても就業に適さないと認められるとき
- (7) 採用時における誓約に反する行為があったとき
- (8) 刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上解雇が相当と認められる事由があったとき
- (9) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき
- (10) その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき

第35条（解雇の制限）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打切補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間
- (2) 産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間

第36条（退職時の引継ぎおよび返還）

嘱託職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証（取得者のみ）および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに担当の業務を後任者に引継がなければならない。

第37条（退職後の義務）

退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。

2 退職または解雇された者は、在職中に知り得た機密を他に漏洩してはならない。（SNS等への投稿を含む）

第6章 給与および退職金

第38条（給与）

嘱託職員の給与に関する事項は、別に定める雇用契約書に定める。

第39条（退職金）

嘱託職員には、原則として退職金を支給しない。

第7章 安全および衛生

第40条（通則）

嘱託職員は、安全および衛生に関する諸法令を遵守するとともに安全および衛生に留意し、災害の防止および疾病の予防に努めなければならない。

第41条（災害の防止）

嘱託職員は、火災その他の災害により商工会議所が危急のときは、上司の指揮を受けて適切に対処するとともに、自らも適宜最善の措置をとらなければならない。

第42条（健康診断）

週の所定労働時間が正規職員と比べて4分の3以上である嘱託職員のうち、1年以上の雇用が見込まれる者、またはすでに1年以上継続して雇用されている者は、商工会議所が実施する健康診断を受けなければならない。

2 所属長は、嘱託職員について必要があると認めるときは、医師の診断を受けさせる等適当な措置をとることができる。

第8章 災害補償

第43条（災害補償）

嘱託職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合は、労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けべき嘱託職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。

第44条（通勤災害給付）

嘱託職員が通勤途上において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。

第9章 賞 罰

第45条（表彰および懲戒）

嘱託職員の表彰および懲戒については、「職員就業規則」第11章の規定を準用する。なお、懲戒にあたっては、その事実を商工会議所で十分に調査して行う。

第10章 雑 則

第46条（委任）

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この改正規則は、令和3年12月3日から一部改定のうち施行する。

3. 岡山商工会議所 無期契約職員就業規則

第1章 総 則

第1条 (趣旨)

この規則は、岡山商工会議所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、岡山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に勤務する無期契約職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (無期契約職員の定義)

この規則において「無期契約職員」とは、契約職員および臨時職員等の有期契約職員から契約期間の定めのない無期契約職員に転換した60歳未満の職員をいう。

第3条 (他の法律との関係)

この規則に定めた事項のほか無期契約職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係諸法令に従う。

第4条 (規則の周知)

商工会議所は、無期契約職員に転換した者に、就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付ける等の方策をもって規則の周知徹底を図る。

第5条 (差別扱いの禁止)

商工会議所は、無期契約職員の国籍、信条、社会的身分、または男女の別等を理由に差別扱いはしない。

第2章 人 事

第6条 (転換)

商工会議所は、契約職員、臨時職員等の有期契約職員から無期契約職員への転換を希望する者を、所定の手続きを経て転換する。

第7条 (転換時の提出書類)

無期契約職員に転換された者は、商工会議所が必要とする書類を、指定する日までに提出しなければならない。

2 無期契約職員は、前項の提出書類のほか届出内容に変更があった場合は、その都度遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。

第8条 (雇用契約)

商工会議所は、無期契約職員に転換する者に対してこの規則および雇用期間、職務、勤務時間、給与その他の労働条件を明示し、無期契約職員用契約書（以下「雇用契約書」という。）により雇用契約を締結する。

第9条 (転換取り消し)

第6条により無期契約職員に転換する者で、転換日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、転換を取り消すことがある。

(1) 正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合

(2) 正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合

第10条 (異動)

商工会議所は、業務の都合により無期契約職員に配置転換を命ずることがある。

2 前項の人事異動を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 異動を命ぜられた場合は、後任者に仕事の申し送りをし、指定された期日にすみやかに職場に着任し、または職種に就かななければならない。

第3章 勤 務

第11条 (勤務時間)

無期契約職員の勤務時間は、原則として、「職員就業規則」第20条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書によ

り別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、商工会議所は、業務の都合上その他特別の理由があるときは、無期契約職員に対し所定労働時間外に勤務を命ずることができる。

第12条（休憩時間）

無期契約職員の休憩時間は、「職員就業規則」第21条および第22条の規定を準用する。

第13条（出退勤）

無期契約職員は、あらかじめ定められた始業時刻までに出勤し、所定の方法により自らの出勤を記録しなければならない。

- 2 退勤に際しては、書類やパソコン等を整理格納し、所定の方法により自らの退勤を記録しなければならない。また、正当な理由なく居残ってはならない。

第14条（服務上の遵守事項）

無期契約職員の服務上の遵守事項は、「職員就業規則」第4章の規定を準用する。

第15条（休日）

無期契約職員の休日は、原則として、「職員就業規則」第26条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 商工会議所は、業務の都合その他やむを得ない理由があるときは、無期契約職員を休日に勤務させることができる。

第16条（休暇）

無期契約職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、産前産後休暇、生理日の休暇、育児介護休業その他労働基準法等の定める休暇とし、各々法定の要件を満たした場合に与えるものとする。

- 2 前項に規定する休暇の期間は、年次有給休暇および特別休暇を除き、原則として無給とする。

第17条（年次有給休暇の取扱い）

年次有給休暇の取扱いについては、原則として、「職員就業規則」第31条および第31条の2の規定を準用する。なお、無期契約職員の勤続年数については、無期契約に転換する以前の勤続年数と通算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下、または年間所定労働日数が216日以下の無期契約職員に対しては、次に掲げる日数の年次有給休暇を比例付与するものとする。

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	勤 続 年 数						
		6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 3 年次有給休暇の未使用分については、次年度に限り繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は、無期契約職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには他の日に変更することがある。
- 5 年次有給休暇を請求する場合は、原則として事前に所定の方法により所属長を経て、商工会議所に届け出るものとする。
- 6 欠勤した場合、正当な事由があったと商工会議所が判断したときを除いて、事後これを年次有給休暇に振り替えることは認めない。

第18条（育児・介護休業等の取扱い）

育児・介護休業等の取扱いについては、別に定める「岡山商工会議所育児・介護休業等規程」による。

第19条（特別休暇）

無期契約職員の特別休暇は、「職員就業規則」第32条の規定を準用する。

第20条（休暇の取り消し）

無期契約職員が故意または怠慢により休暇の届出を怠った場合は、休暇を取り消し、欠勤扱いとすることがある。

第4章 休 職

第21条（休職の条件）

無期契約職員が次の各号に該当したときは、休職とする。ただし、本条第4号による勾留の場合、事件の内容により、休職の適用は商工会議所が決定する。

- (1) 業務外の傷病（通勤途上の災害による傷病を含む）による欠勤が1ヵ月以上に及んだとき、または断続的な欠勤の日数が2ヵ月間で40日以上に達し、以後もその状態が継続する可能性があるとき
- (2) 精神の疾患により労務の提供が不完全であり、その疾患が治癒しないなど業務に支障が生じると商工会議所が判断したとき
- (3) 自己の都合による欠勤が1ヵ月以上に及んだとき
- (4) 刑事事件で起訴または勾留されたとき
- (5) 公職に就いたため、業務に支障が生じたとき
- (6) 前各号のほか商工会議所が特に必要と認めたとき

第22条（休職期間）

休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 業務外の傷病等による休職の場合

勤続年数5年まで	3ヵ月以内
勤続年数6年～10年まで	6ヵ月以内
勤続年数11年以上	1年以内

前条第1号または第2号により休職した無期契約職員が、休職期間満了前に復職した場合で、復職後30日を経ないで、再び当該休職事由と同一ないし類似の事由により欠勤したときは、休職を命じる。この場合休職期間は中断せず、前後の期間を通算する。

- (2) 自己都合による休職の場合 …………… 1ヵ月
- (3) 商工会議所の命により所外勤務に従事した場合 …………… 必要期間
- (4) 刑事事件で起訴または勾留された場合 …………… 起訴または勾留の翌日から第1審の判決の日まで
- (5) 公職についた場合 …………… 必要な期間とし、休職者の願い出により復職を命ずることができる。
- (6) その他の場合 …………… 原則として最長期間1年とし、その都度定める。

第23条（休職者の身分）

休職者は、無期契約職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第24条（休職期間中の給与および勤続年数）

休職期間中は原則として無給とする。ただし必要に応じて別に定めるところにより休職給を支給することがある。

- 2 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、本規則第22条第3号その他商工会議所が特に必要と認めたときは勤続年数に算入する。

第25条（休職者の義務）

休職期間中の者は、毎月1回、近況もしくは病状を文書で商工会議所へ必ず報告しなければならない。

第26条（復職）

休職を命ぜられた者が期間満了までに休職事由が消滅したときは、復職を命じることができる。

- 2 傷病のために休職中であった者は、就業しても支障のない旨の医師の診断書を提出し、商工会議所がこれを認めた場合に限る。
- 3 商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所の指定する医師の診断を求めることがある。

第27条（復職時の労働条件）

前条により復職した者の労働条件、職務内容は、休職直前のものを基準とする。ただし、本人の身体状態その他の状況により職場、職種および労働条件を変更することがある。

第28条（休職期間満了）

無期契約職員が本規則第22条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。

第5章 退職および解雇

第29条（退職の基準）

無期契約職員が次の各号いずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 自己の都合により退職を申し出て承認されたとき
- (4) 本人と連絡不能の状態（行方不明等）になって30日を経過したとき
- (5) その他前各号に準ずる事情があったとき

第30条（退職の手続き）

無期契約職員が本人の都合により退職しようとするときは、14日前までに退職願を所属長を経て事務局長に提出しなければならない。

第31条（定年）

無期契約職員の定年は、60歳に達した日以後における最初の3月31日とする。

第32条（継続雇用）

60歳以後の継続勤務を希望する者は、嘱託職員となることができる。なお、嘱託職員の取扱いに関する事項は、別に定める「嘱託職員就業規則」による。

第33条（解雇）

無期契約職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。この場合は30日前に予告するか、または予告せずに30日分の平均賃金を支払う。

- (1) 精神または身体の障害により、通常の勤務に耐えられないと認めるとき
- (2) 業務遂行能力が他の者と比較して著しく不良で、配置転換不能のとき
- (3) 組織不適応、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも無期契約職員としての責務を果たし得ないと認めるとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき
- (5) 事業の縮小、職務の改廃、その他事業の必要上人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき
- (6) 勤務怠慢または勤務成績不良で他に配置転換しても就業に適さないと認められるとき
- (7) 採用時における誓約に反する行為のあったとき
- (8) 刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上解雇が相当と認められる事由があったとき
- (9) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき
- (10) その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき

第34条（解雇の制限）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打切補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間

(2) 産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間

第35条（退職時の引継ぎおよび返還）

無期契約職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証（取得者のみ）および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに担当の業務を後任者に引継がなければならない。

第36条（退職後の義務）

退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。

2 退職または解雇された者は、在職中に知り得た機密を他に漏洩してはならない。（SNS等への投稿を含む）

第6章 給与および退職金

第37条（給与）

無期契約職員の給与に関する事項は、別に定める雇用契約書による。

第38条（退職金）

無期契約職員には、原則として退職金を支給しない。

第7章 安全および衛生

第39条（通則）

無期契約職員は、安全および衛生に関する諸法令を遵守するとともに安全および衛生に留意し、災害の防止および疾病の予防に努めなければならない。

第40条（災害の防止）

無期契約職員は、火災その他の災害により商工会議所が危急のときは、上司の指揮を受けて適切に対処するとともに、自らも適宜最善の措置をとらなければならない。

第41条（健康診断）

週所定労働時間が正規職員と比べて4分の3以上である無期契約職員のうち、1年以上の雇用が見込まれる者、またはすでに1年以上継続して雇用されている者は、商工会議所が実施する健康診断を受けなければならない。

2 所属長は、無期契約職員について必要があると認めるときは、医師の診断を受けさせる等適当な措置をとることができる。

第8章 災害補償

第42条（災害補償）

無期契約職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合は、労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けるべき無期契約職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。

第43条（通勤災害給付）

無期契約職員が通勤途上において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。

第9章 賞 罰

第44条（表彰および懲戒）

無期契約職員の表彰および懲戒については、「職員就業規則」第11章の規定を準用する。なお、懲戒にあたっては、その事実を商工会議所で十分に調査して行う。

第10章 雑 則

第45条（委任）

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年12月3日から一部改定のうえ施行する。

4. 岡山商工会議所 契約職員就業規則

第1章 総 則

第1条 (趣旨)

この規則は、岡山商工会議所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、岡山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に勤務する契約職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (契約職員の定義)

この規則において「契約職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) あらかじめ雇用期間を定めて採用した60歳未満の者
- (2) その他商工会議所が必要と認めた者

第3条 (他の法律との関係)

この規則に定めた事項のほか契約職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係諸法令に従う。

第4条 (規則の周知)

商工会議所は採用した契約職員に就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付ける等の方策をもって規則の周知徹底を図る。

第5条 (差別扱いの禁止)

商工会議所は、契約職員の国籍、信条、社会的身分、または男女の別等を理由に差別扱いはしない。

第2章 人 事

第6条 (採用)

商工会議所は、契約職員として就職を希望する者のうちから、本規則第2条の要件を満たした者を選考のうえ適当と認めた者を所定の手続きを経て採用する。

第7条 (入所希望者の提出書類)

就職希望者は面接時まで、次の書類を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書（商工会議所が指定する様式）および写真（3ヵ月以内に撮影したもの）
- (2) 前号のほか商工会議所が必要と認めるもの

第8条 (採用時の提出書類)

契約職員として採用された者は、次の書類のうち、商工会議所が必要とする書類を、指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (3) 通勤方法の届書
- (4) 社会保険等が適用になる場合は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証）および雇用保険被保険者証
- (5) マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書。ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。）
- (6) その他商工会議所が必要と認める書類

2 契約職員は、前条または前項等の提出書類について変更があった場合は、その都度遅滞なく文書で商工会議所に届けなければならない。

第9条 (採用取り消し)

第6条により契約職員として採用した者で、採用日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。

- (1) 正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合
- (2) 正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合

第10条（雇用契約）

商工会議所は、採用者に対してこの規則および雇用期間、職務、勤務時間、給与その他の労働条件を明示し、契約職員雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）により雇用契約を締結する。

- 2 契約職員の雇用期間は、原則として1年とする。ただし、業務上必要があるときは、契約を更新することがある。

第11条（契約更新）

契約の更新は、本人の希望のほか、業務量、勤務成績・態度、能力、財務状況などを勘案して、契約期間満了日の1ヵ月前までに本人に通知する。

第12条（無期契約転換申入れ）

契約職員が1回以上契約更新し、その通算契約期間が5年を超えた場合は、本人が商工会議所に申し込むことにより、当該契約期間満了日の翌日から無期雇用契約とすることができる。

- 2 第1項の申込みは、当該雇用契約期間満了日の3ヵ月前までに所定の書面にて行うものとする。
- 3 第1項の申込みにより無期契約職員となった後は、この就業規則は適用されず、別に定める「無期契約職員就業規則」が適用されるものとする。
- 4 1つの契約期間と新たな契約期間との間が6ヵ月以上ある場合は、新たな契約の前の契約期間については通算しないものとする。
- 5 その他、第1項の通算契約期間については、厚生労働省令によるものとする。

第13条（異動）

商工会議所は、業務の都合により契約職員に配置転換を命ずることがある。

- 2 前項の人事異動を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 3 異動を命ぜられた場合は、後任者に仕事の申し送りをし、指定された期日にすみやかに職場に着任し、または職種に就かなければならない。

第3章 勤 務

第14条（勤務時間）

契約職員の勤務時間は、原則として、「職員就業規則」第20条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、商工会議所は、業務の都合上その他特別の理由があるときは、契約職員に対し勤務時間外に勤務を命ずることができる。

第15条（休憩時間）

契約職員の休憩時間は、「職員就業規則」第21条および第22条の規定を準用する。

第16条（出退勤）

契約職員は、あらかじめ定められた始業時刻までに出勤し、所定の方法により自らの出勤を記録しなければならない。

- 2 退勤に際しては、書類やパソコン等を整理格納し、所定の方法により自らの退勤を記録しなければならない。また、正当な理由なく居残ってはならない。

第17条（服務上の遵守事項）

契約職員の服務上の遵守事項は、「職員就業規則」第4章の規定を準用する。

第18条（休日）

契約職員の休日は、原則として、「職員就業規則」第26条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 商工会議所は、業務の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約職員を休日に勤務させることができる。

第19条（休暇）

契約職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、産前産後休暇、生理日の休暇、育児介護休業その他労働基準法等の定

める休暇とし、各々法定の要件を満たした場合に与えるものとする。

2 前項に規定する休暇の期間は、年次有給休暇および特別休暇を除き、原則として無給とする。

第20条（年次有給休暇の取扱い）

年次有給休暇の取扱いについては、原則として、「職員就業規則」第31条および第31条の2の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下、または年間所定労働日数が216日以下の契約職員に対しては、次に掲げる日数の年次有給休暇を比例付与するものとする。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤 続 年 数						
		6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

3 年次有給休暇の未使用分については、次年度に限り繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は、契約職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには他の日に変更することがある。

5 年次有給休暇を請求する場合は、原則として事前に所定の方法により所属長を経て、商工会議所に届け出るものとする。

6 欠勤した場合、正当な事由があったと商工会議所が判断したときを除いて、事後これを年次有給休暇に振り替えることは認めない。

第21条（育児・介護休業等の取扱い）

育児・介護休業等の取扱いについては、別に定める「岡山商工会議所育児・介護休業等規程」による。

第22条（特別休暇）

契約職員の特別休暇は、「職員就業規則」第32条の規定を準用する。

第23条（休暇の取り消し）

契約職員が故意または怠慢により休暇の届出を怠った場合は、休暇を取り消し、欠勤扱いとすることがある。

第4章 退職および解雇

第24条（退職の基準）

契約職員が次の各号いずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 契約期間が満了したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 自己の都合により退職を申し出て承認されたとき
- (4) 本人と連絡不能の状態（行方不明）になって30日を経過したとき
- (5) 60歳に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき
- (6) その他前各号に準ずる事情があったとき

第25条（退職の手続き）

自己の都合により退職をしようとする者は、原則として退職の14日前までに、所属長を経て事務局長に退職願を提出しなければならない。

第26条（解雇）

契約職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。この場合は30日前に予告するか、または予告せずに30日分の平均賃金を支払う。

- (1) 精神または身体の障害により、通常の勤務に耐えられないと認められたとき
- (2) 業務遂行能力が他の者と比較して著しく不良で、配置転換不能のとき

- (3) 組織不適應、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも契約職員としての責務を果たし得ないと認めるとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき
- (5) 事業の縮小、職務の改廃、その他事業の必要上人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき
- (6) 勤務怠慢または勤務成績不良で他に配置転換しても就業に適さないと認められるとき
- (7) 採用時における誓約に反する行為のあったとき
- (8) 刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上解雇が相当と認められる事由があったとき
- (9) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき
- (10) その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき

第27条（解雇の制限）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打切補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間
- (2) 産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間

第28条（退職時の引継ぎおよび返還）

契約職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証（取得者のみ）および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに担当の業務を後任者に引継がなければならない。

第29条（退職後の義務）

退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。

- 2 退職または解雇された者は、在職中に知りえた機密を他に漏洩してはならない。（SNS等への投稿を含む）

第5章 給与および退職金

第30条（給与）

契約職員の給与に関する事項は、別に定める雇用契約書に定める。

第31条（退職金）

契約職員には、原則として退職金を支給しない。

第6章 安全および衛生

第32条（通則）

契約職員は、安全および衛生に関する諸法令を遵守するとともに安全および衛生に留意し、災害の防止および疾病の予防に努めなければならない。

第33条（災害の防止）

契約職員は、火災その他の災害により商工会議所が危急のときは、上司の指揮を受けて適切に対処するとともに、自らも適宜最善の措置をとらなければならない。

第34条（健康診断）

週所定労働時間が正規職員と比べて4分の3以上である契約職員のうち、1年以上の雇用が見込まれる者、またはすでに1年以上雇用が継続している者は、商工会議所が実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 所属長は、契約職員について必要があると認めるときは、医師の診断を受けさせる等適当な措置をとることができる。

第7章 災害補償

第35条（災害補償）

契約職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合は、労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けべき契約職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。

第36条（通勤災害給付）

契約職員が通勤途上において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。

第8章 賞 罰

第37条（表彰および懲戒）

契約職員の表彰および懲戒については、「職員就業規則」第11章の規定を準用する。なお、懲戒にあたっては、その事実を商工会議所で十分に調査して行う。

第9章 雑 則

第38条（委任）

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年12月3日から一部改定のうえ施行する。

5. 岡山商工会議所 臨時職員就業規則

第1章 総 則

第1条（趣旨）

この規則は、岡山商工会議所職員就業規則（以下「職員就業規則」という）第3条の規定に基づき、岡山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に勤務する臨時職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（臨時職員の定義）

この規則において「臨時職員」とは、雇用期間を定めて採用した者で次に掲げる者をいう。

- (1) パートタイマー職員
- (2) アルバイト職員

第3条（他の法律との関係）

この規則に定めた事項のほか臨時職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係諸法令に従う。

第4条（規則の周知）

商工会議所は採用した臨時職員に就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付ける等の方策をもって規則の周知徹底を図る。

第5条（差別扱いの禁止）

商工会議所は、臨時職員の国籍、信条、社会的身分、または男女の別等を理由に差別扱いはしない。

第2章 人 事

第6条（採用）

商工会議所は、臨時職員として就職を希望する者のうちから、選考のうえ適当と認めた者を所定の手続きを経て採用する。

第7条（入所希望者の提出書類）

就職希望者は面接時まで、次の書類を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書（商工会議所が指定する様式）および写真（3ヵ月以内に撮影したもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認めるもの。

第8条（採用時の提出書類）

臨時職員として採用された者は、次の書類のうちから指定されたものを商工会議所の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書
 - (3) 通勤方法の届書
 - (4) 社会保険等が適用になる場合は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証）および雇用保険被保険者証
 - (5) マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書。ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。）
 - (6) その他商工会議所が必要と認める書類
- 2 臨時職員は、前条または前項等の提出書類について変更があった場合は、その都度遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。

第9条（採用取り消し）

第6条により臨時職員として採用した者で、採用日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。

- (1) 正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合
- (2) 正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合

第10条（雇用契約）

商工会議所は、採用者に対してこの規則および職務、勤務時間、給与その他の労働条件を明示し、臨時職員雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）により雇用契約を締結する。

- 2 臨時職員の雇用契約は、原則として1年以内とする。ただし、業務上必要があるときは、契約を更新することがある。

第11条（契約の更新）

契約を更新する場合は、契約期間満了日の1ヵ月前までに本人に通知する。

第12条（無期契約転換申入れ）

臨時職員が1回以上契約更新し、その通算契約期間が5年を超えた場合は、本人が商工会議所に申し込むことにより、当該契約期間満了日の翌日から無期雇用契約とすることができる。

- 2 第1項の申込みは、当該雇用契約期間満了日の3ヵ月前までに所定の書面にて行うものとする。
- 3 第1項の申込みにより無期契約職員となった後は、この就業規則は適用されず、「無期契約職員就業規則」が適用されるものとする。
- 4 1つの契約期間と新たな契約期間との間が6ヵ月以上ある場合は、新たな契約の前の契約期間については通算しないものとする。
- 5 その他、第1項の通算契約期間については、厚生労働省令によるものとする。

第3章 勤 務

第13条（勤務時間）

臨時職員の勤務時間は、原則として、「職員就業規則」第20条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、商工会議所は、業務の都合上その他特別の理由があるときは、臨時職員に対し所定労働時間外に勤務を命ずることができる。

第14条（休憩時間）

臨時職員の休憩時間は、「職員就業規則」第21条および第22条の規定を準用する。

第15条（出退勤）

臨時職員は、あらかじめ定められた始業時刻までに出勤し、所定の方法により自らの出勤を記録しなければならない。

- 2 退勤に際しては、書類やパソコン等を整理格納し、所定の方法により自らの退勤を記録しなければならない。また、正当な理由なく居残ってはならない。

第16条（服務上の遵守事項）

臨時職員の服務上の遵守事項は、「職員就業規則」第4章の規定を準用する。

第17条（休日）

臨時職員の休日は、原則として、「職員就業規則」第26条の規定を準用する。ただし、個別の雇用契約書により別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 商工会議所は、業務の都合その他やむを得ない理由があるときは、臨時職員を休日に勤務させることができる。

第18条（休暇）

臨時職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、産前産後休暇、生理日の休暇、育児介護休業その他労働基準法等の定める休暇とし、各々法定の要件を満たした場合に与えるものとする。

- 2 前項に規定する休暇の期間は、年次有給休暇および特別休暇を除き、原則として無給とする。

第19条（年次有給休暇の取扱い）

年次有給休暇の取扱いについては、原則として、「職員就業規則」第31条および第31条の2の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下、または年間所定労働日数が216日以下の臨時職員に対しては、次に掲げる日数の年次有給休暇を比例付与するものとする。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤 続 年 数						
		6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 3 年次有給休暇の未使用分については、次年度に限り繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は、臨時職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには他の日に変更することがある。
- 5 年次有給休暇を請求する場合は、原則として事前に所定の方法により所属長を経て、商工会議所に届け出るものとする。
- 6 欠勤した場合、正当な事由があったと商工会議所が判断したときを除いて、事後これを年次有給休暇に振り替えることは認めない。

第20条（育児・介護休業等の取扱い）

育児・介護休業等の取扱いについては、別に定める「岡山商工会議所育児・介護休業等規程」による。

第21条（特別休暇）

臨時職員に次に掲げる特別休暇を与える。

- (1) 夏季休暇 3日

- 2 特別休暇については、通常の賃金を支払う。

第22条（休暇の取り消し）

臨時職員が故意または怠慢により休暇の届出を怠った場合は、休暇を取り消し、欠勤扱いとすることがある。

第4章 退職および解雇

第23条（退職の基準）

臨時職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 契約期間が満了したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本人の都合により退職するとき
- (4) 本人と連絡不能の状態（行方不明等）になって30日を経過したとき
- (5) その他前各号に準ずる事情があったとき

第24条（退職の手続き）

臨時職員が本人の都合により退職しようとするときは、14日前までに退職願を所属長を経て事務局長に提出しなければならない。

第25条（解雇の基準）

臨時職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。この場合は30日前に予告するか、または予告せずに30日分の平均賃金を支払う。

- (1) 精神または身体の障害により、通常の勤務に耐えられないと認めるとき
- (2) 業務遂行能力が他の者と比較して著しく不良で、配置転換不能のとき
- (3) 組織不適応、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも臨時職員としての責務を果たし得ないと認めるとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき
- (5) 事業の縮小、職務の改廃、その他事業の必要上人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき
- (6) 勤務怠慢または勤務成績不良で他に配置転換しても就業に適さないと認められるとき
- (7) 採用時における誓約に反する行為のあったとき
- (8) 刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上解雇が相当と認められる事由があったとき
- (9) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき
- (10) その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき

第26条（解雇の制限）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打切補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間
- (2) 産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間

第27条（退職時の引継ぎおよび返還）

臨時職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証（取得者のみ）および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに担当の業務を後任者に引継がなければならない。

第28条（退職後の義務）

退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。

- 2 退職または解雇された者は、在職中に知りえた機密を他に漏洩してはならない。（SNS等への投稿を含む）

第5章 給与および退職金

第29条（臨時職員の給与）

臨時職員の給与は、賃金並びに通勤手当、時間外手当および休日勤務手当とする。

- 2 賃金は、日給または時給とし、業務の種類および内容ならびに経験、能力等を総合的に勘案し、決定するものとする。
- 3 通勤手当は、別に定める。
- 4 時間外、休日、深夜に勤務を命ぜられた場合は、法定の割増勤務手当を支給する。

第30条（給与の計算期間）

臨時職員の給与の計算期間は、前月16日から当月15日までとする。

第31条（給与の支払）

給与は、その全額を当月25日に本人指定の口座へ振込みして支給する。ただし、支払日が休日に当たるときは、休日でない直前の日に繰り上げて支給する。

第32条（賃金の減額）

臨時職員が早退、遅刻、私用の外出等で所定の勤務時間を就業しなかったときは、就業しなかった時間に相当する賃金について減額する。

第33条（賃金からの控除）

次の各号に該当するものは、必要に応じて支払のときに控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 地方税（住民税）
- (3) 健康保険料（介護保険料を含む）個人負担分（被保険者の場合）
- (4) 厚生年金保険料個人負担分（被保険者の場合）
- (5) 雇用保険料個人負担分（被保険者の場合）
- (6) その他控除する必要のあるもの

第34条（退職金）

臨時職員には、退職金を支給しない。

第6章 安全および衛生

第35条（通則）

臨時職員は、安全および衛生に関する諸法令を遵守するとともに安全および衛生に留意し、災害の防止および疾病の予防に努めなければならない。

第36条（災害の防止）

臨時職員は、火災その他の災害により商工会議所が危急のときは、上司の指揮を受けて適切に対処するとともに、自らも適宜最善の措置をとらなければならない。

第37条（健康診断）

週所定労働時間が正規職員と比べて4分の3以上である臨時職員のうち、1年以上の雇用が見込まれる者、またはすでに1年以上継続して雇用している者は、商工会議所が実施する健康診断を受けなければならない。

2 所属長は、臨時職員について必要があると認めるときは、医師の診断を受けさせる等適当な措置をとることができる。

第7章 災害補償

第38条（災害補償）

臨時職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合は、労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けべき臨時職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。

第39条（通勤災害給付）

臨時職員が通勤途上において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。

第8章 賞 罰

第40条（表彰及び懲戒）

臨時職員の表彰および懲戒については、「職員就業規則」第11章の規定を準用する。なお、懲戒にあたっては、その事実を商工会議所で十分に調査して行う。

第9章 雑 則

第41条 (委任)

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年12月3日から一部改定のうえ施行する。

6. 岡山商工会議所 育児・介護休業等規程

第1章 育児休業制度

第1条 (育児休業の対象者)

育児のために休業することを希望する職員であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

- (1) 入所1年以上であること
 - (2) 子が1歳6ヵ月（本条第5項の申出にあっては2歳）に達する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 2 第1項、第3項、第4項、第5項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
- (1) 入所1年未満の職員
 - (2) 申出の日から1年（本条第4項および第5項の申出をする場合は6ヵ月）以内に雇用関係が終了することが明らか職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2ヵ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6ヵ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
- (1) 職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - イ) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ロ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6ヵ月の誕生日の当日に限るものとする。
- (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳6ヵ月の誕生日当日の前日（誕生日の応当日）に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - イ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ロ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6ヵ月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

第2条 (育児休業の申出の手続き)

育児休業をすることを希望する職員は、原則として、育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1ヵ月前（前条第4項および第5項に基づく1歳および1歳6ヵ月を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書（様式1）を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期雇用契約を結ぶ職員が雇用契約を更新するにあたり、引き続き育児休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を

- (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等
 - … 子が1歳に達した日（第1条第3項に基づく休業の場合を除く。第1条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6ヵ月に達した日。第1条第5項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。）
 - (3) 申出者について、産前産後休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合
 - … 産前産後休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日
 - (4) 第1条第3項に基づく休業において、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合
 - … 当該1年に達した日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第2章 介護休業制度

第5条（介護休業の対象者）

要介護状態にある家族を介護する職員は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、延べ93日間までの範囲内で3回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- (1) 入所1年以上であること
 - (2) 介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という）から起算して93日を経過する日から6ヵ月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 2 第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
- (1) 入所1年未満の職員
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹または孫
 - (6) 上記以外の家族で商工会議所が認めた者

第6条（介護休業の申出の手続き）

介護休業をすることを希望する職員は、原則として、介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書（様式6）を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期雇用契約を結ぶ職員が雇用契約を更新するにあたり、引き続き介護休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を介護休業開始予定日とした介護休業申出書を人事担当者に提出することにより再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族1人につき延べ93日まで3回を上限とする。ただし、本条第1項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りではない。
- 3 商工会議所は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限の各種証明書等の提出を求めることがある。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。

第7条（介護休業の申出の撤回等）

申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式4）を人事担当者に提出することにより申し出て、当該介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業撤回の申し出がされたときは、商工会議所は速やかに当該申し出を行った者に対し、介護休業取扱通知書（様

式2)を交付する。

- 3 同一対象家族については介護休業の申出を2回連続して撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合で、商工会議所がこれを認めた場合には、2回を超えて申し出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第8条（介護休業の期間等）

介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 介護休業を開始する2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項の規定にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書（様式5）により商工会議所に、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は、通算93日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に對し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
… 当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業または新たな介護休業が始まった場合
… 産前産後休業、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第3章 子の看護休暇

第9条（子の看護休暇）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。
 - (1) 入所6ヵ月未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 子の看護休暇は、1時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。
- 4 子の看護休暇を取得しようとする者は、原則として、事前に人事担当者に子の看護休暇申出書（様式7）を提出し申し出るものとする。

第4章 介護休暇

第10条（介護休暇）

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間に

つき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。

(1) 入所6ヵ月未満の職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 家族の介護休暇は、1時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。

4 介護休暇を取得しようとする者は、原則として、事前に人事担当者に家族の介護休暇申出書（様式7）を提出し申し出るものとする。

第5章 所定外労働の制限

第11条（育児・介護のための所定外労働の制限）

3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。

(1) 入所1年未満の職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヵ月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書（様式8）を人事担当者に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4 商工会議所は、当該所定外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、当該所定外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に商工会議所に所定外労働制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合、または申出に係る家族の死亡等により申出者が家族の介護をしないことになった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合

… 当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が3歳に達した場合

… 当該3歳に達した日

(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合

… 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日

8 前項第1号または第2号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第6章 時間外労働の制限

第12条（育児・介護のための時間外労働の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヵ月について

- 24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 入所1年未満の職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間（以下「制限期間」という）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヵ月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書（様式9）を人事担当者に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
 - 4 商工会議所は、当該時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
 - 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、当該時間外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に商工会議所に時間外労働制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。
 - 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子の養育または家族の介護をしないことになった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
 - 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
… 当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
… 当該子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合
… 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
 - 8 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第7章 深夜業の制限

第13条（育児・介護のための深夜業の制限）

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という）に労働させることはない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 入所1年未満の職員
 - (3) 申出に係る子または家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - イ 深夜において就業していない者（1ヵ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - ロ 心身の状況が請求に係る子の保育または家族の介護をすることができる者であること
 - ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること
 - (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 申出しようとする者は、1回につき、1ヵ月以上6ヵ月以内の期間（以下「制限期間」という）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、

制限を開始しようとする日の1ヵ月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書（様式10）を人事担当者に提出するものとする。

- 4 商工会議所は、当該深夜業制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、当該深夜業制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に商工会議所に深夜業制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子の養育または家族の介護をしないことになった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
… 当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
… 当該子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合
… 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第8章 所定労働時間の短縮措置

第14条（育児短時間勤務）

3歳に満たない子を養育する職員は、商工会議所に申し出ることにより、所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間取得の申出をすることができる。）

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員
 - (3) 労使協定によって除外された次の職員
 - イ 入所1年未満の職員
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき1ヵ月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の1ヵ月前までに、育児短時間勤務申出書（様式11）により人事担当者に申し出なければならない。当該申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書（様式13）を交付する。その他適用のための手続き等については、第2条から第4条までの規定（第2条第2項および第3条第3項を除く。）を準用する。

第15条（介護短時間勤務）

要介護状態にある家族を介護する職員は、商工会議所に申し出ることにより、対象家族1人当たり利用開始の日から連続する3年間で2回までの範囲内で、所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 労使協定によって除外された次の職員
 - イ) 入所1年未満の職員
 - ロ) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書(様式12)により人事担当者に申し出なければならない。当該申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第6条から第8条までの規定を準用する。

第9章 育児・介護休業中の取扱い等

第16条 (給与等の取扱い)

基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 育児・介護休業の適用を受けた期間については、支給しない。
 - (2) 第9条または第10条の制度の適用を受けた日(1時間単位の適用を受けた場合はその時間)については、支給しない。
 - (3) 第14条または第15条に規定する制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。なお、第9条から第15条に規定する制度の適用を受けた日または期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 3 賞与の支給については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に1ヵ月以上、第14条または第15条に規定する制度の適用を受けた期間がある場合においては、その期間に応じて、1ヵ月ごとに10%の減額を行うものとする。なお、第9条から第13条に規定する制度の適用を受けた日(1時間単位の適用を受けた場合はその時間)または期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 4 休業期間は、次の算定の基礎となる勤続年数には含めない。
 - (1) 昇格に必要な勤続年数
 - (2) 退職金算定の基礎となる勤続年数
 - (3) 永年勤続表彰算定の基礎となる勤続年数
 - 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

第17条 (休業期間中の社会保険料)

育児休業(産前産後の休業を含む)により賃金が支払われない月における社会保険の被保険者負担分は、社会保険料の免除が受けることができるときはそれに従う。

- 2 介護休業により賃金が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、商工会議所が立替えする。職員は、商工会議所が立替えた社会保険料の被保険者負担分について、休業終了後に清算しなくてはならない。

第18条 (復職後の勤務)

復職後の勤務は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の希望がある場合および組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署および職務の変更を行うことがある。この場合、商工会議所は、育児休業終了予定日の1ヵ月前または介護休業終了予定日の2週間前までに変更を決定し本人に通知する。

第19条 (ハラスメントの防止)

すべての職員は本規則に規定する制度の申出および利用に関して、当該申出および利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、商工会議所は厳正に対処する。

第20条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限ならびに育児・介護のための短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和3年12月3日から施行する。

③ 岡山商工会議所給与規程

令和4年3月15日開催の第372回常議員会において、岡山商工会議所給与規程を一部改正した。

旧 条 文	新 条 文
第7条 報酬及び給料の計算期間は毎月、月の1日から月の末日までとする。 <u>但し、時間外労働・休日労働については前月16日から当月15日までとする。</u>	第7条 報酬及び給料・手当の計算期間は毎月、月の1日から月の末日までとする。
2 (略)	2 (略)
	附 則 第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

Ⅱ 組織

1 会員

① 会員数（令和4年3月31日現在）

区分	令和2年度末 現在会員数	新規加入者数	脱退者数	令和3年度末 現在会員数
個人	1,394	604	119	1,879
法人	5,115	360	103	5,372
団体	23	2	0	25
合計	6,532	966	222	7,276

会費負担口数別（金額別）会員数

持口数	会員数	会費（年間）	持口数	会員数	会費（年間）
1	2,407	14,442,000	42	1	252,000
2	1,815	21,780,000	50	18	5,400,000
3	2,582	46,476,000	60	2	720,000
4	20	480,000	70	1	420,000
5	201	6,030,000	80	1	480,000
6	14	504,000	90	1	540,000
7	2	84,000	100	17	10,200,000
8	2	96,000	150	3	2,700,000
9	2	108,000	165	1	990,000
10	62	3,720,000	170	1	1,020,000
12	1	72,000	200	4	4,800,000
13	1	78,000	305	1	1,830,000
15	9	810,000	330	2	3,960,000
20	60	7,200,000	口数合計		23,935口
25	3	450,000	平均口数		3.29口
30	32	5,760,000	年間会費総額		143,610,000円
32	1	192,000			
33	2	396,000			
35	2	420,000			
40	5	1,200,000			

2 部 会

部会の名称、所属業種、所属部会員数

部 会 名	所 属 業 種	所属部会員数
(1) 織 維	《商業》原糸、織物、呉服、服地、繊維二次製品、手芸、裁縫用品、その他繊維製品各販売 《工業》紡績、織布、縫製、メリヤス、製綿、製網、染色テント、その他繊維製品各製造	180
(2) 機 械 金 属	《商業》機械工具、鋼材、鉄板、屑鉄、電気機械器具、ミシン、自転車（原付を含む）、その他機械金属製品各販売 《工業》農機具、陸用船用内燃機、電気機械器具、自動車、同付属品、計量測定器各製造、鉄工、メッキ加工、鋳造、製缶、その他金属加工	483
(3) 食 料 品	《商業》菓子、パン、一般食料品、米穀、酒類、飲料、調味料、嗜好品、茶、青果物、鮮魚、食肉、水産加工品、その他食料品各販売 《工業》一般食料品、酒類、味噌、醤油、酢、ソース、砂糖、食用油、漬物、パン、菓子、水飴、乳製品、飲物各製造、精穀、製粉、製麺、製氷、その他食料品製造	430
(4) 大型店・雑貨	《商業》室内装飾品、小間物、袋物、アクセサリ類、書籍、文房具、紙、事務機器、金庫、書庫、計量器、貴金属、時計、眼鏡、写真機、楽器、レコード、運道具、釣道具、美術工芸品、生花、造花、神仏具、玩具、家庭雑貨（荒物、金物、陶磁器、漆器、ガラス器、台所用品）、履物（ゴム履物、靴、下駄、草履）各販売 《大型店》百貨店、量販店、総合商社、貿易商社 《建設資材》木材、材木、合板、竹材、建具、家具、表具、畳の製造加工並びに販売、ガラス、建築材料、土石製品、その他木製品各販売	475
(5) 化学・エネルギー	《商業》医薬品、化粧品、農薬、肥料、飼料、工業薬品、塗料、染料、医療衛生器具材料、ゴム、ビニール製品、酸素、その他化学製品各販売 《工業》農薬、肥料、化学薬品、化粧品製造、ゴム製品、製紙（含紙器製造） 《電気燃料》電気、ガス、石油、プロパンガス、薪炭、その他エネルギーに関する販売	206
(6) 金融・不動産	《金融》普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、組合金融機関、証券、損害保険、生命保険、保険代理 《不動産》不動産賃貸業、建売業、土地売買業、不動産仲介業、駐車場	446
(7) 運 輸 通 信	旅客輸送、貨物輸送、倉庫、自動車、同関連品販売（レンタルを含む）並びに整備、電話加入権取引、同関連業務	435
(8) 観 光	旅館、ホテル、食堂、レストラン、料理飲食店、喫茶店、バー、キャバレー、旅行斡旋	537
(9) 文化関連産業	新聞、放送、同関連産業、情報計算センター、O A関連機器、ソフトウェア開発、広告代理店、出版業、製本、印刷物加工業、その他印刷に伴うサービス業	396
(10) 建 設 業	土木建築工事、鉄骨、鉄筋、缶工事、タイル、ブロック工事、塗装工事、電気工事、通信工事、管工事、その他建設工事、設計	1,166

部 会 名	所 属 業 種	所属部会員数
(11) 諸 業	興行、遊技場、理容業、美容業、税務会計、法律・司法書士、クリーニング業、写真撮影、看板装飾、浴場業、洗張染物業、貸衣裳、興信所、清掃、貸金、質、医療、学校その他（他の部に属さないもの）	1,503

③ 委員会

【常設委員会】

委員会名	委員数	主な審議（調査・研究）事項
運 営 委 員 会	22	商工会議所運営上、重要な事項。国・自治体等に対する政策提言。事務局員の資質向上。財政基盤の拡充。 〈小委員会〉 ①会員増強と財政基盤の拡充 ②商工会議所ビル機能向上の検討（新ビル建設・耐震改修・改築・機能向上方策等） ③会議所議員選挙制度等の改革検討
中 小 企 業 振 興 委 員 会	26	中小・小規模事業者の経営支援。経営革新、創業支援、働き方改革、事業承継、生産性の向上、中小企業のICT導入支援、IT経営力大賞の支援、人手不足対策、企業の海外進出支援、マル経融資の利用促進。岡山働き方改革推進支援センター運営支援。
ま ち づ くり 委 員 会	36	中心市街地活性化と都市機能の見直し、まちの魅力づくりの検討、コンベンション機能の充実、まちの賑わいづくりの検討。「2030年に向けたまちづくり提言」の具体化検討。
都 市 交 通 委 員 会	22	中心市街地の回遊性向上のための公共交通の利用促進と整備検討。超小型モビリティや自転車（コミュニティサイクル）自動運転車など移手段の多様性の検討。MaaSの研究。ドローン活用研究。国道2号の渋滞緩和とJR桃太郎線のLRT化の推進。
文 化 観 光 委 員 会	34	観光資源の魅力向上。インバウンド観光の推進。宇喜多家・池田家の顕彰。歴史・文化を生かした都市連携の推進。岡山食文化研究会の運営。MICEの推進。岡山ブランド委員会と連携した「おかやま食文化」の情報発信。
岡 山 ブ ラ ン ド 委 員 会	19	農林水産業との連携による岡山ならではの岡山ブランドの構築。フルーツパフェの街おかやま、こだわりの逸品「おかやま果実」の展開。地産地消の推進。地元中小企業の農林水産業との連携推進。農業協同組合との協働による商品開発と販路開拓検討。
防 災 ・ B C P 推 進 委 員 会	18	企業のBCP策定推進と災害が発生した地域の復旧・復興支援の検討。南海トラフ地震や津波対応の情報提供。岡山商工会議所のBCPの見直し。
S D G s ・ 環 境 委 員 会	22	SDGsの普及。瀬戸内海海洋汚染、海洋プラスチックごみ対策の推進。プラスチック・スマートの推進。CO ₂ 排出量削減、水資源の涵養推進。「旭川かわまちづくり計画」の推進。CLT・バイオマス発電活用研究。AI活用など新技術の導入による環境負荷対策の検討。

委員会名	委員数	主な審議（調査・研究）事項
地方創生推進委員会	19	移住・定住の推進。岡山地域発展協議体等と連携した地域活性化の推進。アルベルゴ・ディフーズの推進支援。地方創生インバウンド推進協議会、グリーンツーリズムの推進。医療ツーリズムの推進。
ビジネス交流委員会	11	会員相互の交流（ビジネス・親睦）、当所青年部、女性会との事業連携の推進。会議所部会活動の活性化推進。岡山武蔵倶楽部活動支援。
人材育成委員会	11	若手経済人の育成支援。次世代を担う若者へのキャリア教育の推進。「生きる力、学びのその先へ」をテーマとした新学習指導要領（文部科学省）に基づく地域社会に開かれた教育活動への協力・支援。企業の人材確保に向けたマッチングの推進。大学コンソーシアム等との連携強化。生涯教育の推進。ももたろう・スタートアップカフェ運営支援。IT人材の確保と育成。「岡山県企業と大学との共同研究センター」運営協力。
国際委員会	12	姉妹都市・姉妹会議所との交流推進（サンノゼ市、富川市）。南オーストラリア州・アデレード市、ミャンマーとの継続的交流。JETRO、JICAとの連携による会員企業の海外展開やAMD Aとの連携による海外支援活動の協力。留学生の就職・生活支援の検討。岡山空港国際路線開拓支援（東南アジア等）。
スポーツ支援委員会	15	ファジアーノ岡山、岡山シーガルズ等岡山县内スポーツクラブの支援。アリーナ、サッカー専用スタジアム等スポーツ施設の整備検討。岡山县内プロスポーツの育成支援とSPOC研究会との連携。スマート・ベニユーを生かしたまちづくりの研究。
西大寺地域活性化委員会	13	西大寺地域の観光資源の活用と歴史的建造物の保存と活用支援。西大寺会陽、西大寺マラソンなどイベント開催支援。映画等ロケ地誘致（フィルムコミッション活動）の支援。アルベルゴ・ディフーズの導入による五福通り活性化検討。犬島での芸術と文化を生かした「島づくり」検討。

【特別委員会】

委員会名	委員数	主な審議（調査・研究）事項
岡山商工会議所 新会館建設特別委員会	15	岡山商工会議所会館建替えに向けた検討を行う。新会館の基本構想・基本計画の立案。設計、施工業者への発注方法等の検討。建設協力金、補助金、借入金等の検討。
岡山商工会議所 議員選挙特別委員会	27	岡山商工会議所の組織強化に向け、商工会議所議員の選挙・選任の改革に向けて調査検討を行う。新たな議員選挙の実施方法が確定し、次の任期に向けた議員の改選に際しては、1号・2号・3号議員の調整を行い、議員改選の円滑な実施を遂行する。

2 特別会員

区 分	令和3年度末現在会員数
個 人	181
法 人	835
団 体	3
合 計	1,019

3 特定商工業者（令和3年4月1日現在）

	総 数	内 訳	
		会 員 数	非 会 員 数
特定商工業者数	7,051	2,718	4,333 (1,564)

※（ ）内は非会員のうち負担金納入済業者数

(付 記)

地区外転出、廃業等の特定商工業者数

基準日現在の 特定商工業者数	地区外転出数	廃業等数	本社引揚数	令和3年度末 特定商工業者数
7,051	17	143	4	6,887

4 役員

① 令和4年3月31日現在の各役員の定数及び実数

区 分	定 数	実 数
会 頭	1人	1人
副 会 頭	4	4
副会頭に準ずる者	1	1
専務理事	1	1
常 議 員	36	36
監 事	3	3
常務理事	(2人以内)	0
理 事	3人以内	2

② 令和4年3月31日現在の氏名、企業の名称及び企業上の地位

(役職名)	(氏名)	(企業の名称及び企業上の地位)
会 頭	松 田 久	両備ホールディングス株式会社取締役副会長
副 会 頭	石 井 清 裕	ネッツトヨタ岡山株式会社取締役社長
〃	高 谷 昌 宏	株式会社サンヨープレジャー取締役社長
〃	勝 矢 雅 一	カーツ株式会社取締役社長
〃	森 健太郎	学校法人森教育学園副理事長
〃	岡 本 典 久	ライト電業株式会社取締役社長
専 務 理 事	高 橋 邦 彰	
常 議 員	逢 澤 寛 人	アイサワ工業株式会社取締役社長
〃	浅 野 益 弘	浅野産業株式会社取締役社長
〃	荒 木 雷 太	株式会社荒木組取締役社長
〃	江 尻 博 子	株式会社岡山スポーツ会館取締役社長
〃	大 塚 祥 文	ライフオス株式会社取締役社長
〃	大 森 實	昭和被服総業株式会社取締役社長
〃	小 川 健	株式会社キョードー取締役社長
〃	尾 崎 茂	菅公学生服株式会社取締役社長
〃	瓦 谷 敏 彦	新生電機株式会社取締役会長
〃	桑 田 真 治	おかやま信用金庫理事長
〃	近 藤 弦之介	弁護士法人太陽総合法律事務所代表弁護士
〃	里 見 俊 樹	R S K山陽放送株式会社取締役社長
〃	末 長 範 彦	岡山土地倉庫株式会社代表取締役会長
〃	高 木 晶 悟	株式会社トマト銀行取締役社長
〃	武 田 浩 一	株式会社廣榮堂取締役社長
〃	千 原 行 喜	株式会社成通取締役社長
〃	寺 坂 幸 治	株式会社中国銀行代表取締役専務
〃	土 井 雅 人	テレビせとうち株式会社取締役社長
〃	中 静 敬一郎	岡山放送株式会社取締役社長
〃	中 島 基 善	ナカシマホールディングス株式会社取締役社長
〃	永 山 久 人	下津井電鉄株式会社取締役社長
〃	西 尾 源治郎	西尾総合印刷株式会社取締役社長
〃	新 田 顕一郎	株式会社フレッシュ取締役社長
〃	野 田 好 信	株式会社デンシヨク取締役会長
〃	延 原 正 浩	株式会社マルシン物流取締役社長
〃	福 武 總一郎	株式会社ベネッセホールディングス名誉顧問
〃	福 武 義 修	福武観光株式会社取締役社長
〃	藤 原 恵 子	株式会社フジワラテクノアート取締役社長
〃	古 市 大 藏	株式会社トミヤコーポレーション代表取締役会長
〃	前 坂 匡 紀	協同組合岡山情報文化研究所理事長
〃	松 尾 雅 卿	吉備システム株式会社取締役社長
〃	松 岡 徹	旭電業株式会社取締役社長
〃	松 田 正 己	株式会社山陽新聞社取締役社長
〃	安 井 久	株式会社大和鉄工所取締役社長
〃	若 林 昭 吾	株式会社三好野本店取締役社長
〃	渡 邊 育 正	日進ゴム株式会社取締役社長
監 事	岡 崎 正 裕	岡崎運送株式会社取締役社長
〃	野 口 裕 年	株式会社野口商店代表取締役会長
〃	梶 本 健太郎	丸正製粉株式会社取締役社長

理 事 鶴 岡 良 孝
 ” 須 々 木 敏 彦

5 議 員

① 令和4年3月31日現在の定数及び実数

区 分	定 数	実 数
1 号 議 員	56人	56人
2 号 議 員	38	38
3 号 議 員	16	16
合 計	110	110

② 令和4年3月31日現在の各号議員の氏名、企業の名称及び企業上の地位

1号議員

(氏 名)	(企業の名称及び企業上の地位)
逢 澤 寛 人	アイサワ工業株式会社取締役社長
安 藤 喬	日本カバヤ・オハヨーホールディングス株式会社顧問
石 井 清 裕	ネットトヨタ岡山株式会社取締役社長
岩 坪 誠次郎	日宝綜合製本株式会社取締役社長
江 尻 博 子	株式会社岡山スポーツ会館取締役社長
大 坂 哲 也	株式会社両備リソラ取締役
大 塚 祥 文	ライフオス株式会社取締役社長
大 西 弘 明	株式会社ドコモCS中国岡山支店支店長
大 森 實	昭和被服総業株式会社取締役社長
岡 崎 達 也	岡山ガス株式会社取締役社長
岡 崎 登	株式会社レイ取締役
岡 崎 正 裕	岡崎運送株式会社取締役社長
岡 田 拓 士	株式会社源吉兆庵代表取締役会長
岡 本 典 久	ライト電業株式会社取締役社長
小 川 健	株式会社キョードー取締役社長
奥 田 宏	オージー技研株式会社取締役社長
尾 崎 茂	菅公学生服株式会社取締役社長
小 野 大 輔	イオンモール株式会社イオンモール岡山ゼネラルマネージャー
加 計 孝太郎	学校法人加計学園理事長
梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社取締役社長
勝 矢 雅 一	カーツ株式会社取締役社長
上 條 智 子	株式会社岡山高島屋取締役社長
川 本 洋	税理士法人パートナーズ代表社員
窪 田 健太郎	ライフデザイン・カバヤ株式会社取締役社長
黒 瀬 仁 志	山陽ヤナセ株式会社取締役社長
黒 田 季 之	株式会社ブックス取締役社長
小 林 裕 彦	小林裕彦法律事務所代表弁護士
近 藤 知 之	株式会社トンボ取締役社長

高田 聖次	株式会社木村設計取締役社長
武田 浩一	株式会社廣榮堂取締役社長
田中 一宏	税理士法人田中会計代表社員
坪井 隆志	岡山ヤクルト販売株式会社取締役社長
徳山 靖彦	株式会社徳山電機製作所取締役社長
中島 義雄	帝人ナカシマメディカル株式会社代表取締役会長
永山 久夫	岡山プラザホテル株式会社取締役社長
新田 顕一郎	株式会社フレッシュ取締役社長
延原 寛紀	新光運輸株式会社取締役社長
延原 正浩	株式会社マルシン物流取締役社長
服部 俊也	服部興業株式会社取締役社長
治山 正史	株式会社はるやまホールディングス取締役会長
平野 敬典	山下産業株式会社常務取締役
藤田 康史	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社岡山支社岡山支社長
梶本 健太郎	丸正製粉株式会社取締役社長
松尾 雅卿	吉備システム株式会社取締役社長
松岡 徹	旭電業株式会社取締役社長
松田 久	両備ホールディングス株式会社取締役副会長
三宅 健夫	株式会社両備システムズ代表取締役
向井 常明	ユニック中四国販売株式会社取締役社長
室賀 康史	室賀ネジ機工株式会社取締役社長
安井 久	株式会社大和鉄工所取締役社長
安場 直樹	株式会社林原取締役社長
安原 宗一郎	大紀産業株式会社取締役社長
山川 昌夫	研精堂印刷株式会社取締役社長
山崎 博文	有限会社ジャパン・ネットワークシステムズ取締役社長
吉村 武大	備前自動車岡山教習所代表
米田 光雄	株式会社ウッディヨネダ取締役社長

2号議員

浅野 益弘	浅野産業株式会社取締役社長
荒木 雷太	株式会社荒木組取締役社長
井尻 昭夫	学校法人吉備学園理事長
伊藤 大介	アクサ生命保険株式会社岡山支社支社長
江國 成基	株式会社天満屋取締役社長
遠藤 俊夫	岡山県貨物運送株式会社代表取締役会長
貝畑 拓哉	株式会社カイトックホールディングス取締役
梶谷 周平	株式会社岡山木村屋取締役社長
梶谷 俊介	岡山トヨタ自動車株式会社取締役社長
瓦谷 敏彦	新生電機株式会社取締役会長
国富 樞雄	税理士法人国富・富山会計代表社員
桑田 真治	おかやま信用金庫理事長
近藤 弘之介	弁護士法人太陽綜合法律事務所代表弁護士
榊原 敬	社会医療法人社団十全会心臓病センター榊原病院理事長
佐藤 好英	株式会社佐藤組取締役社長
高谷 昌宏	株式会社サンヨープレジャー取締役社長
立花 隆央	株式会社ストライプインターナショナル取締役社長
田中 信行	さんもく工業株式会社取締役社長

千原行喜	株式会社成通取締役社長
同前裕一朗	岡山中央魚市株式会社取締役社長
中島基善	ナカシマホールディングス株式会社取締役社長
永山久仁彦	下電開発株式会社取締役社長
永山久人	下津井電鉄株式会社取締役社長
奈倉宏治	株式会社ホテルグランヴィア岡山取締役社長
西尾源治郎	西尾総合印刷株式会社取締役社長
根木克己	株式会社システムタイズ取締役社長
野口裕年	株式会社野口商店代表取締役会長
野田好信	株式会社デンショク取締役会長
長谷川誠	岡山市商店会連合会顧問
蜂谷泰祐	蜂谷工業株式会社取締役社長
福武義修	福武観光株式会社取締役社長
藤原恵子	株式会社フジワラテクノアート取締役社長
村社勝	株式会社三幸工務店取締役社長
森健太郎	学校法人森教育学園副理事長
吉田大助	株式会社ビザビ取締役社長
吉永教幸	三輝建設株式会社取締役社長
若林昭吾	株式会社三好野本店取締役社長
渡邊育正	日進ゴム株式会社取締役社長

3号議員

越磨潔	中国電力株式会社岡山支社執行役員岡山支社長
小原則行	日本エクスラン工業株式会社西大寺工場工場長
里見俊樹	R S K山陽放送株式会社取締役社長
末長範彦	岡山土地倉庫株式会社代表取締役会長
高木晶悟	株式会社トマト銀行取締役社長
寺坂幸治	株式会社中国銀行代表取締役専務
土井雅人	テレビせとうち株式会社取締役社長
中静敬一郎	岡山放送株式会社取締役社長
西川智洋	西日本電信電話株式会社岡山支店支店長
平島道孝	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社理事岡山支社長
福武總一郎	株式会社ベネッセホールディングス名誉顧問
古市大藏	株式会社トミヤコーポレーション代表取締役会長
前坂匡紀	協同組合岡山情報文化研究所理事長
松田正己	株式会社山陽新聞社取締役社長
三宅啓一	株式会社大本組取締役社長
若菜丈郎	株式会社商工組合中央金庫岡山支店支店長

6 委員長等（令和4年3月31日現在）

○運営委員会

委員長 中島基善（ナカシマホールディングス株式会社取締役社長）

副委員長 若林昭吾（株式会社三好野本店取締役社長）

会員増強と財政基盤の拡充小委員会

委員長 高木晶悟（株式会社トマト銀行取締役社長）

○中小企業振興委員会

委員長 根 木 克 己 (株式会社システムタイズ取締役社長)
副委員長 小 川 健 (株式会社キョードー取締役社長)
副委員長 西 尾 源治郎 (西尾総合印刷株式会社取締役社長)
担当副会長 勝 矢 雅 一 (カーツ株式会社取締役社長)

○まちづくり委員会

委員長 梶 原 康 彦 (梶原乳業株式会社取締役社長)
副委員長 梶 谷 周 平 (株式会社岡山木村屋取締役社長)
副委員長 高 田 聖 次 (株式会社木村設計取締役社長)
担当副会長 高 谷 昌 宏 (株式会社サンヨープレジャー取締役社長)

○都市交通委員会

委員長 黒 瀬 仁 志 (山陽ヤナセ株式会社取締役社長)
副委員長 永 山 久 人 (下津井電鉄株式会社取締役社長)
副委員長 三 宅 健 夫 (株式会社両備システムズ代表取締役)
担当副会長 高 谷 昌 宏 (株式会社サンヨープレジャー取締役社長)

○文化観光委員会

委員長 安 原 宗一郎 (大紀産業株式会社取締役社長)
副委員長 大 塚 祥 文 (ライフオス株式会社取締役社長)
副委員長 大 森 實 (昭和被服総業株式会社取締役社長)
担当副会長 石 井 清 裕 (ネッツトヨタ岡山株式会社取締役社長)

○岡山ブランド委員会

委員長 千 原 行 喜 (株式会社成通取締役社長)
副委員長 同 前 裕一朗 (岡山中央魚市株式会社取締役社長)
担当副会長 石 井 清 裕 (ネッツトヨタ岡山株式会社取締役社長)

○防災・BCP推進委員会

委員長 室 賀 康 史 (室賀ネジ機工株式会社取締役社長)
副委員長 服 部 俊 也 (服部興業株式会社取締役社長)
担当副会長 勝 矢 雅 一 (カーツ株式会社取締役社長)

○SDGs・環境委員会

委員長 逢 澤 寛 人 (アイサワ工業株式会社取締役社長)
副委員長 土 井 雅 人 (テレビせとうち株式会社取締役社長)
副委員長 中 静 敬一郎 (岡山放送株式会社取締役社長)
担当副会長 岡 本 典 久 (ライト電業株式会社取締役社長)

○地方創生推進委員会

委員長 吉 田 大 助 (株式会社ビザビ取締役社長)
副委員長 小 林 裕 彦 (小林裕彦法律事務所代表弁護士)
担当副会長 石 井 清 裕 (ネッツトヨタ岡山株式会社取締役社長)

○ビジネス交流委員会

委員長 向 井 常 明 (ユニック中四国販売株式会社取締役社長)
副委員長 川 本 洋 (税理士法人パートナーズ代表社員)
担当副会長 高 谷 昌 宏 (株式会社サンヨープレジャー取締役社長)

○人材育成委員会

委員長 黒 田 季 之 (株式会社ブックス取締役社長)
副委員長 安 場 直 樹 (株式会社林原取締役社長)

- 担当副会長 岡本典久 (ライト電業株式会社取締役社長)
- 国際委員会
- 委員長 吉村武大 (備前自動車岡山教習所代表)
- 担当副会長 森健太郎 (学校法人森教育学園副理事長)
- 担当副会長 岡本典久 (ライト電業株式会社取締役社長)
- スポーツ支援委員会
- 委員長 延原正浩 (株式会社マルシン物流取締役社長)
- 副委員長 江尻博子 (株式会社岡山スポーツ会館取締役社長)
- 担当副会長 高谷昌宏 (株式会社サンヨープレジャー取締役社長)
- 担当副会長 岡本典久 (ライト電業株式会社取締役社長)
- 西大寺地域活性化委員会
- 委員長 米田光雄 (株式会社ウッディヨネダ取締役社長)
- 副委員長 徳山靖彦 (株式会社徳山電機製作所取締役社長)
- 副委員長 野口裕年 (株式会社野口商店代表取締役会長)
- 副委員長 延原寛紀 (新光運輸株式会社取締役社長)
- 特別顧問 大森實 (昭和被服総業株式会社取締役社長)
- 担当副会長 森健太郎 (学校法人森教育学園副理事長)
- 岡山商工会議所新会館建設特別委員会
- 委員長 桑田真治 (おかやま信用金庫理事長)
- 副委員長 武田浩一 (株式会社廣榮堂取締役社長)
- 岡山商工会議所議員選挙特別委員会
- 委員長 西尾源治郎 (西尾総合印刷株式会社取締役社長)
- 副委員長 岡崎正裕 (岡崎運送株式会社取締役社長)
- 副委員長 黒瀬仁志 (山陽ヤナセ株式会社取締役社長)

7 青年部・女性会 (令和4年3月31日現在)

- 岡山商工会議所青年部
- 会長 光森敬祐 (株式会社テイクス代表取締役)
- 副会長 津田英宏 (株式会社中国インキ商会代表取締役社長)
- 〃 釜口竜雄 (ユニ車輛株式会社代表取締役)
- 〃 和氣伸吉 (株式会社メゾネット代表取締役)
- 〃 上野雅史 (備商株式会社代表取締役社長)
- 〃 川本洋 (税理士法人パートナーズ代表社員税理士)
- 〃 上高寛之 (一般社団法人日本マルチコプター協会代表副理事)
- 岡山商工会議所女性会
- 会長 高田美紀子 (株式会社MASAYA顧問)
- 副会長 干田恵 (株式会社武田製玉部取締役)
- 〃 木下育子 (新日本サービス有限会社代表取締役社長)
- 〃 井下由美 (マスタートーマス有限会社取締役)

8 顧問・参与 (令和4年3月31日現在)

○顧問

岡山県知事
岡山市市長
岡山県議会議長
岡山市議会議長
国立大学法人岡山大学学長
日本銀行岡山支店長
岡山県経済団体連絡協議会座長
一般社団法人岡山県銀行協会会長
岡山県中小企業団体中央会会長
岡山県商工会連合会会長
岡山県農業協同組合中央会会長
株式会社日本デザインセンター代表取締役社長

伊原木 隆太
大森 雅夫
神宝 謙一
和氣 健
槇野 博史
精松 裕司
中島 基善
加藤 貞則
晝田 眞三
田村 正敏
青江 伯夫
原 研哉
高谷 茂男
高劔 持一
徳山 武士
服部 弘平
木谷 忠義

○参与

岡山県産業労働部長
岡山市産業観光局長
国立大学法人岡山大学理事
独立行政法人日本貿易振興機構岡山貿易情報センター所長

三浦 智美
小川 祥子
高橋 香代
相原 君俊

Ⅲ 事務局

1 事務局の機構

各部課の名称及び所掌事務の概要

部 課 名		所 掌 事 務 の 概 要
総務部	総務課	文書の收受、発送、整理、保管に関する事項並びに各課の連絡調整と議員、役員、顧問、参与及び職員に関する事項並びに会議所に所属する土地、建物及び施設の維持管理、営繕並びに貸室、貸会議室等の運用に関する事項を主要業務とする。
	経理課	現金、預金及び有価証券の出納、保管に関する事項並びに会計帳簿の整理、保管を主要業務とする。
事業推進部	企画推進課	地域産業経済、企業経営に関する調査研究及び各種の統計調査並びに新規事業の企画立案に関する事項並びに会議所会報の編集、刊行並びに図書資料の収集、保管及び情報の提供サービスに関する事項並びに都市問題、都市交通、各種検定試験及びその他技能向上のための競技会に関する事項を主要業務とする。
	会員サービス課	会員の募集、会員組織の強化並びに会費の調整、徴収並びに特定商工業者の法定台帳の作成・管理、会員事業所従業員の表彰・親睦、共済制度の普及促進に関する事項を主要業務とする。
	地域振興課	産業技術、産業教育の振興、国際経済交流、講習会等の開催、貿易証明他各種証明に関する事項並びに観光物産、まつりの振興、環境問題に関する事項を主要業務とする。
中小企業支援部	経営支援課	中小企業者特に小規模事業者に対する相談指導を行うため、税務経理に関する事項並びに商工経営の改善合理化に関する事項、労働福祉対策の普及指導に関する事項、労働保険の普及と事務組合の運営に関する事項、社会保険の相談指導に関する事項を主要業務とする。
	金融支援課	制度融資に関する事項、小規模事業者経営改善資金の融資の審査及び推せんに関する事項、創業・事業承継に関する事項を主要業務とする。
	専門指導センター	専門分野別・業種別問題等にかかる専門的相談指導、経営革新・販路拡大に関する事項、産学官連携に関する事項を主要業務とする。
西大寺支所	総務企画課	西大寺地区の会員サービス、地域振興に関する事項並びに支所の土地、建物及び施設の維持管理、貸室、貸会議室の運用に関する事項を主要業務とする。
	中小企業振興課	西大寺地区の経営改善普及事業全般に関する事項を主要業務とする。

2 事務局役職員

A 主な役職員の役職、氏名（令和4年3月31日現在）

専務理事	高橋 邦彰
理事、事務局長、事業推進部長	鶴岡 良孝
理事	須々木 敏彦
事務局次長	小川 達夫
総務部長	小山 恵子
中小企業支援部長	藤原 裕久
事務局参与	堤 修治
事務局参事	吉田 陽一
事業推進部次長、企画推進課長	山形 章弘
事業推進部次長、地域振興課長	黒崎 良子
中小企業支援部次長、専門指導センター課長	枝 純一郎
西大寺支所長、西大寺支所総務企画課長	内田 薫
総務部総務課長	岡崎 知博
総務部経理課長	榎原 朋子
事業推進部会員サービス課長	高木 久志
中小企業支援部経営支援課長	古矢 博嗣
中小企業支援部金融支援課長	松岡 幸司
西大寺支所中小企業振興課長	高矢 久史
総務部総務課長補佐	三好 仁美
総務部経理課長補佐	父尾 伊公子
事業推進部企画推進課長補佐	合田 有希
事業推進部地域振興課長補佐	難波 武典
中小企業支援部金融支援課長補佐	石岡 拓朗
中小企業支援部専門指導センター課長補佐	川口 公平
西大寺支所中小企業振興課長補佐	板野 三枝子
西大寺支所中小企業振興課長補佐	妹尾 悟

B 職員数（令和4年3月31日現在）

区分	専任職員	経営指導員	補助員	専門経営指導員	記帳専任職員	広域サポーター	計
男	3人	13人	2人	1人	0人	4人	23人
女	16	4	4	1	1	0	26
計	16	17	6	2	1	4	49

IV 庶務

1 表彰・受章

A. 表彰

令和3年6月23日開催の第118回通常議員総会において次のとおり当所表彰規則に基づく該当者の表彰を行った。
(敬称略)

(1) 規則第2条該当者（在職10年以上議員関係）

○35年以上

古市大藏
前坂匡紀

○25年以上

近藤弦之介

○15年以上

高谷昌宏

○10年以上

永山久夫
蜂谷泰祐
森健太郎
山川昌夫
藤原恵子

(2) 規則第5条該当者（勤続10年以上職員関係）

○30年以上

小山恵子

○25年以上

横原朋子
三好仁美

○15年以上

枝純一郎

○10年以上

石岡拓朗
宮内美沙子

B. 受章

令和3年度中の役員、議員の叙勲、勲章、国家褒章の受章者は該当なし。

2 慶弔その他（主なもの）

令和3年 4月9日 国際オープンイノベーションセンターオープン記念お披露目会に高橋専務理事出席
7月14日 岡山大学新生「工学部」発足記念シンポジウム第3回実行委員会総会に高橋専務理事出席

- 8月1日 (一社)瀬戸内アーツカウンシル設立記念コンサートに松田会頭出席
- 8月3日 「第3回西大寺地域活性化協議会全体会議・西大寺まちづくり法人設立総会・記念講演」に松田会頭並びに勝矢副会頭、森副会頭、高橋専務理事、須々木理事出席
- 8月7日 岡山シーガルズ「2021ファン感謝会」に松田会頭出席
- 8月31日 岡山大学・ジェトロ・岡山県商工会議所連合会 懇談会、包括連携協定締結式に松田会頭並びに高橋専務出席
- 9月10日 環太平洋大学理事長・学長面談、スポーツ科学施設視察に松田会頭並びに岡本副会頭、高橋専務理事、鶴岡理事出席
- 9月24日 岡山県商工会議所女性会連合会 第14回会員大会に松田会頭並びに高橋専務理事、鶴岡理事出席
- 9月29日 大原美術館新児島館（仮称）内覧会に松田会頭出席
- 10月3日 山陽学園大学地域マネジメントコンテスト2021に高橋専務理事出席
- 10月6日 第73回岡山県文化賞選考委員会表彰式に松田会頭出席
- 10月12日 岡山大学共有共創コモンズ建設予定地視察に松田会頭出席
- 10月13日 おかやまいいもの探訪岡山フェアオープニングセレモニーに松田会頭並びに高橋専務理事出席
- 10月28日 ピーチ ファーマーズ ビレッジ（株創・和）起工式に勝矢副会頭出席
- 11月6日 (一社)西大寺青年会議所創立60周年記念式典に松田会頭出席
- 11月10日 令和3年度おかやま菊花大会表彰式に松田会頭出席
- 11月19日 おかやま桃太郎まつりMOMOTAROH FANTASY 2021点灯式典に松田会頭並びに石井副会頭出席
- 11月22日 第59回「岡山県民の警察官」表彰式に高橋専務理事出席
- 11月26日 RSKホールディングス(株)桑田茂前代表取締役社長「お別れの会」に高橋専務理事参列
- 12月6日 全国商工会議所観光振興大会2021 in おきなわ那覇に松田会頭並びに高橋専務理事出席
- 12月9日 小長啓一氏 三木記念賞受賞をお祝いする会に松田会頭出席
- 12月11日 (株)いのうえ合同葬に松田会頭参列
- 令和4年 1月13日 第80回（令和4年）山陽新聞賞 贈呈式に松田会頭出席
- 1月14日 (一社)西大寺青年会議所 2022年度新年祝賀会に松田会頭出席
- 1月22日 北里大学特別栄誉教授 大村智先生を囲む会に松田会頭並びに高橋専務理事出席
- 2月22日 2021年度おかやま信金地域活性化支援制度“エリアサポート”二次審査及び助成金贈呈式に須々木理事出席
- 3月19日 北前船寄港地フォーラム in 秋田に松田会頭並びに高橋専務理事出席

V 会議

第118回通常議員総会



令和2年度事業報告・収支決算を承認するとともに岡本典久氏を副会頭に準ずる者に選任

SDGs・環境委員会ゴミ回収・調査活動



香川県丸亀市の手島で山陽学園高等学校生徒とともにペットボトルなどを回収

岡山市と岡山商工会議所との意見交換会



松田会頭、副会頭5名らが出席し、新型コロナウイルス感染症の対応策やデジタル化支援などについて意見を交換

第370回常議員会・第223回議員総会合同会議



会議の冒頭行った「おかやま果実」ブランド認定式

第371回常議員会



議員選挙特別委員会、新会館建設特別委員会の正副委員長、委員を選任

1 議員総会

A. 通常議員総会 第118回通常議員総会

令和3年6月23日

会 場 岡山プラザホテル

出席者 98名

議 題

<議 案>

1. 「議員の職務を行う者」の変更について

㈱岡山高島屋、㈱大本組、R S K山陽放送㈱、山下産業㈱から議員の職務を行う者を変更する届出があった旨の説明を行い、上條智子氏、三宅啓一氏、藤森徹氏、平野敬典氏の「議員の職務を行う者」への就任を全会一致で承認した。

2. 役員の選任について

(学)森教育学園森健太郎氏を副会頭に、ライト電業㈱岡本典久氏を副会頭に準ずる者に、丸正製粉㈱柁本健太郎氏を監事に、R S K山陽放送㈱藤森徹氏を常議員に選任することの提案があり全会一致で承認した。

3. 令和2年度事業報告並びに収支決算について

提出原案のとおり全会一致で承認した。

4. 会員増強運動について

提出原案のとおり全会一致で承認した。

<報告事項>

1. 第1回「商工会議所ビル機能向上の検討」小委員会報告について

2. ファジアーノ岡山からの報告について

3. 新型コロナウイルス影響拡大への対応強化について

4. 岡山城下山陽道物語事業概要について

<講 話>

「渋沢栄一の事業・経営理念」

(公財)渋沢栄一記念財団 業務執行理事・渋沢史料館館長 井 上 潤 氏

第119回通常議員総会

令和4年3月29日

会 場 岡山プラザホテル

出席者 89名

議 題

<議 案>

1. 「議員の職務を行う者」の変更について

R S K山陽放送㈱から議員の職務を行う者を変更する届出があった旨の説明を行い、里見俊樹氏の「議員の職務を行う者」への就任を全会一致で承認した。

2. 常議員の補充選任について

R S K山陽放送㈱里見俊樹氏を常議員に選任することの提案があり、提出原案のとおり全会一致で承認した。

3. 令和4年度事業計画書(案)について

提出原案のとおり全会一致で承認した。

4. 令和4年度収支予算書(案)について

提出原案のとおり全会一致で承認した。

<報告事項>

1. 会員増強推進本部からの報告について
2. 第1回岡山商工会議所議員選挙特別委員会からの報告について
3. 環太平洋大学との包括連携協定の締結について

<講 話>

「Jリーグでの4年間の経験について」

(公社)日本プロサッカーリーグ 前専務理事 木 村 正 明 氏

B. 臨時議員総会

第222回議員総会（第369回常議員会と合同開催）

令和3年10月4日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 101名

議 題

<議 案>

1. 「議員の職務を行う者」の変更について
岡山県貨物運送(株)、中国電力(株)岡山支社からそれぞれ「議員の職務を行う者」の変更の届出があった旨の説明を行い、遠藤俊夫氏、越磨潔氏の「議員の職務を行う者」への就任を全会一致で承認した。
2. 令和3年度優良従業員表彰における被表彰該当者（案）の承認について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
3. 新規会員の入会について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
4. ファジアーノ岡山への出資について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
5. トライフープ岡山への出資について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
6. 「商工会議所ビル機能向上」の今後の方針について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
7. 労働保険事務組合事務処理規約の改正について
提出原案のとおり全会一致で承認した。

<報告事項>

1. 新型コロナウイルスの影響拡大に関する緊急アンケート調査結果及び当所の対応について
2. 「岡山城下山陽道物語」延期に伴う振替開催日について

<講 話>

「環太平洋大学の教育方針について」

環太平洋大学 学長 大 橋 節 子 氏

第223回議員総会（第370回常議員会と合同開催）

令和3年12月3日

会 場 ホテルグランヴィア岡山

出席者 105名

令和3年度こだわりの逸品「おかやま果実」ブランド認定式

議 題

<議 案>

1. 職員等就業規則、育児介護休業等規程の改正（案）について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
2. 会員増強運動の強化について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
3. 商工会議所ビル機能向上の検討について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
4. 会議所議員選挙制度等の改革検討について
提出原案のとおり全会一致で承認した。
5. 岡山商工会議所委員会規約の改正（案）について
提出原案のとおり全会一致で承認した。

<報告事項>

1. 「岡山商工会議所会報 glocal」令和4年度広告依頼について
2. 令和4年度税制改正に関する要望について
3. 岡山大学・ジェトロ・県連 三者連携協定の取り組みについて
4. ファジアーノ岡山からの報告について

2 常議員会

第368回常議員会

※定款第41条、44条、46条に基づき書面審議により開催（書面審議による出席者41名）

議 題

<議 案>

1. 議員の職務を行う者の変更について
2. 役員の選任について
3. 岡山商工会議所表彰規則に基づく被表彰該当者（案）について
4. 令和2年度事業報告並びに収支決算の承認について
5. 事業継続力強化支援計画の認定申請について
6. 会員増強運動について
7. 新規会員の入会について

第369回常議員会（第222回議員総会と合同開催）

第370回常議員会（第223回議員総会と合同開催）

第371回常議員会

令和4年1月27日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 31名

議 題

<議 案>

1. 岡山商工会議所議員選挙特別委員会（案）について

2. 岡山商工会議所新会館建設特別委員会（案）について
3. 岡山商工会議所新会館建設に係るCMの導入について
4. 新規会員の入会について

<報告事項>

1. 岡山市へのアリーナ提言について
2. 会員増強推進本部からの報告について
3. 事業復活支援金並びに岡山県時短要請協力金について

第372回常議員会

令和4年3月15日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 39名

議 題

<議 案>

1. 議員の職務を行う者の変更について
2. 常議員の補充選任について
3. 令和4年度事業計画（案）について
4. 令和4年度収支予算（案）について
5. 岡山商工会議所給与規程の改正について
6. 岡山商工会議所駐車場管理委託について
7. 環太平洋大学との包括連携協定の締結について
8. 新規会員の入会について

<報告事項>

1. 会員増強推進本部からの報告について
2. 岡山商工会議所青年部担当副会頭の選任について
3. 第8回晴れの国おかやま検定の結果について
4. 岡山商工会議所青年部の提言書について

3 監事会

第69回監事会

令和3年6月2日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 8名

議 題

1. 令和2年度決算関係書類の監査について

4 部会・委員会

<運営委員会>

第4回運営委員会

令和3年6月3日（書面審議）

議 題

1. 岡山商工会議所表彰規則に基づく被表彰該当者（案）について
2. 令和2年度事業報告並びに収支決算の承認について
3. 新型コロナウイルス影響拡大への対応強化について
4. 会員増強運動について
5. トライフープ岡山からの出資要請について
6. 岡山城下山陽道物語事業概要について
7. 第1回商工会議所ビル機能向上の検討小委員会報告

第5回運営委員会

令和3年11月22日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 27名

議 題

1. 職員等就業規則、育児介護休業等規程の改正（案）について
2. 商工会議所ビル機能向上の検討について
 - ①小委員会からの報告
 - ②岡山商工会議所新会館建設特別委員会の設置（案）について
 - ③岡山商工会議所新会館建設基金規約の制定（案）について
3. 会議所議員選挙制度等の改革検討について
 - ①小委員会からの報告
 - ②岡山商工会議所議員選挙特別委員会の設置（案）について
4. 岡山商工会議所委員会規約の改正（案）について
5. 会員増強推進本部からの報告について

第6回運営委員会

令和4年1月17日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 28名

議 題

1. 岡山商工会議所新会館建設特別委員会（案）について
2. 岡山商工会議所議員選挙特別委員会（案）について
3. 岡山商工会議所新会館建設に係るCMの導入について
4. 会員増強推進本部からの報告について

第7回運営委員会

令和4年3月8日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 25名

議 題

1. 議員の職務を行う者の変更について
2. 常議員の補充選任について
3. 令和4年度事業計画（案）について
4. 令和4年度収支予算（案）について

5. 岡山商工会議所給与規程の改正について
6. 岡山商工会議所駐車場管理委託について
7. 環太平洋大学との包括連携協定の締結について
8. 会員増強の状況について
9. 岡山商工会議所会館整備の検討状況について

○会員増強推進本部

第2回会員増強推進本部会議

令和3年4月20日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 10名

議 題

1. 令和2年度末会員の状況について
2. 今後の会員増強運動について

第3回会員増強推進本部会議

令和3年11月16日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 7名

議 題

1. 令和3年10月末会員の状況について
2. 今後の会員増強運動について

○商工会議所ビル機能向上の検討小委員会

第1回商工会議所ビル機能向上の検討小委員会

令和3年5月19日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 10名

議 題

1. 当所ビルの現状と財務状況について
2. 小委員会の進め方について

第2回商工会議所ビル機能向上の検討小委員会

令和3年9月1日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 14名

議 題

1. 商工会議所ビル機能向上の方針について
2. 今後のスケジュールについて

第3回商工会議所ビル機能向上の検討小委員会

令和3年11月15日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 14名

議 題

1. 岡山商工会議所新会館建設基金規約の新設について
2. 岡山商工会議所新会館建設特別委員会の組成について
3. 岡山商工会議所新会館建設の進め方について

第4回商工会議所ビル機能向上の検討小委員会

令和4年1月12日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 13名

議 題

1. 岡山商工会議所新会館建設特別委員会の構成について

○会議所議員選挙制度改革の検討小委員会

第2回会議所議員選挙制度改革の検討小委員会

令和3年10月18日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 10名

議 題

1. 会議所議員選挙制度の見直しについて

第3回会議所議員選挙制度改革の検討小委員会

令和3年11月16日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 9名

議 題

1. 会議所議員選挙制度の見直し（案）について

第4回会議所議員選挙制度改革の検討小委員会

令和3年12月23日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 10名

議 題

1. 岡山商工会議所議員選挙特別委員会の構成について

<中小企業振興委員会>

第5回中小企業振興委員会

令和3年7月27日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 26名

議 題

1. おかやまIT経営力大賞について

ゲスト：(一社)システムエンジニアリング岡山 事務局長 楠 戸 國 正 氏
同 I T相談員 坪 田 秀 男 氏

2. 岡山発新技術の取り組みについて

ゲスト：ナガオ(株) 代表取締役社長 長尾 聡一郎 氏

第6回中小企業振興委員会

令和4年2月10日

会場 岡山商工会議所本所

出席者 17名

議題

1. 令和4年度の中小企業施策について

ゲスト：中国経済産業局 地域経済部 地域経済課 課長 長尾 博行 氏

2. 「新型コロナ」「原油高」「サプライチェーン停滞」の影響に関するアンケートの調査結果について

3. コロナ支援成果発表

<まちづくり委員会>

第4回まちづくり委員会

令和4年2月7日

会場 岡山商工会議所本所

出席者 37名

議題

1. 岡山理科大学イノベーション・ラボの取り組みについて ～宮脇が担当するOFLab (Okayama Future Lab) の場合～

ゲスト：岡山理科大学 経営学部 教授 宮脇 靖典 氏

2. 岡山理科大学学生による研究発表

「住み続けたいと思える岡山市の未来創造拠点づくり」

<都市交通委員会>

第5回都市交通委員会

令和4年2月10日

会場 岡山商工会議所本所

出席者 20名

議題

1. 路線バス・路面電車の運賃無料DAYの実施結果について

ゲスト：岡山市 都市整備局都市・交通部交通政策課 課長 是友 修二 氏
同 副主査 平田 晋一 氏

2. 地域を支える効果的支出としての公共交通について

ゲスト：岡山大学 学術研究院環境生命科学学域 准教授 氏原 岳人 氏

3. 公共交通の利用促進・機能強化に向けた要望(案)について

<文化観光委員会>

第6回文化観光委員会

令和3年4月8日

会場 沼亀山城址、砥石城址、乙子城址

出席者 23名

議 題

1. 宇喜多三城址の現地視察と講義 沼亀山城址、砥石城址、乙子城址
ゲスト：林原美術館 館長 谷 一 尚 氏

第7回文化観光委員会

令和3年8月23日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 26名

議 題

1. 文化観光委員会 顧問の委嘱について
2. 「岡山城下町の成り立ち」について
ゲスト：岡山大学 名誉教授 倉 地 克 直 氏

第8回文化観光委員会

令和3年11月19日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 35名

議 題

1. 瀬戸内国際芸術祭2022と瀬戸内海の海運について
ゲスト：(公財)福武財団 事務局長 宇 野 恵 信 氏

<岡山ブランド委員会>

第3回岡山ブランド委員会並びに第5回岡山ブランド委員会ワーキンググループ合同会議

令和3年11月5日

会 場 ホテルグランヴィア岡山

出席者 29名

議 題

- 【第5回岡山ブランド委員会ワーキンググループ】
1. 岡山ブランド創出に向けて ～岡山の「日本酒」について～
ゲスト：日本酒ライター・きき酒師 市 田 真 紀 氏
- 【第3回岡山ブランド委員会】
2. 岡山ブランド委員会ワーキンググループ中間報告について
 3. 岡山ブランド委員会の今後の方針について

<防災・BCP推進委員会>

第5回防災・BCP推進委員会

令和3年7月29日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 14名

議 題

1. BCPの効果・策定方法等について
ゲスト：中小企業基盤整備機構中国本部「事業継続力強化計画」策定支援専門家
中小企業診断士 藤 井 正 徳 氏
2. 当所の「事業継続力強化支援計画」について

3. 今後の委員会活動について

第6回防災・BCP推進委員会

令和3年12月2日

会 場 中国銀行本店

出席者 18名

議 題

1. 中国銀行の過去の災害等への対応、現在の危機管理態勢について

ゲスト：(株)中国銀行 総合企画部 副業務役 中 島 亮 氏
同 ソリューション営業部 主任 木 下 雄 二 氏

<SDGs・環境委員会>

SDGs・環境委員会 海ゴミ回収・調査活動

令和3年4月11日

会 場 手島（香川県丸亀市）

出席者 11名

第5回SDGs・環境委員会

令和3年8月30日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 23名

議 題

1. 手島での海ゴミ回収・調査活動報告
2. 今後の委員会活動について

第6回SDGs・環境委員会

令和3年12月1日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 23名

議 題

1. 岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプランについて

ゲスト：岡山市 環境局環境部環境事業課課長 岡 崎 功 氏
同 資源循環推進室室長 大 山 亘 氏

2. SDGs診断ツールについて

ゲスト：東京海上日動火災保険(株)岡山支店 業務グループリーダー 高 橋 茂 樹 氏
同 営業課課長代理 本 間 仁 氏

3. 委員会アンケート報告

第7回SDGs・環境委員会

令和4年2月24日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 32名

議 題

1. 「地域脱炭素創生」の実現に向けて

ゲスト：環境省 中国四国地方環境事務所所長

上 田 健 二 氏

2. 中国銀行のSDGsの取り組み

ゲスト：(株)中国銀行 地方創生SDGs推進部次長

武 田 憲 和 氏

3. 岡山県の地球温暖化防止の取り組みについて

ゲスト：(公財)岡山県環境保全事業団 環境学習センター「アスエコ」所長 山 田 哲 弘 氏

<地方創生推進委員会>

第4回地方創生推進委員会

令和3年10月26日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 22名

議 題

1. 「首都にふさわしい場所 ー日本で一番安全な吉備高原ー」

ゲスト：NPO法人地球年代学ネットワーク 理事長 板 谷 徹 丸 氏

<国際委員会>

第3回国際委員会

令和4年3月31日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 12名

議 題

1. 「ウクライナ避難者緊急支援活動」について

ゲスト：NPO法人AMDA 理事長 菅 波 茂 氏

2. 「岡山での国際共同制作映画の企画」について

ゲスト：映画監督（岡山市出身） 湯 浅 典 子 氏

<スポーツ支援委員会>

第2回スポーツ支援委員会

令和3年12月13日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 14名

議 題

1. 日本におけるアリーナスポーツ施設の先行事例に関して

ゲスト：(株)中国銀行 総合企画部 新規事業開発センター長 白 神 賢 治 氏

2. アリーナ建設に向けた状況について

[特別委員会]

<岡山商工会議所議員選挙特別委員会>

第1回岡山商工会議所議員選挙特別委員会

令和4年2月25日

会 場 岡山商工会議所本所

出席者 29名

議 題

1. 会議所議員選挙制度の見直し（案）について

5 小規模事業者経営改善資金審査会

審査会開催回数	44回
小規模事業者経営改善資金	
審査件数	93件
推薦件数	93件
推薦金額	60,030万円
貸付件数	93件
貸付金額	60,030万円

業種別推薦状況

①製造業	6件	3,170万円
②建設業	24件	16,050万円
③卸売業	8件	5,200万円
④小売業	16件	10,650万円
⑤サービス業	27件	17,200万円
⑥その他	12件	7,760万円

6 フルーツパフェの街おかやま実行委員会

第1回実行委員会

令和3年6月11日（書面審議）

議 題

1. 令和2年度事業報告及び収支決算について
2. 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

7 こだわりの逸品「おかやま果実」実行委員会

第1回実行委員会

令和3年6月21日（書面審議）

議 題

1. 規約の改定について（案）
2. 役員を選任について（案）
3. 令和2年度事業報告書の承認について
4. 令和2年度収支決算書の承認について
5. 令和3年度事業計画書（案）について
6. 令和3年度収支予算書（案）について
7. 新製品の募集について

8 西大寺五福通りレトロ・マルシェ実行委員会

第1回実行委員会

令和3年8月26日

会 場 岡山商工会議所西大寺支所

出席者 8名

議 題

1. 第12回西大寺五福通りレトロ・マルシェの開催について

第2回実行委員会

令和4年3月18日

会 場 岡山商工会議所西大寺支所

出席者 10名

議 題

1. 第12回西大寺五福通りレトロ・マルシェの開催に向けて
2. 令和3年度西大寺五福通りレトロ・マルシェの収支決算について
3. 令和3年度西大寺五福通りレトロ・マルシェの事業報告について

9 諸会議

(1) 正・副会頭

正・副会頭会議 12回

(2) 行政機関等との懇談会

岡山県幹部との懇談会 5回

岡山市幹部との懇談会 5回

岡山市連合町内会幹部との懇談会 1回

岡山市連合婦人会幹部との懇談会 1回

おかやま地域発展推進協議体 2回

おかやま円卓会議 1回

(3) 岡山商工会議所青年部

総 会 3回

役員会 13回

例 会 10回

研修会・親睦会 3回

岡山県商工会議所青年部連合会

総 会 1回

臨時総会 1回

役員会 5回

総務委員会 5回

企画委員会 4回

研鑽交流委員会 10回

(4) 岡山商工会議所女性会

総会	1回
役員会	12回
例会	4回
岡山県商工会議所女性会連合会	
総会（書面審議）	1回
正・副会長会議	2回

(5) 外郭団体諸会議

岡山県警察友の会	
理事会	1回
岡山総友会・岡山経友会	
総会	1回
合同当番幹事会	5回
合同例会	6回
岡山経済調査協議会	
例会	9回
岡山県日韓親善協会	
総会（書面審議）	1回
理事会（書面審議）	1回
岡山珠算振興会	
総会	1回
日本珠算連盟岡山県連合会	
総会（書面審議）	1回
会長・副会長会議（オンライン含む）	3回
理事会	2回
部会	3回
岡山武蔵倶楽部	
総会	1回
役員会（内1回書面審議）	2回
例会	2回
中四国南北軸交流懇談会	
総会（書面審議）	1回
幹事会（オンライン開催）	1回
表町商店街活性化プロジェクト推進協議会	1回
(一社)アルベルゴ・ディフーズ・ジャパン	
総会	1回
理事会	6回
(一社)西大寺活性化協議会	
総会（設立総会）	1回
会長・正副理事長会議	4回
理事会（内1回書面審議）	3回

空家まち並み利活用推進委員会	
正副委員長会議	1回
観光推進委員会	
正副委員長会議	1回
委員会	1回
イベント推進委員会	
正副委員長会議	2回
委員会	1回
情報発信推進委員会	
正副委員長会議	2回
委員会	2回
伝統的建造物群景観調査委員会	1回

(6) 関係団体諸会議

旭川かわまちづくり計画検討・推進会議	1回
おかやま桃太郎まつり鳥城夏まつり実行委員会	
役員会	2回
西大寺青色申告会	
総会	1回
役員会	1回
西大寺青色申告会連合会	
総会	1回
合同役員会	1回
西大寺会陽奉賛会	
役員会	2回
正副会長会議	6回
関係者会議	4回
西大寺間税会	
総会	1回
研修会等	2回
西大寺小売酒販組合	
総会	1回
役員会	1回
研修会	5回
西大寺酒販協同組合	
総会	1回
役員会	1回
西大寺商店会連合会	
総会	1回
役員会	1回
(一社)西大寺青年会議所	
役員会	12回
例会	12回
研修会・親睦会	6回

(公社)西大寺法人会	
総 会	1回
役員会	3回
委員会等	8回
夏まつり西大寺実行委員会	
役員会	2回
関係者会議	2回

VI 事業活動

1 令和3年度主要事業

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する支援を実施

○新型コロナウイルス感染症対応の経営支援を実施

当所では、中小企業支援部内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設、管内の中小・小規模事業者を対象に、資金繰り円滑化、雇用維持、販路開拓など、多岐にわたる分野でコロナ対応の経営相談を実施した。相談に当たっては、オンラインによるセミナー実施体制、個別相談体制も整備し、感染防止に最大限に配慮した対応に努めた。年度中の窓口専門家等による相談対応件数は以下のとおり。

延べ事業所数	融資・資金繰り相談	持続化等補助金相談	雇用調整助成金相談	休業相談	廃業相談	持続化給付金等	相談件数合計
1,511	269 (内マル新 57)	1,089	2	1	2	285	1,648

相談に当たっては、岡山県の特別相談員事業等を活用し、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家とともに経営指導員が個別対応を実施し、新型コロナウイルス対策マル経融資（マル新）等制度融資を活用した資金繰り支援、小規模事業者持続化補助金＜低リスクビジネス枠＞並びに事業再構築補助金活用による販路開拓支援等を実施した。各相談実績は以下のとおり。

小規模事業者持続化補助金（低リスクビジネス枠含む）	申請：238件	採択：154件
事業再構築補助金	申請：79件	採択：27件
マル経（マル新含む）	推薦93件	6億30万円
日本生活金融公庫一般貸付（新型コロナウイルス感染症特別貸付含む）	斡旋108件	11億3,675万円

また、当所から岡山市への要望により実現したコロナ対応事業者応援金、感染防止強化補助金の申請相談（4,381件）・受付・支給業務及び岡山県への要望により実現した飲食店等一時支援金の事前確認業務を通じて、事業継続、感染防止対策の支援を実施した。加えて、登録確認機関として国の一時支援金と月次支援金の事前確認や年度末に始まった事業復活支援金の事前確認など、事業継続の支援の強化を行った。各実績は以下のとおり。

市) コロナ対応事業者応援金	事業所数	8,083社	8億4,380万円	国) 一時支援金	740社
市) 感染防止強化補助金		2,103社	8,279万9千円	国) 月次支援金	169社
県) 飲食店等一時支援金（第1期）		4,481社		国) 事業復活支援金	1,064社
県) 飲食店等一時支援金（第2期）		2,717社			
県) 飲食店等一時支援金（第3期）		2,535社			

○「Go To Eatキャンペーン in岡山県プレミアム付食事券」周知販売の協力

農林水産省が実施主体となり全国で展開されたGo To Eatキャンペーンの岡山県版事業に協力した。本キャンペーンは岡山県限定のプレミアム付き食事券の発行・使用により、感染症予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店と、その食材を供給する農林漁業者を応援する官民一体のキャンペーン。Go To Eat in岡山県共同事業体（両備ホールディングス(株)および(株)ビザビ）が発行者となり、1冊10,000円の販売価格に20%のプレミアムをつけた額面12,000円の食事券が発券された。

（一社）岡山県商工会議所連合会が事業協力団体として参画し、当所は食事券販売店として1,318冊を販売した。

○新型コロナウイルスに関する医療従事者への支援金を寄附

当所では、コロナウイルス感染症対応の最前線に立つ医療従事者を支援するため、当所議員事業所を中心とした有志から募集した支援金等を寄附した。3回目の今回は、(公社)岡山県看護協会へ支援金500万円を寄贈した。

これまで、(公社)岡山県医師会をはじめ(一社)岡山県病院協会、岡山県保健福祉部に支援金や医療用具を寄贈している。



5月20日の岡山県看護協会への支援金寄附

(2) (一社)西大寺活性化協議会設立と西大寺地域の活性化を推進

これまでの西大寺地域活性化推進協議会をより発展的な組織とし、空き家空き店舗の活用、まち並み整備、観光・産業振興などの地域活性化に資する事業を推進し、夢と活気に溢れる西大寺を実現していくために、8月3日の西大寺地域活性化推進協議会・全体会議、並びに(一社)西大寺活性化協議会の設立総会を経て、8月30日に(一社)西大寺活性化協議会の設立を登記した。代表理事には松田久会長、森健太郎理事長が就任した。

地域の多くの方々とともに活性化に向けて、同推進協議会において検討を重ねてきた4つの部会を引き継ぐかたちで空家まち並み活用推進、観光推進、イベント推進、産業振興、情報発信推進、伝統的建造物群景観調査の6つの各委員会が発足した。

9月15日、松田会頭、高谷・勝矢副会頭は、大森雅夫岡山市長に対して(一社)西大寺活性化協議会の森健太郎理事長、根木克己西大寺学区連合町内会長とともに「西大寺地域活性化」に関する要望書を手渡した。要望の主な内容は以下のとおり。

- ①五福通り周辺の伝統的建造物群の景観整備、空き家空き店舗の活用によるまち並みの再生
- ②街来者等交流人口増を図る魅力創出に向けた観光整備
- ③産業振興・居住集積を進める「用地活用」の規制緩和
- ④交通利便性向上と沿線活性化に繋がる幹線道路の早期整備

以上の4点について、要望を行うとともに西大寺活性化の具体的な事業を推進するための協力を申し入れ、大森市長からは「市の政策局と東区役所に窓口を設けて検討していく」と前向きな回答があった。

12月21日、宝伝線「西大寺・犬島アートバスの運行」に関する要望を岡山市に提出。岡山市の運行補助を得ることが決まり「西大寺駅・宝伝港間アクセスに係るデマンド型交通運行計画」として令和4年4月14日より11月30日までデマンド型交通が運行することが決定した。復路において観音院入口バス停で停留するため西大寺地域に観光客の流入を見込む。

五福通りでは、当所が主催する「おかやま活性化ビジネスプラン大賞」で大賞を受賞した(株)K K M川崎がカフェ・パークラフトビール製造の複合施設「五福工房」を開業させた(クラフトビール部門は令和4年度オープン予定)。カフェ部門(もやいcafé)では、オープンに先駆けた12月22日、大森市長や松田会頭ほか多数関係者を招きイベントを開催した。西大寺地域への交流人口増大に向けた活性化の起爆剤のひとつとして期待される。

(3) おかやま桃太郎まつり岡山城下山陽道物語を初開催

当所などで組織するおかやま桃太郎まつり鳥城夏まつり実行委員会は、子どもや若者に岡山の歴史を知ってもらう機会とするために、11月27日・28日の2日間にわたり、かつての岡山城下町であり街道・山陽道が通っていた表町商店街を会場に「岡山城下山陽道物語」を初開催した。

岡山城下町の成り立ちや岡山城主三家の街づくりに関する功績、山陽道や当時の祭礼行列を紹介するパネル展示など歴史情報発信、江戸時代に興行で披露されていた動物や花をモチーフとしたライティング、寺社仏閣でブームになっている花手水を展示するなどの会場装飾で城下町文化を表現した。

開催時間を長く、会場を広くするなど感染症対策を施し、コロナ禍における賑わいづくりの一助となった。



岡山城下山陽道物語開会式

(4) 会員増強運動を展開

松田会頭の下で進められている組織・財政基盤の強化の一環として、議員・青年部女性会で構成される「会員増強推進本部」が設置された。高木晶悟会員増強と財政基盤の拡充小委員会委員長を中心に、会員数7,000件の目標を達成するため、総力を挙げて活動を実施した。

増強にあたっては、当所の活用方法を周知するため、利用頻度の高い経営支援や会員サービスを盛り込んだ動画やチラシを作成し、YouTubeチャンネルやホームページにて公開（令和3年度視聴回数約1,500回）を行った。また、議員、青年部、事務局職員に加えて、地元金融機関や日本商工会議所保険制度取り扱い保険会社とも連携・協力しながら増強を推進した。その結果、年度を通じて966件の新規入会があり、会員数は7,276件となった。会員数が7,000件を超えたのは当所創立以来、初めてとなる。

(5) アリーナ建設実現に向けた活動を実施

北長瀬みずほ住居跡地におけるアリーナ建設の実現に向けた計画策定にあたり、岡山シーガルズをはじめアリーナを利用するプロスポーツチームと協議を行った。その後、税の減免や将来的な施設買取りなど岡山市の積極的な協力を前提とした民設民営の計画を作成し、9月16日、松田会頭から大森市長へ計画案を提出した。その計画案に対し、11月16日、大森市長から民設民営は難しいものの、市内のスポーツ施設の運営状況を見極めつつ、岡山市が新たな整備に乗り出す可能性はあるとの見解が示された。

そのため、プロスポーツチームの練習・試合会場に利用可能な公設民営のアリーナ整備に関する提言書を作成し、12月27日、「岡山シーガルズの活躍に向けた民間活力活用推進協議会（シーガルズ協議会）常任理事会」にて承認を得た後、同日、松田会頭と中島基善岡山県経済団体連絡協議会座長の連名で大森市長へ提言書を提出した。

今後、岡山市ではスポーツ施設の現状やアリーナ建設の必要性について調査を進める一方、当所を含めた経済界は、企業版ふるさと納税などを活用した建設協力金集めに関する研究を進めていくこととした。

(6) 第2回「おかやま活性化ビジネスプラン大賞」事業を実施

市内の農産品や空き家・古民家等地域固有の資源を活用して経済活性化に取り組むビジネスプランを募集し、その取り組みを顕彰することにより企業活力によるSDGsの推進を図ることを目的に第2回「おかやま活性化ビジネスプラン大賞」を実施した。岡山市や市内4商工会（岡山北、岡山南、岡山西、赤磐）と共催したもの。市内6事業者から応募があり、9月14日に、当所勝矢副会頭ら5人が実現性や経済波及効果などを審査した結果、4社の入賞者を決めた。



おかやま活性化ビジネスプラン大賞表彰式

10月4日には、当所において表彰式を開催し、入賞4社に松田会頭から賞状盾や賞金目録を手渡した。大賞（岡山商工会議所会頭賞）には、空き家を改装した施設で天然酵母パンを提供する計画を提案したIT事業者の(株)システムタイズを選んだ。優秀賞には、もみ殻を活用したシリカの製造販売事業を計画した農業者の(有)國定農産と、地産牛乳を使用した土産品開発を提案した酪農業の(有)松崎牧場の2社を選んだ。また、奨励賞として規格外の白桃を使用したプレミアム石けん製造に取り組む不動産賃貸会社(有)COZY STYLEを選出した。入賞事業者に対しては、計画の実現に向けて「岡山市地域未来づくり補助金事業」の活用など、専門家による経営相談を活用した支援を実施した。

(7) マル経資金による資金繰り支援を実施

無担保・無保証・低利率という有利な貸付条件で小規模事業者に対する経営支援を金融面から補完するマル経資金（小規模事業者経営改善資金）について、制度の健全な運営に努めるとともに迅速な推薦手続きを行い、審査会を年44回開催した。

昨年度に引き続き、資金繰り悪化が懸念される地域小規模事業者を金融面から支援する目的で、岡山市より利子補給が実施された。利子補給期間は12カ月、利子補給率は1.0%、実施期間は令和5年3月まで（岡山市の利子補給制度

創設後に実行された貸付の借換を除く)。

会報でのマル経制度の紹介記事やチラシの折り込み、巡回を通じての広報活動に加え、DMの送付により積極的なPRを行った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大による企業業績の悪化や、公庫直接扱いの新型コロナウイルス感染症特別貸付の利用が急増したことで、マル経資金の利用が減少し、推薦件数93件(前年度218件)、推薦金額6億30万円(前年度14億5,915万円)と前年度比件数で42.7%、同金額で41.1%となった。

(8) 事業承継・引継ぎ支援事業を実施

岡山県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、中小・小規模事業者の親族内承継、従業員承継、M&Aの支援を実施した。73社を対象に事業承継簡易診断を実施、内26社に対して承継コーディネーターや会計士・弁護士等の専門家派遣を行い、税務・法務を中心とした課題の解決などスムーズな承継に向けたアドバイス等を実施した。また、親族内承継を計画する17社に対しては、中期の事業承継計画の作成支援等を実施した。この他、従業員承継やM&Aの相談企業者9社については、事業引継ぎコーディネーターとともに事業譲渡、買取などの相談対応に当たった。

(9) 岡山働き方改革推進支援センターを運営

「働き方改革関連法」が順次施行され、特に中小企業・小規模事業者が抱える、長時間労働の是正、同一労働・同一賃金の実現、生産性向上による賃金上げ、人材の確保・定着を目的とした雇用管理の改善などの課題への対応を支援するため、岡山労働局の委託事業を昨年度に引き続き受託し、「岡山働き方改革推進支援センター」を当所中小企業支援部内に設置し運営にあたった。センターでは関係機関等と連携を図りながら、社会保険労務士等の専門家による電話・メール・来所相談、セミナー等を実施し、424件の相談対応とセミナーへの講師派遣等を64回実施した。

また、専門家が事業者を直接訪問して助言や支援を行う個別訪問派遣は、294回、県内の商工会議所や商工会等の相談窓口への専門家派遣は、133回(相談件数:135件)実施した。

(10) 環太平洋大学との包括連携に関する協定を締結

3月28日、環太平洋大学との包括連携協定締結式を当所において開催。同大の阿部宏史副学長から協定書の概要説明があったのち、同大の大橋節子学長、並びに当所の松田会頭が協定書に署名した。

協定は、産業振興、スポーツ振興、まちづくりなどを含む広範囲な連携協力内容となっており、松田会頭からは、「当所が推進している北長瀬エリアでの『DXアリーナ』構想の実現に向けて、スポーツ研究の成果を是非活かしていただきたい」と挨拶があり、大橋学長からは、「中心市街地にあるグローバルキャンパスを活用し、若い人の活動を岡山の活力に繋げていきたい」といった発言があった。



環太平洋大学との協定締結式

2 各種事業活動

1. 地域経済を支える中小・小規模企業の振興

○伴走型小規模事業者支援推進事業を実施

小規模事業者の持続的発展を図ることを目的に、事業計画の作成及びその着実な実行支援を行うための「伴走型小規模事業者支援推進事業」を実施した。これは、小規模事業者支援法の「経営発達支援計画」で認定された計画に基づき行うもので、今年度に関しては専門家派遣56件、セミナー6回の実績となった。

○「融資・経営安定特別相談会」を開催

小規模事業者の経営安定化を金融面から支援するため、各種融資制度や経営安定等の個別相談を行う「融資・経営安定」特別相談会を毎月2回開催し、延べ203件の相談があった。融資相談の他、金融円滑化法による条件変更等の厳しい内容の相談も寄せられた。

○専門家を派遣し経営改善支援事業を実施

当所経営安定特別相談室では、売上減少や資金繰り悪化などの経営に関する諸課題を抱える事業所、またマル経資金利用事業者の経営改善に係る相談に対して、中小企業診断士等の専門家を派遣した。また、金融円滑化法に伴う条件変更を申し込む事業者に対しては、金融機関に提出するための「経営改善計画」の作成支援を行った。当年度、当相談室では95件の専門家派遣を行い、小規模事業者の経営改善に積極的に取り組んだ。

○創業スクールを実施

日本政策金融公庫・岡山県信用保証協会との共催により9月18日～10月30日の延べ5日間、岡山商工会議所にて開催し、創業予定者等15名が参加した。中小企業診断士等の専門家が創業までの基本ステップの講義を通じて、ビジネスプランの作成・グループ討議・プレゼンテーション等を実施した。

○飲食店応援サイト「料理人のソコヂカラ」を運営

テイクアウト・デリバリーなどのサービスに取り組む岡山市内の飲食店をPRする特設サイト「料理人のソコヂカラ」を運営した。年間閲覧数は、31,475ページビュー、年度内の総掲載店舗は246店であった。



飲食店応援サイト「料理人のソコヂカラ」

○「商圈分析レポートサービス」事業について

小規模事業者や創業予定者をはじめとした様々な事業者を対象に、事業者自身で行うには困難なマーケット分析について、昨年に引き続き今年度も(株)日本統計センター（本社：北九州市、調査・分析、各種計画策定等を中心としたシンクタンク業務などを実施）と提携し、個社ごとに作成した商圈分析レポートを活用した支援サービスを33者に実施した。

2. 会員サービス事業の展開

○プレスリリースサポート事業を実施

地域の中小企業は引き続き厳しい経営環境に置かれているものの、舵取りのしやすい小規模であることを活かした新規性のある事業や、社会のニーズに対応したユニークな事業に取り組んでいる企業も少なくない。当所では、こうした企業の地域社会からの認知を高め、企業の業績向上につなげるため、無料でできる情報発信の手段としてプレスリリースサポート事業を行っており、文書の作成や報道機関へのリリース文送付など、広報活動に関する支援をしている。今年度は、岡山経済金融記者クラブや経済情報誌など各種媒体に65件のリリースを実施した。

○令和3年度（第67回）岡山商工会議所優良従業員表彰式を挙

11月26日、会員事業所へ30年以上勤務する永年勤続従業員を対象にした表彰式が、岡山プラザホテルで挙行された。松田会頭の式辞の後、(株)中国銀行の安原裕子氏が代表して表彰状を受け取った。続いて、来賓を代表して那須正己岡山市副市長から祝辞があり、最後に(学)吉備学園 岡山商科大学の荻野素也氏から謝辞が述べられ、式典は終了した。

表彰規則第1条該当者（勤続30年以上の永年勤続者）120名



優良従業員表彰式

○岡山武蔵倶楽部を運営

在岡の支店長と地元企業経営者らで組織する岡山武蔵倶楽部は、7月19日総会を開催し、令和2年度事業報告・決算並びに令和3年度事業・予算計画等が承認された。引き続き、岡山大学地域総合研究センターの副センター長 岩淵泰准教授が講演を行い、当所が発表した「2030年に向けたまちづくり提言」について識者の視点から考察した。3月7日の例会では、大原美術館の大原あかね理事長を招き「文化・芸術を守ることと美術館を利用すること」と題した講演会を開催した。



岡山武蔵倶楽部大賞表彰式

地域の活力を発信しようと例年実施している第18回岡山武蔵倶楽部大賞では、東京2020パラリンピックで2冠を獲得した車いす陸上の佐藤友祈選手を、特別賞には真庭市におけるサステナブルな社会実現に向けた取り組み、就実高校女子バレーボール部、雄町サミットを選定し、表彰式を12月23日に行った。

3. 魅力あるまちづくりと中心市街地活性化の推進

○旭川かわまちづくり計画検討・推進会議を運営

岡山カルチャーゾーン一帯の魅力向上を図ることを目的に、国へ平成25年に登録された「旭川かわまちづくり計画」に基づく事業等を円滑に推進するとともに、同計画の変更について検討を行うため「旭川かわまちづくり計画検討・推進会議」を平成28年に設置。民間事業者等による岡山後楽園、岡山城を中心とした旭川周辺の周遊性の向上など水辺を活用した賑わいづくりを推進している。

1月12日、第9回会議を開催し、新たな水辺の賑わいを創出する可能性を検討するため実施した社会実験「おかやま旭川遊覧クルーズ」の報告並びに来年度の社会実験について協議を行った。

○旭川一斉清掃の実施

9月26日、旭川とその周辺地域の環境美化活動を実施し、地域の環境保全並びに地域活性化に寄与することを目的に旭川一斉清掃を実施。本年度は44の団体・企業・個人から786名が参加した。

○「表町商店街活性化プロジェクト推進協議会」を運営

表町商店街を魅力的な商店街として活性化していくことを目的に、表町関係者、行政、支援機関、民間団体などで構成した「表町商店街活性化プロジェクト推進協議会」（事務局：当所）を12月24日に開催した。

協議会では空き店舗対策や魅力の創出・整備等の具現化を行うために立ち上げた各プロジェクトチームから、千日前整備の進捗状況、空き店舗の利活用状況、岡山京橋クルーズの運行予定等、活動状況と今後の活動について報告が行われた。

その他、商店街におけるマンションの増加、アーケード等の改修、バス運賃無料化の経済効果等について活発な意見交換が行われた。

4. 産業振興の実施

○「フルーツパフェの街おかやま」事業の実施

旬の果物を使った独創性のあるフルーツパフェを提供し、「食べ歩きの魅力」「集積地としての魅力」を創出することで、全国に岡山県産果物の魅力を発信し、岡山市の産業・観光振興による地域活性化を図ることを目的に実施。

例年同様、参加店並びに市内外観光関連施設へのパンフレットの配布や地域情報誌や旅行ガイド誌等への情報提供を行うことでPR活動に努め、今年度は専用HPのリニューアル及びSNS（Twitter・Instagram）アカウントの開設を実施した。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、機運醸成並びに岡山市とブルガリア共和国とのホストタウン事業応援事業として、岡山市と共同



「フルーツパフェの街おかやま」パンフレット

で「ブルガリアパフェ企画」を引き続き実施した。

○「こだわりの逸品『おかやま果実』」事業の実施

岡山県産の果物を使った、こだわりの逸品の基準を満たす果物加工品を「おかやま果実」ブランドとして認定し、全国に発信することにより、フルーツ王国岡山のイメージアップや参加事業者の販路拡大を図ることを目的に実施。

今年度も新製品募集を行い、7社7製品を追加認定した。12月3日には、当所議員総会冒頭に、おかやま果実ブランド認定式を行った。



「おかやま果実」パンフレット

5. まつり諸事業等地域振興の推進

○宗忠神社「御神幸」を開催

4月4日、当所、宗忠神社奉賛会主催により開催。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を大幅に縮小し、大元・宗忠神社境内において御神幸の神事のみ執り行われた。

○夏まつり西大寺2021を開催

コロナ禍での実施となった夏まつり西大寺は、例年の開催規模を大きく縮小し、7月17日に夜待まつり・8月21日に水まつりが、西大寺観音院で開催された。

夜待まつりでは、宝木納めの読経後、会陽太鼓の演奏が行われた。また、水まつりでは、灯ろう流しが例年の西川から垢離取場に場所を変えて行われた。



水まつりでの灯ろう流し

○おかやま桃太郎まつり MOMOTAROH FANTASY 2021を開催

令和3年11月19日～令和4年1月10日まで、MOMOTAROH FANTASY実行委員会（当所、岡山市など11団体が構成）の主催により開催。「桃太郎王国 光・花カーニバル」をテーマに岡山駅周辺や市役所筋が約10万個の電球でライトアップされた。駅前広場では、高さ10mのシンボルツリーやミラーボールで追加演出した桃太郎のイルミネーションなどを設置し、市役所筋では歩道の植え込み部分にフラワーモチーフのイルミネーションで飾り付けた。

○「第7回晴れの国おかやま検定」表彰式を開催

11月11日、第7回晴れの国おかやま検定（以下「おかやま検定」）において優秀な成績を取った個人、団体並びに受験者数最多の団体に対し、その功績を称え、おかやま検定への一層の関心と意欲を高めるため岡山県庁にて表彰式を行った。式では、個人優秀成績者として97点を獲得した山下順正さんをはじめ、団体受験で最も平均点が高かった「JTB岡山支店」、受験者数が最多だった「中国銀行」に、伊原木隆太岡山県知事と松田会頭からトロフィーや楯、副賞を贈った。



晴れの国おかやま検定表彰式

○「第8回晴れの国おかやま検定」を実施

2月6日、岡山県と共催し「第8回晴れの国おかやま検定」を実施した。当日は、684名が受験し、得点の高い方から達人[90点以上]16名(2.3%)、博士[60～89点]357名(52.2%)を認定した。認定者には認定証のほかバッジとステッカーを、さらに達人には岡山後楽園や岡山県立美術館の年間パスポート、晴れの国おかやま館商品券を贈呈した。

※（ ）内は受験者684名中の割合

○第513会西大寺会陽を開催

国の重要無形民俗文化財で日本三大奇祭の一つに数えられる西大寺会陽が、西大寺会陽奉賛会（事務局：当所西大寺支所）主催のもと、2月19日、備前自動車岡山教習所と（株）ヒカリホールディングスを祝主として西大寺観音院で開催された。

昨年に引き続き無観客で執行されるとともに、本年は裸衆の参加をなくし、祝主が直接宝木を授かる形で執り行われた。また、宝木を手にした祝主が境内を巡行し、仁王門を出た辺りで一礼して市中に福を分け与える、境内巡行の儀式も執り行われた。

本年の会陽は、新型コロナウイルス感染症の終息と宝木争奪戦の復活に向けて運気が開けることを祈る、一陽来復を体現した原点に回帰する会陽となった。



第513会西大寺会陽

○「桃太郎のまち岡山」創造・発信事業の推進

当所、岡山市、おかやま観光コンベンション協会で構成する「岡山ビジットアソシエーション」では、新たな桃太郎伝説を創造し発信するとともに観光誘客を図る取り組みを実施している。吉備路エリアへの興味喚起、岡山市の認知度向上と観光誘客に繋げるため、昨年度に引き続き、国民的ゲーム「桃太郎電鉄」とタイアップした事業等を実施した。

6. 広域交流と連携の推進

○（一社）アルベルゴ・ディフーズ・ジャパン（ADJ）を運営

アルベルゴ・ディフーズ（分散型宿泊施設）の普及・推進のため、オンラインセミナーの開催やアルベルゴ・ディフーズの候補地への視察、外部団体主催のシンポジウム等で講演を行った。

◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止や延期となった主な事業

事業名	開催予定だった日や例年の開催月
ゴールデンフェスタ岡山	5月
西大寺五福通りレトロ・マルシェ	5月・11月
うらじゃ	8月21日・22日
秋のおかやま桃太郎まつり	10月9日・10日
備前岡山ええじゃないか大誓文払い	11月
食の逸品 販路開拓商談会&相談会	1月
中四国南北軸交流懇談会松江交流会	2月21日・22日
おかやま西大寺マラソン2021	3月27日
岡山さくらカーニバル	3月下旬～4月上旬

3 意見活動

要望日	件名	要望先	要望者
令和3年5月19日	最低賃金に関する商工会議所の主張	地元選出与党議員	岡山商工会議所
令和3年8月20日	「新型コロナウイルスの影響拡大における支援の強化」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏	岡山商工会議所、他関係団体と合同
令和3年9月2日	「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）に対する利子補給の継続」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏	岡山商工会議所、他関係団体と合同
令和3年9月3日	「新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者への支援強化」に関する要望	岡山県知事 伊原木隆太 氏	(一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同
令和3年9月15日	「西大寺地域活性化」に関する要望	岡山市長 大森 雅夫 氏	岡山商工会議所、他関係団体と合同
令和3年11月15日	岡山県予算編成に関する要望	自由民主党岡山県支部連合会 自由民主党岡山県議団	(一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同
令和3年11月17日	令和4年度税制改正に関する重点要望	地元選出与党議員	岡山商工会議所
令和3年12月27日	アリーナ建設に向けた提言	岡山市長 大森 雅夫 氏 他	岡山商工会議所、他関係団体と合同
令和4年2月24日	公共交通の利用促進・機能強化に向けた要望	岡山市長 大森 雅夫 氏 他	岡山商工会議所
令和4年2月28日	感染症対策と社会経済活動の回復に向けた緊急要望	岡山県知事 伊原木隆太 氏	(一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同

※詳細は、【資料編】に掲載

4 調査研究

1. 定期調査

○岡山県の景気観測調査

地域情勢を的確に把握し、事業活動の基礎資料とすることを目的に岡山県商工会議所連合会で実施。県下12商工会議所管内の地場企業を対象に調査し、報告書に取りまとめた。また、景気観測調査で回答のあった企業の中から、特徴のある企業についてその内容や業界動向、トレンドについて補足ヒアリングを行った。

〈当所管内の調査結果〉

調査時期と回収状況

- ・ 令和3年4～6月期 118社／126社（回収率93.7%）
- ・ 令和3年7～9月期 118社／132社（回収率89.4%）
- ・ 令和3年10～12月期 117社／136社（回収率86.0%）
- ・ 令和4年1～3月期 119社／137社（回収率86.9%）

調査方法 対象事業所にアンケートをWEB・FAXで送付
調査項目 景況、生産額・売上額、受注額、原材料・商品仕入価格、製品・商品販売価格、製品在庫・商品在庫、資金繰り、採算（収益）、従業員（常用）、従業員（臨時）の10項目についての前年同期比実績、来期見通しの比較

2. その他調査・研究

○新入社員アンケート調査

当所では、令和3年3月25日・26日の両日にわたり「新入社員研修講座」を開催した。研修会終了後、今後の採用活動、従業員確保対策など企業経営の参考資料として提供するため本調査を実施した。

調査主体 岡山商工会議所

調査時期 令和3年3月（集計・取りまとめは4月）

調査方法 研修講座受講者77人にアンケート用紙を配布

回収状況 配布数77に対し、有効回答数75 回収率97%（男性49人・女性23人・無回答3人）

調査項目 就職先の基準・要素、社会人に必要とされる素質、初任給の使い方、理想の上司像など11項目

○新型コロナウイルスの影響拡大に関する緊急アンケート調査

岡山市コロナ対応事業者応援金を支給した事業所のうち同意のあった事業所に対し、市内4商工会（岡山北・岡山南・岡山西・赤磐商工会瀬戸支所）と共同で新型コロナウイルスの影響拡大に関するアンケート調査を実施した。

〈当所管内の調査結果〉

調査時期 令和3年8月～9月

調査方法 対象事業者にメールにより実施

回収状況 2,176社／4,259社（回収率51.1%）

〈全体2,735社／5,324社（回収率51.4%）〉

調査項目 岡山市コロナ対応事業者応援金の活用用途、2年前（コロナ前）7月との同月売上高比較、現在の課題、売上減少に対する対応、雇用への影響、先行きの売上高の見込み、事業活動の方向性、望む対策・支援策の8項目

○「新型コロナ」「原油高」「サプライチェーン停滞」の影響に関するアンケート調査

岡山市コロナ対応事業者応援金を支給した事業所のうち同意のあった事業所に対し、市内4商工会（岡山北・岡山南・岡山西・赤磐商工会瀬戸支所）と共同で「新型コロナ」「原油高」「サプライチェーン停滞」の影響に関するアンケート調査を実施した。

〈当所管内の調査結果〉

調査時期 令和3年12月

調査方法 対象事業者にメールにより実施

回収状況 1,081社／4,224社（回収率25.6%）

調査項目 2年前（コロナ前）11月～12月との同月売上高比較、原油価格高騰の影響、原油価格高騰による価格転嫁の可否、原油価格高騰に対する対応、半導体等のサプライチェーン停滞の影響、半導体等のサプライチェーン停滞の影響に対する対応

5 広 報

1. 刊行

A. 定期刊行

○岡山商工会議所会報

会員事業所への情報提供と会員企業からの情報発信を図るため毎月刊行した。新型コロナウイルス感染症に関する支援策や補助金に関する情報を「支援情報直送便」として重点的に発信するとともに、「私のマル経活用法」などといった新コーナーも不定期で始めた。今年度は4月から12月まで岡山後楽園の風景・イベント写真を、1月からは岡山市内の通りの写真を表紙に掲載。また、企業の創業・設立から現在、そして未来に向けた様々な戦略を紹介する「明日を拓く企業の戦略」では、当所会員事業所11社を取り上げた。会員企業の情報発信を手助けするために設けている「会員情報プラザ」のコーナーでは、新製品の開発・販売、新規出店など、86社の企業情報をカラー写真とともに無料で掲載し紹介した。

各号の主な内容は以下のとおり。

4月号 特集：岡山商工会議所創立140周年記念 2030年に向けたまちづくり提言

『日本一住みたい「ウェルビーイングな都市」おかやまへ』を発表

明日を拓く企業の戦略 第11回 友野印刷(株)

会員情報プラザ 8社

今月のイチオシ! StrawberryStand ICHICO

5月号 特集：岡山商工会議所令和3年度事業計画・収支予算決まる

支援情報直送便

明日を拓く企業の戦略 第12回 ナガオ(株)

フルーツパフェの街おかやま2021年度参加店募集

会員情報プラザ 8社

今月のイチオシ! Oceany

6月号 明日を拓く企業の戦略 第13回 カーツ(株)

支援情報直送便

私のマル経活用法 ルポンドレ ハルヤ

2021年度新入社員アンケート 新社会人に聞く

会員情報プラザ 8社

7月号 明日を拓く企業の戦略 第14回 コクヨ山陽四国販売(株)

支援情報直送便

私のマル経活用法 WHEE!

こだわりの逸品「おかやま果実」2021年度新製品募集中

「ウェルビーイングな都市」を目指して—有識者が贈る言葉— 岩淵 泰 氏

会員情報プラザ 8社

今月のイチオシ! 表町桃太郎ジム

8月号 明日を拓く企業の戦略 第15回 O E C(株)

支援情報直送便

働き方を改革するトップの想い (株)ニッカリ

会員情報プラザ 8社

「フルーツパフェの街おかやま」新メニューご紹介

今月のイチオシ! atelier photo ONE DAY

9月号 明日を拓く企業の戦略 第16回 カジノン(株)



支援情報直送便

私のマル経活用法 (株)ガーデンスタジオ

フルーツパフェの街おかやま おかやまパフェ巡り からふね屋CAFE さんすて岡山店

岡本副会頭に聞く

西大寺の活性化に向けてまちづくり法人を設立

「ウェルビーイングな都市」を目指して—有識者が贈る言葉— 阿部 宏史 氏

会員情報プラザ 8社

10月号 明日を拓く企業の戦略 第17回 (株)木村設計

支援情報直送便

健康経営にチャレンジを！

岡山大学・ジェトロと高度外国人材活用に向けて協定を締結

会員情報プラザ 8社

フルーツパフェの街おかやま おかやまパフェ巡り 岡山珈琲館 岡山南店

今月のイチオシ！ たむら動物クリニック

11月号 明日を拓く企業の戦略 第18回 (株)クレスコ

支援情報直送便

新型コロナの職場内での感染拡大を防ぎましょう！

「令和3年度おかやま活性化ビジネスプラン大賞」を決定

フルーツパフェの街おかやま おかやまパフェ巡り

A N A クラウンプラザホテル岡山 カジュアルダイニング ウルバーノ

会員情報プラザ 8社

12月号 明日を拓く企業の戦略 第19回 (株)山脇山月堂

支援情報直送便

私のマル経活用法 和酒Bar Iwatsuki

会員情報プラザ コロナ感染対策商品特集 4社

晴れの国おかやま検定表彰式

今月のイチオシ！ Pâtisserie Art Brut

1月号 年頭所感・新年のごあいさつ

支援情報直送便

おかやま桃太郎まつり岡山城下山陽道物語協賛事業所ご紹介

こだわりの逸品「おかやま果実」2021年度認定新商品

会員情報プラザ 4社

ビジネスサポートQ & A 第32回 事業承継3つの方法の留意点

2月号 明日を拓く企業の戦略 第20回 (株)TANIGAWA

支援情報直送便

私のマル経活用法 菜's

「ウェルビーイングな都市」を目指して—有識者が贈る言葉— 中村 聡志 氏

調査から見える地域経済のすがた オンライン面接の積極的な活用が採用実績に直結

会員情報プラザ 6社

第18回岡山武蔵倶楽部大賞・特別賞表彰式を開催

3月号 明日を拓く企業の戦略 第21回 (株)まつもとコーポレーション

支援情報直送便

令和4年度 税制改正のポイント

おかやまストリート点描 御幸通り



フルーツパフェの街おかやま おかやまパフェ巡り 岡山料理専門店 cooking of art Ikiya
会員情報プラザ 8社
今月のイチオシ！ 旬菜・BENTO hibiki屋

○岡山商工会議所西大寺支所だよりの発行

西大寺支所管内のイベントの紹介を中心に、年2回発行。山陽新聞朝刊へ折込み、各号20,000戸へ配布した。

各号の内容は以下のとおり。

第43号 令和3年4月10日発行

西大寺会陽

西大寺五福通りレトロ・マルシェ開催中止案内

事業再構築補助金のご案内

岡山商工会議所令和3年度検定試験のご案内

第44号 令和3年10月10日発行

西大寺五福通りレトロ・マルシェ開催中止案内

健康診断実施案内

夏まつり西大寺ポータルサイト新設のお知らせ

中小法人・個人事業者のための月次支援金のお知らせ

岡山県時短要請協力金のお知らせ

税務・労務・経営に関する専門相談会のお知らせ

2. Web広報

○ホームページ及びメールマガジン、SNSでの情報発信

当所で行っている事業やイベント、各種支援メニューの情報を、ホームページやメールマガジン、フェイスブック、Twitterを通じて各担当者がタイムリーに発信した。

3. 会頭記者会見

令和3年度第1回会頭記者会見

令和3年4月23日

会 場 岡山商工会議所本所

内 容 岡山県の景気観測調査の結果について（令和3年1月～3月期）

令和3年度第2回会頭記者会見

令和3年7月27日

会 場 岡山商工会議所本所

内 容 岡山県の景気観測調査の結果について（令和3年4月～6月期）
最低賃金額の目安審議結果について

令和3年度第3回会頭記者会見

令和3年10月25日

会 場 岡山商工会議所本所

内 容 岡山県の景気観測調査の結果について（令和3年7月～9月期）

令和3年度第4回会頭記者会見

令和4年1月25日

会場 岡山商工会議所本所

内容 岡山県の景気観測調査の結果について（令和3年10月～12月期）

「新型コロナ」「原油高」「サプライチェーン停滞」の影響に関するアンケート調査結果について

6 証明・鑑定

- a. 貿易関係証明 1,227件
- 原産地証明 902件 （次ページに統計表掲載）
 - インボイス証明 0件
 - サイン証明 325件
 - 法人証明 0件
 - 営業証明 0件
 - 会員証明 0件
- 令和4年3月31日現在 貿易登録申請業者 118社
- 令和4年3月31日現在 代行業者 2社
- b. 国内取引関係証明 0件
- c. 特定原産地証明書 1,040件

国・地域	件数	国・地域	件数
アセアン	132	フィリピン	0
インド	326	ブルネイ	0
インドネシア	101	ベトナム	127
オーストラリア	29	ペルー	0
スイス	6	マレーシア	9
タイ	257	メキシコ	14
チリ	0	モンゴル	1
RCEP	38	合計	1,040

令和3年度分 原産地証明書 仕向国別・品目別統計表

国別	商品別	1 一般機械	2 電気機器	3 輸送用器	4 精密機器	5 金属及 金属製品	6 化学製品	7 紡績及 繊維製品	8 食料品	9 雑貨	10 その他	合計
ア ジ ア	バングラデシュ	1		50								51
	ブルネイ											
	カンボジア											
	中国	124				12	215		2	17	46	416
	香港							6	1		5	12
	インド	17									4	21
	インドネシア	7									3	10
	韓国	1					67				5	73
	ラオス					1						1
	マレーシア	15					1					16
	モンゴル						1					1
	ミャンマー	3										3
	パキスタン											
	ア ラ ブ	フィリピン	1		1							
シンガポール												
スリランカ												
台湾									19		1	20
タイ											1	1
ベトナム	6					1	6				13	
その他	2							2			4	
小計	177		51			14	290	8	22	17	65	644
中 近 東	バーレーン											
	イラン											
	イラク											
	イスラエル										3	3
	ヨルダン											
	クウェート											
	レバノン											
	オマーン											
	カタール											
	サウジアラビア											
	シリア											
トルコ	9					4					13	
アラブ首長国連邦								13		2	15	
その他												
小計	9					4		13		5	31	
ア フ リ カ	アルジェリア											
	エジプト											
	南アフリカ											
	チュニジア											
その他	8									1	9	
小計	8									1	9	
欧 州	ベルギー											
	デンマーク											
	フランス	12					1		2			15
	ドイツ	11									10	21
	ギリシャ						1					1
	オランダ	6										6
	イタリア	23					9	5				37
	ポルトガル											
	ロシア								1			1
	スイス	2										2
	スペイン	2										2
	スウェーデン											
イギリス												
その他	37		2						35		74	
小計	93		2				11	5	38		10	159
北 米	カナダ	2										2
	アメリカ					3		1				4
	その他											
小計	2					3		1			6	
中 南 米	アルゼンチン											
	ボリビア											
	ブラジル											
	チリ	1										1
	コロンビア											
	エクアドル											
	メキシコ	2					50					52
	パナマ											
	パラグアイ											
ペルー												
ベネズエラ												
その他												
小計	3						50				53	
太 洋 州	オーストラリア											
	ニュージーランド											
	その他											
小計												
合計	292		53			21	351	27	60	17	81	902

※内 オンライン発給 66件、外国産原産地証明 3件

7 各種行事

1. 講演会

○2022新春経済講演会

開催日 令和4年1月20日

内容 新年の経済を展望する

講師 (株)双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎達彦氏

参加人数 149名

2. 講習会（講座・セミナー）

○運送業における危ない給与規定の定め方

開催日 令和3年4月21日（オンライン）

内容 中小運送会社における同一労働同一賃金の考え方、賃金変更についての労働者からの同意の取り方、完全歩合制について

講師 杜若経営法律事務所 弁護士 平野剛氏

参加人数 20名

○運送業のコンサルティング事例にもとづく同一労働同一賃金対策と運転職の給与制度改革について

開催日 令和3年5月20日（オンライン）

内容 コロナ渦での運送業の現状、今後の法改正に向けた準備、業績給導入の進め方など

講師 (株)コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬氏

参加人数 20名

○岡山市企業人材育成セミナー2021

開催日 令和3年9月2日（オンライン）

内容 リモートワーク時代のリーダーシップについて

講師 (株)ビジネスプラスサポート 人材育成プロデューサー 森田圭美氏

参加人数 8名

○採用担当者向けセミナー

開催日 令和3年9月24日（参集型）

内容 就職氷河期世代 人材確保のメリットを解くセミナー

講師 Color Your Life 代表 橘玲子氏

中小企業診断士・社会保険労務士 山本正揮氏

参加人数 27名

○制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会

開催日 令和3年10月1日（参集型）

内容 インボイス制度の概要と電子インボイス導入に向けた実務対応

講師 税理士法人トリプル・ウイン 顧問 星叡氏

参加人数 45名

○制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会

開催日 令和3年10月14日（参集型）

内 容 コロナ禍で考える働き方改革
講 師 (株)イーンスパイア 代表取締役 横 田 秀 琳 氏
参加人数 8名

○M&Aセミナー

開 催 日 令和3年10月21日 (オンライン)
内 容 コロナ禍の今こそ取り組む 成長戦略としてのM&A
講 師 (株)バトンズ 大阪支社長 松 木 秀一郎 氏
岡山県事業承継・引継ぎ支援センター サブマネージャー 小 林 伸 行 氏
トーアコーヒー 代表 中 島 勝 氏
(有)Uni Arcs 代表取締役社長 藤 井 暢 人 氏
参加人数 31名

○中小企業のためのメンタルヘルスセミナー第1回

開 催 日 令和3年10月29日 (参集型)
内 容 経営者・労務担当者が知っておきたいメンタルヘルスケア
講 師 社会保険労務士 渡 邊 真遼子 氏
参加人数 18名

○BCPセミナー

開 催 日 令和3年11月4日 (オンライン)
内 容 リスク管理と補助金活用
講 師 中小企業診断士 藤 井 正 徳 氏
参加人数 35名

○中小企業のためのメンタルヘルスセミナー第2回

開 催 日 令和3年11月5日 (参集型)
内 容 管理職が知っておきたいメンタルヘルスケア
講 師 社会保険労務士 渡 邊 真遼子 氏
参加人数 18名

○DX導入セミナー

開 催 日 令和3年11月8日 (オンライン)
内 容 中小・小規模事業者だからこそできるDX
講 師 (株)リアッド 代表取締役 岡 本 泰 洋 氏
(株)スターメンテナンスサポート 原 真奈美 氏
(株)スイッチ 代表取締役 恒 次 明 宏 氏
参加人数 31名

○5Sセミナー

開 催 日 令和3年11月11日 (オンライン)
内 容 コロナ禍の今だからこそ取り組む5S
講 師 (株)和田SCコンサルティング 和 田 有希子 氏
参加人数 48名

○IT活用セミナー

開催日 令和3年11月24日（オンライン）
内 容 令和のSNS活用法
講 師 (株)ARTEE 代表取締役 大 西 徹 氏
おかやまおひさまファーム(株) 代表取締役 斎 藤 千恵子 氏
(株)シンプル 代表取締役 前 田 幸一郎 氏
参加人数 114名

○経営革新セミナー

開催日 令和3年12月15日（オンライン）
内 容 ウィズコロナの「事業計画」づくり
講 師 (独)中小企業基盤整備機構 中小企業支援アドバイザー 佐 竹 茂 氏
参加人数 38名

○海外展開支援セミナー

開催日 令和4年1月14日（オンライン）
内 容 世界で活躍中のトップランナーから学ぶ海外展開
講 師 (株)SYSTEM JOURNEY 代表取締役 和 田 直 子 氏
(株)ミコー食品 代表取締役 沼 本 憲 明 氏
Nicolai Bergmann K.K. 代表取締役 ニコライ バーグマン 氏
『エル・デコ』 ブランドディレクター 木 田 隆 子 氏
参加人数 64名

○中小企業向けサイバーセキュリティ対策強化セミナー

開催日 令和4年1月25日（オンライン）
内 容 サイバー犯罪の情勢について
講 師 岡山県警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課 課長補佐 角 南 和 正 氏
参加人数 41名

○新入社員研修講座

開催日 令和4年3月28日～29日（参集型）
内 容 社会人としての心構えや仕事の進め方、ビジネスマナーの修得を目指す
講 師 コンサルタントネットワーク(株) 取締役副社長 本 田 祐 美 氏
同 シニア教育コンサルタント 安 村 睦 子 氏
参加人数 74名

3. 説明会

○令和3年分青色申告決算・申告無料相談会

開催日 令和4年2月7日～3月9日の延べ10日間
内 容 個人事業者の決算、所得税・消費税申告相談
相談員 税理士
参加人数 52名

4. パソコン教室

入学者 221人

5. 健康管理サービス

<本所>

実施日 令和3年7月5日
会場 岡山商工会議所本所
内容 生活習慣病健診
受診者数 105名

<支所>

実施日 令和3年11月12日
会場 百花プラザ
内容 健康診断
受診者数 46名

8 技術技能の普及検定

1. 検定

○参集型統一試験

<簿記検定>

回次	実施期日	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
158	R3.6.13	1	45	35	4
		2	262	205	44
		3	430	353	79
159	R3.11.21	1	58	51	4
		2	293	246	57
		3	475	398	110
160	R4.2.27	2	205	175	36
		3	529	475	298

<珠算検定>

回次	実施期日	人数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
222	R3.6.27	申込者数	42	37	62	15	14	23	4	6	203
		実受験者数	42	37	59	15	12	23	4	6	198
		合格者数	11	18	33	8	10	17	3	6	106
223	R3.10.24	申込者数	42	45	60	19	12	14	7	6	205
		実受験者数	42	44	58	19	12	12	7	6	200
		合格者数	15	13	26	15	8	10	7	6	100
224	R4.2.13	申込者数	37	66	65	13	18	22	4	5	230
		実受験者数	37	64	64	13	16	20	4	4	222
		合格者数	10	25	32	8	14	14	4	4	111

<暗算検定>

回次	実施期日	人数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
142	R3.6.27	申込者数	9	9	28	15	6	8	75
		実受験者数	9	9	28	15	6	8	75
		合格者数	5	6	19	13	5	4	52
143	R3.10.24	申込者数	10	20	31	11	12	4	88
		実受験者数	10	20	31	11	11	4	87
		合格者数	4	16	23	10	11	3	67
144	R4.2.13	申込者数	7	15	36	14	7	9	88
		実受験者数	7	15	35	12	7	8	84
		合格者数	0	11	24	10	5	6	56

<ビジネス会計検定>

回次	実施期日	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
29	R3.10.17	2	37	28	13
		3	69	57	37
30	R4.3.13	1	0	0	0
		2	28	22	16
		3	52	48	30

<晴れの国おかやま検定>

回次	実施期日	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
8	R4.2.6	達人90点以上	918	684	16
		博士60~89点			357

○ネット試験

<簿記検定2級、3級>

級別	実受験者数	合格者数
2	713	308
3	1,220	521

<簿記初級・原価計算初級>

試験名	実受験者数	合格者数
簿記初級	12	10
原価計算初級	2	2

<リテールマーケティング（販売士）検定>

級 別	申込者数	合格者数
1	4	1
2	42	19
3	89	53

<プログラミング検定>

試験科目	種 類	実受験者数	合格者数
ENTRY		3	2
BASIC		0	0
STANDARD	C 言語	0	0
	V B A	0	0
	Java	0	0
	Python	0	0
ENPERT	C 言語	0	0
	V B A	0	0
	Java	0	0
	Python	0	0

<P C 検定>

試験科目	級 別	実受験者数	合格者数
文書作成	2	7	4
	3	22	17
	ベーシック	2	2
データ活用	2	13	12
	3	30	26
	ベーシック	2	2
プレゼン 資料作成	2	2	2
	3	4	4

<電子会計実務検定>

級 別	実受験者数	合格者数
2	1	1
3	0	0

<ビジネス英語検定>

級 別	実受験者数	合格者数
2	0	0
3	1	1

<キーボード操作>

試験科目	実受験者数	合格者数
ビジネスキーボード	1	0
キータッチ2000テスト	0	0

<カラーコーディネーター検定>

回次	試験期間	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
50	R3.6.17~7.9	アドバンス	3	3	3
		スタンダード	10	10	10
51	R3.10.14~11.8	アドバンス	4	4	2
		スタンダード	4	4	3

<ビジネス実務法務検定> ※1級は参集型統一試験

回次	試験期間	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
49	R3.6.17~7.9	2	8	8	7
		3	9	9	5
50	R3.12.5	1	2	2	0
	R3.10.14~11.8	2	9	9	5
		3	8	6	6

<福祉住環境コーディネーター検定> ※1級は参集型統一試験

回次	試験期間	級別	申込者数	実受験者数	合格者数
46	R3.7.14~8.6	2	32	32	30
		3	3	3	3
47	R3.12.5	1	7	7	0
	R3.11.15~12.13	2	30	28	16
		3	43	43	18

<e c o (環境社会) 検定>

回次	試験期間	申込者数	実受験者数	合格者数
30	R3.7.14~8.6	64	57	42
31	R3.11.15~12.13	67	57	39

<ビジネスマネジャー検定>

回次	試験期間	申込者数	実受験者数	合格者数
13	R3.6.17~7.9	11	10	6
14	R3.10.14~11.8	25	24	8

<段位認定>

第132回

期 日 令和3年6月27日
会 場 岡山商工会議所本所、岡山県立西大寺高等学校
受験者数 36名
結 果 珠算 準初段3名/初段3名/二段2名/準三段2名
暗算 準初段3名/準二段2名/二段1名/準三段1名

第133回

期 日 令和3年10月24日
会 場 岡山商工会議所本所、岡山県立西大寺高等学校
受験者数 39名
結 果 珠算 準初段6名/初段4名/二段1名
暗算 準初段5名/初段1名/準二段1名/三段1名

第134回

期 日 令和4年2月13日
会 場 岡山商工会議所本所、岡山市立西大寺小学校
受験者数 39名
結 果 珠算 準初段3名/初段5名/準二段2名/準三段1名/三段1名
暗算 準初段3名/初段1名/準二段2名/二段1名/準三段2名

2. 競技会

2021年そろばんコンテスト・オカヤマ

主 催 (一社)岡山県商工会議所連合会・日本珠算連盟岡山県連合会
期 日 令和3年9月23日
会 場 岡山商工会議所本所
参 加 者 スクール・シニア部門 36名
ジュニア部門 108名

9 業者照会

国内取引

取引件数 24件

国外取引

取引件数 0件

10 経営改善普及事業

1. 一般指導事業

a. 巡回・窓口相談事業

		対象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
巡回 指導	製造業	88	12	231	2	9	4	1	0	0	30	289
	建設業	88	14	206	0	13	0	5	0	0	26	264
	小売業	211	18	425	1	17	4	8	0	0	37	510
	卸売業	19	6	87	0	1	1	3	0	0	3	101
	サービス業	299	9	634	1	26	9	22	0	0	34	735
	その他	31	8	83	0	2	0	1	0	0	9	103
	計	736	67	1,666	4	68	18	40	0	0	139	2,002
窓口 指導	製造業	209	21	342	6	29	9	32	5	1	80	525
	建設業	416	51	475	0	103	16	10	0	0	234	889
	小売業	767	31	952	0	174	26	122	3	0	265	1,573
	卸売業	122	11	141	1	23	1	38	0	0	53	268
	サービス業	1,198	39	1,905	3	191	54	251	2	0	514	2,959
	その他	143	5	229	0	15	2	20	0	0	56	327
	計	2,855	158	4,044	10	535	108	473	10	1	1,202	6,541
合計		3,591	225	5,710	14	603	126	513	10	1	1,341	8,543
創業 指導	巡回指導	4	1	0	0	3	0	0	0	0	0	4
	窓口指導	71	49	13	0	29	1	1	0	0	1	94
	計	75	50	13	0	32	1	1	0	0	1	98
総合計		3,666	275	5,723	14	635	127	514	10	1	1,342	8,641

b. 講習会等の開催による指導

		経営 革新	経営 一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
集団指導	回数	0	0	0	26	10	0	0	0	0	36
	人数	0	0	0	203	52	0	0	0	0	255
個別指導	回数	13	2	0	0	34	0	0	0	24	73
	人数	13	2	0	0	57	0	0	0	24	96

c. 金融斡旋

	斡旋件数 (件)	貸付件数 (件)	斡旋金額 (万円)	貸付金額 (万円)
マ ル 経 資 金	93	93	60,030	60,030
日本政策金融公庫 一般貸付等	108	62	113,675	58,071
新創業融資	36	24	18,663	9,495
岡山県信用保証協会	0	—	0	—
会員向け特別融資	0	—	0	—
合 計	237	179	192,368	127,596

d. 記帳継続指導

記帳指導回数	312回
記帳対象事業所	46事業所
記帳専任職員	1名
記帳指導員	6名

2. 専門指導事業

巡回・窓口相談事業

	巡回指導							窓口指導							創業指導			総合計
	製造業	建設業	小売業	卸売業	サービス業	その他	計	製造業	建設業	小売業	卸売業	サービス業	その他	計	巡回	窓口	計	
対象企業数	0	1	9	1	14	1	26	34	33	122	25	181	15	410	0	0	0	436
指導回数	0	1	13	1	17	2	34	216	71	226	38	466	19	1,036	0	0	0	1,070

11 経営安定特別相談事業

取扱件数	137件	
処理内容	倒産回避	137件
	整理	0件
	調停不能	0件
	継続中	0件

1. 「融資・経営安定」特別相談会

開催日	本所 令和3年4月～令和4年3月 毎月第1・3水曜日
内容	融資・経営安定に関する特別相談
相談員	日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会、岡山市ほか担当者
参加人数	延べ203名

2. 特別相談事業

相談件数 42件
第1四半期 15件
第2四半期 5件
第3四半期 10件
第4四半期 12件

3. 経営安定支援事業

専門家派遣 95件

4. 経営安定セミナー

○コロナ禍でも効果的な店頭販促 POPデザインWEBセミナー

開催日 令和3年7月16日

講師 POPKIT(株) 代表取締役 東 里美氏
(株)アルファ マーケティング課 島谷武延氏

参加人数 80名

○大谷翔平も使った！高校生にもできる、一番かんたんな計画の作り方

開催日 令和3年11月26日

講師 難波三郎中小企業診断士事務所 代表 難波 三郎氏

参加人数 26名

○事業を活かす事業承継

～事業承継と廃業についてかんがえませんか？～

開催日 令和4年2月8日

講師 安原法律事務所 弁護士・中小企業診断士 安原 照美氏

参加人数 19名

5. 特別相談窓口

<継続している特別相談窓口>

○東日本大震災に関する特別相談窓口

平成23年3月11日設置

○平成30年7月豪雨による災害に関する特別相談窓口

平成30年7月9日設置 令和4年3月31日付閉鎖

○新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

令和2年1月29日設置

○ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

令和3年11月2日設置 (令和4年2月25日改名)

12 伴走型小規模事業者支援推進事業

○専門家派遣事業

相談件数 56件

内訳 販路拡大15件、経営革新14件、経営改善6件、IT化4件、創業1件、その他経営課題6件、
フォローアップ10件

13 共済事業

①小規模企業共済	加入者数	990人
②生命共済制度	加入状況	601事業所 (2,363人)
	加入口数	6,442口
③特定退職金共済制度	加入状況	563事業所 (3,627人)
	加入口数	24,486口
④大型・医療共済制度	加入者数	大型保障プラン701 11人
		大型損保セット702 1人
⑤個人年金プラン	加入者数	15人
⑥がん保険	加入者数	22人
⑦がん治療保険	加入者数	141人
⑧終身保障プラン	加入者数	34人
⑨総合	加入者数	437人
⑩低払型定期保険	加入者数	81人
⑪経営者年金共済	加入者数	2人
⑫業務災害補償プラン	加入状況	940事業所
⑬休業補償プラン	加入者数	204人
⑭情報漏えい損害賠償保険	加入状況	43事業所
⑮ビジネス総合保険	加入状況	613事業所
⑯海外危機対策プラン	加入状況	6事業所
⑰経営セーフティ共済	加入状況	254事業所

○生命共済還元事業 記念品を289社に送付

14 労働保険事務組合事業

受託事業所数	228件 (本所159件、支所70件)
新規受託	10件 (本所10件、支所1件)
受託解除	6件 (本所4件、支所2件)
各種届出	・雇用保険被保険者資格取得届 214件 (本所144件、支所70件)
	・雇用保険被保険者資格喪失届 179件 (本所127件、支所52件)
	・その他 83件 (本所73件、支所10件)

15 受託事業

1. 汚染負荷量賦課金の徴収業務

委託団体 (独)環境再生保全機構

事業内容 汚染負荷量賦課金徴収業務のうち、97社の申告書等の受理及び点検、提出協力の要請を行った。

2. 容器包装リサイクルの委託業務

委託団体 (公財)日本容器包装リサイクル協会

事業内容 特定事業者から再商品化委託申込の受付及びこれに伴う関連業務を行った。

3. 岡山県職域等に対する自殺予防支援事業

委託団体 岡山県保健福祉部

事業内容 人材育成業務（研修）・健康教育業務（個別相談会）

開催日 第1回 令和3年10月29日

第2回 令和3年11月5日

講師 社会保険労務士 渡邊 真遼子 氏

参加人数 (研修) 第1回：18名 第2回：18名

(個別相談会) 第1回：1名 第2回：2名

4. 制度改正に伴う専門家派遣等事業

委託団体 日本商工会議所

事業内容 各種制度改正や法改正への対応、新型コロナウイルス感染症に対する政府支援施策の活用等に関して、事業者等の相談に応ずるため、専門家の派遣および個別相談、講習会等を実施し、諸制度改正に伴い対応が必要となる小規模事業者・中小企業者等の事業活動を支援した。

5. 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

委託団体 岡山労働局

事業内容 「働き方改革関連法」の施行に伴い、県内中小企業・小規模事業者が抱える労務に関する課題への対応を支援するため「岡山働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士等の専門家による相談やセミナーの開催等を行った。

6. 岡山市就職氷河期世代の正規雇用化支援事業

委託団体 岡山市

事業内容 合同企業説明会参加企業の募集

参加企業数：令和3年11月29日 28社

令和3年11月30日 30社

令和4年2月23日 32社

就職氷河期世代の採用に関する企業向け啓発セミナーの開催

開催日 令和3年9月24日

参加人数 27名

16 補助金申請・採択状況

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>

4次締め 申請：49件 採択：20件

5次締め 申請：62件 採択：36件

6次締め 申請：53件 採択：40件

7次締め 申請：51件 採択：39件

令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>

1次締め 申請：2件 採択：2件

2次締め 申請：4件 採択：2件

3次締め 申請：6件 採択：5件

4次締め 申請：6件 採択：5件

5次締め 申請：2件 採択：2件

6次締め 申請：3件 採択：3件

令和2年度第3次補正予算 事業再構築補助金

1次締め 申請：25件 採択：10件

2次締め 申請：12件 採択：6件

3次締め 申請：14件 採択：7件

4次締め 申請：11件 採択：4件

5次締め 申請：17件

令和3年度 岡山市創業者支援事業補助金

申請：27件 採択：6件

VII 登 録

1 法定台帳

令和3年度特定商工業者について法定台帳を作成し、取引紹介、信用調査等商工関係諸調査、統計資料として運用した。

令和3年度における法定台帳整備件数 7,051件

VIII 会館・事務所等

1 岡山商工会議所ビルディング概要

(本所)

名 称	岡山商工会議所ビルディング
所 在 地	岡山市北区厚生町3丁目1番15号
敷地面積	3,241.98㎡ (980.69坪)
建築面積	1,090.44㎡ (329.85坪)
延床面積	9,845.00㎡ (2,978.11坪)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	地下1階、地上8階、塔屋3階
主要設備	エレベータ：客用 (17人乗) 2基 人荷用 (10人乗) 1基 冷暖房：全室 個別空調方式
外 装	エポキシボンタイル仕上げ

(支所)

名 称	岡山商工会議所西大寺支所
所 在 地	岡山市東区西大寺中3丁目6番15号
敷地面積	254.52㎡ (76.99坪)
建築面積	187.25㎡ (56.64坪)
延床面積	579.32㎡ (175.24坪)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	地上3階、塔屋1階
主要設備	冷暖房：全室 個別空調方式
外 装	タイル仕上げ

2 各階床面積

(本所)

階 数	床 面 積	貸 室	会 議 室	備 考
地 下 1	1,116.84㎡	360.90㎡	㎡	レストラン・機械室
1	1,010.76		271.25	会議所中小企業・地域振興部、会議室
2	1,035.30	719.98		貸室
3	1,035.30			会議所役員室、事務局
4	1,035.30		701.50	大・中・小会議室
5	1,035.30	640.14		記者クラブ、各経済団体、貸室
6	1,035.30	719.98		貸室
7	1,035.30	719.98		貸室
8	1,035.30	719.98		貸室
塔 屋 1	206.50			倉庫
2	206.50			機械室
3	57.30			機械室
合 計	9,845.00	3,880.96	972.75	

(支所)

階 数	床 面 積	貸 室	会 議 室	備 考
1	187.25㎡	㎡	㎡	
2	194.03	11.47		役員室・支所事務局
3	185.22	11.61	104.56	貸室・貸会議室
塔 屋	12.82			
合 計	579.32	23.08	104.56	

3 岡山商工会議所ビル入居者

(本所)

<地下1階>

ランチ&喫茶プロペラス

<2階>

株式会社アイムファイン、岡山県経営者協会、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター、岡山東青色申告会、一般社団法人岡山ビルメンテナンス協会、西日本機械金属企業年金基金

<5階>

株式会社あどりえ、ぼう、岡山経済金融記者クラブ、一般社団法人岡山経済同友会、一般社団法人岡山県LPガス協会、一般社団法人岡山県中小企業診断士会、島本総合司法書士法人岡山事務所、ハウスプラス中国住宅保証株式会社、岡山働き方改革推進支援センター、藤井歯科診療所

<6階>

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会、一般財団法人岡山県サッカー協会、岡山県仲人協会、公益社団法人岡山青年会議所、木村・上田司法書士事務所、トライフープ岡山事務局、株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ、株式会社プロセス、ライオンズクラブ国際協会336複合地区ガバナー協議会事務局

<7階>

アクサ生命保険株式会社岡山支社、アクサ生命保険株式会社岡山パートナービジネス営業部、NPO法人岡山県婚活支援センター、株式会社JTC、企業組合日本ユビックコマース

<8階>

岡山県経営コンサルタント事業協同組合、岡山県自動車販売健康保険組合、岡山シーガルズ事務局、株式会社学研エデュケーショナル岡山事務局、キッセイ薬品工業株式会社広島支店岡山営業所、独立行政法人日本貿易振興機構岡山貿易情報センター、フクビ化学工業株式会社岡山営業所、株式会社リスコ

(支所)

<3階>

一般社団法人西大寺青年会議所

4 附帯駐車場の概要

(本所)

所在地 岡山市北区厚生町3丁目1番8
敷地面積 3,767.83㎡
駐車台数 143台
形態 平面駐車場
管理方式 24時間機械式ゲート方式(無人対応)
営業時間 終日(年中無休)

(支所)

所在地 岡山市東区西大寺中3丁目3番14
敷地面積 339.57㎡
駐車台数 14台
形態 平面駐車場

Ⅸ 関係団体への加入及び連繋

1 日本商工会議所

当所は日本商工会議所の議員であり、会頭は常議員に選任されている。

また、下記の委員を委嘱されており、会頭、専務理事が出席し審議に当たっている。

<第31期> 令和元年11月17日～令和4年10月31日

産業経済委員会・国際経済委員会・中小企業委員会・教育委員会・広報特別委員会の委員

○総会、常議員会、委員会等への出席

会員総会	2回
議員総会	4回
常議員会	10回
委員会	10回

2 中国地方商工会議所連合会

当所は中国地方商工会議所連合会の会員であり、会頭は副会長に就任している。

○総会、幹事会 各1回（書面審議）

3 (一社)岡山県商工会議所連合会

当所は(一社)岡山県商工会議所連合会の会員であり、会頭は会長に就任している。

総会	1回
臨時総会	1回
会頭・副会頭会議	1回
岡山県経済戦略会議	1回
岡山県経済6団体と岡山県経済活性化議員連盟との経済懇談会	1回
専務理事会議（オンライン含む）	10回
金融担当者会議	1回
商工会議所支援体制強化検討会議	4回
新型コロナウイルス感染症対策会議	4回
広域経営支援センター会議	4回

4 出資先（令和4年3月31日現在）

アクサジャパンホールディング(株)	岡山都市整備(株)
(株)オービス	岡山ネットワーク(株)
岡山空港ターミナル(株)	(株)T&Dホールディングス
(株)岡山コンベンションセンター	(株)TRYHOOP岡山
岡山シーガルズ(株)	(株)ファジアーノ岡山スポーツクラブ
(株)岡山シティエフエム	
おかやま信用金庫	

X 外郭団体等

1. 外郭団体

当所が事業推進のために中心となって組織し、事務局内で事務を取り扱っている団体

岡山経済調査協議会
岡山芸道保存の会
岡山県警察友の会
岡山県日韓親善協会
岡山珠算振興会
日本珠算連盟岡山県連合会
岡山総友会
岡山経友会
岡山・ミャンマー友好推進会議
岡山武蔵倶楽部
表町商店街活性化プロジェクト推進協議会
中四国南北軸交流懇談会
日本商工連盟岡山地区
(一社)アルベルゴ・ディフーズ・ジャパン
(一社)西大寺活性化協議会

2. 事業関係団体及び組織

上記以外で当所が委託を受けて事務を執行し、当所事業活動に関係ある団体及び組織

旭川かわまちづくり計画検討・推進会議
岡山シーガルの活躍に向けた民間活力推進協議会
おかやま桃太郎まつり烏城夏まつり実行委員会
おかやま桃太郎まつり納涼花火大会実行委員会
西大寺青色申告会
西大寺青色申告会連合会
西大寺会陽奉賛会
西大寺間税会
西大寺小売酒販組合
西大寺五福通りレトロ・マルシェ実行委員会
西大寺酒販協同組合
西大寺商店会連合会
(一社)西大寺青年会議所
西大寺地区雇用開発協会
(公社)西大寺法人会
さわやか東備会西大寺地区
瀬戸大橋通行料金の抜本的見直しを求める協議会

夏まつり西大寺実行委員会
「6月1日岡山市民の日」推進協議会

【資料編】

令和3年度に行った意見活動

件名 最低賃金に関する商工会議所の主張

要望先 地元選出与党議員

要望日 令和3年5月19日

要望者 岡山商工会議所

最低賃金に関する商工会議所の主張

2021年5月
岡山商工会議所
日本商工会議所

1. 危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を

- 「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針に対し、多くの中小企業から、「コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにもかかわらず、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないか」といった不安の声が聞かれている。
- 政府は、企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、最低賃金に関しては現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべき。

2. コロナ禍の危機的な経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を

- コロナ禍の収束が見通せない中、幅広い業種の企業が現在の最低賃金額を負担に感じており、特に「宿泊・飲食業」では8割の企業が負担を感じている。
- 最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができない。このため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
- 最低賃金は、政府方針に基づく「引上げありき」ではなく、明確な根拠のもとで納得感ある水準を決定すべき。
- 今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべき。

3. 中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備を

- 政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではない。
- 生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべき。

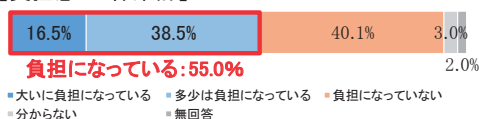
4. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を(全国一元化には反対)

- 仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。
- そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになるため、全国一元化には反対。
- 各地域の経済実態を反映し、目安額を決定している現在のランク制は堅持すべき。

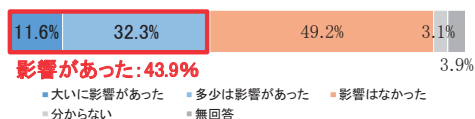
【参考1】現在の最低賃金額の負担感と経営への影響

- 最低賃金は、政府方針により、明確な根拠が示されないまま、中小企業の経営実態を
超える3%台の大幅な引上げが、2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。
- その結果、現在の最低賃金額を負担に感じている企業の割合は過半数(55.0%)、経営
への影響があった企業の割合は4割に達した(43.9%)。
- 業種別でも、幅広い業種において「負担になっている」と回答した企業の割合が高
なっている。
- 特に、コロナ禍で大きな影響を受けている「宿泊・飲食業」では8割に達した(82.0%)。

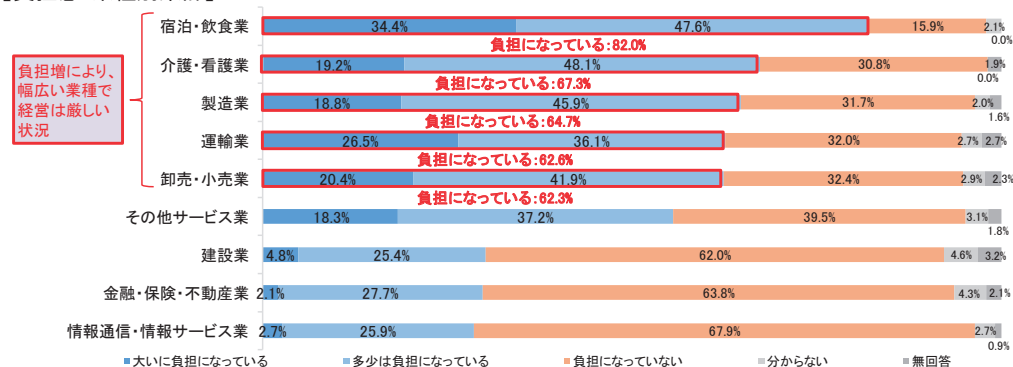
【負担感・全体集計】



【経営への影響・全体集計】



【負担感・業種別集計】



出典：日本商工会議所「最低賃金引上げの影響に関する調査」（調査期間：2021年2月）

【参考2】ランク別の最低賃金額

目安ランク	該当都道府県数	ランク毎の最高額および最低額
A	6	【最高額】東京都 1,013円 ┆ 【最低額】千葉県 925円
B	11	【最高額】京都府 909円 ┆ 【最低額】山梨県 838円
C	14	【最高額】北海道 861円 ┆ 【最低額】徳島県 796円
D	16	【最高額】福島県 800円 ┆ 【最低額】秋田県、鳥取県、島根県、高知県、 佐賀県、大分県、沖縄県 792円
全国加重平均額		902円

件名 「新型コロナウイルスの影響拡大における支援の強化」に関する要望
要望先 岡山市長 大森 雅夫 氏
要望日 令和3年8月20日
要望者 岡山商工会議所、他関係団体と合同

岡山市長 大森 雅夫 様

新型コロナウイルス感染症拡大は、我が国の経済社会に多大な影響を及ぼし、2008年に発生したリーマン・ショックを超え、戦後最大規模の経済危機と言われております。

当地域においても、2018年の豪雨災害、2019年の消費税増税の影響が残る中、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響によりあらゆる業種の多くの中小企業・小規模事業者が大きな打撃を受けております。

こうした中、岡山市におかれましては、昨年度、迅速に市独自の「事業継続支援金」「事業向上補助金」「販売促進補助金」をはじめ、消費喚起策「スマホ決済ポイント還元事業」等の特別措置、また、今年度に入り、「岡山市コロナ対応事業者応援金」「飲食店感染防止強化補助金」の追加措置を講じていただき、深く感謝を申し上げます。

岡山商工会議所と岡山北・岡山西・岡山南・赤磐の4商工会では、昨年度の岡山市の支援金・補助金では、2万6千社超・28億円超の支給を実施するとともに、今年度も引き続き、岡山市の応援金・補助金をはじめ、国・県のコロナ対応の融資・支援金・補助金・時短要請協力金・雇用調整助成金等の申請サポートと経営相談等により、事業者の支援に努めているところです。

しかしながら、年初の第3波に続いて第4波、加えて、現在、過去最大の第5波の感染拡大での自粛による事業活動への影響は大きく、飲食業・関連卸売業・観光業をはじめ多くの事業者は、度重なる感染拡大の影響により収束の出口が見えない中、大変厳しい状況にあります。

つきましては、「新型コロナウイルスの影響拡大における支援の強化」として、①厳しい経営が続く中、事業者が取り組む「経営改善」及び経済社会の変化に対応する「新たな事業」への支援の強化、②コロナ感染収束を見据え、多くの業種を対象にした「消費喚起事業」の実施について要望いたしますので、当地域の経済の早期回復を図るために、一層の事業者支援措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和3年8月20日

岡山商工会議所

会頭 松田 久

岡山北商工会

会長 吉次 立身

岡山西商工会

会長 長谷川 眞一

岡山南商工会

会長 岩田 成美

赤磐商工会

会長 金谷 征正

「新型コロナウイルスの影響拡大における支援の強化」 に関する要望

1. 厳しい経営が続く中、事業者が取り組む「経営改善」及び 経済社会の変化に対応する「新たな事業」への支援の強化

◇感染拡大が続き影響が長期化するなか、事業者の経営は厳しさを増し、
今後、経営改善や新たな事業等への取組が増えると思われる。

こうした事業者が実施する回復に向けての取組への支援強化を図るため、
中小企業診断士・IT・マーケティング等専門家による相談や実務指導等
の拡充措置を講じていただきたい。

（「経営改善」の取組例）

- ・借入金の返済負担を軽減する返済条件の変更
- ・売上回復のためのマーケティング戦略
- ・財務分析による経費削減
- ・上記取組を図るための経営改善計画策定 など

（「新たな事業」の取組例）

- ・事業再構築(新分野展開、業態転換、事業・業種転換等)
- ・IT活用による業務効率化・生産性向上
- ・経営革新、事業承継 など

2. コロナ感染収束を見据え、多くの業種を対象にした「消費喚 起事業」の実施

◇コロナ感染収束を見据えた適切な時期に、飲食・観光・小売・サービス業
等多くの業種を対象にした事業者の売上と大幅に落ち込んだ経済を回復す
るための消費喚起対策を講じていただきたい。

件名 「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）に対する利子補給の継続」に関する要望
要望先 岡山市長 大森 雅夫 氏
要望日 令和3年9月2日
要望者 岡山商工会議所、他関係団体と合同

岡山市長 大森 雅夫 様

我が国経済は、昨年突如として発生した新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）によって、大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれています。

岡山県においても、令和3年5月16日に緊急事態宣言が発令される等、飲食業を中心に、時短要請による休業や自粛・外出控えによる消費者マインドの悪化も相まって、ぎりぎり持ちこたえている状況にあり、「瀬戸際」が継続している状況にあります。

こうした状況から、国・県・市町村では、岡山市事業継続支援金をはじめとした様々な支援策を創設し、事業継続に係る支援を行っています。特に岡山商工会議所及び岡山市内の商工会では、岡山市との連携により支援内容の充実と支援体制の整備を図るなど、中小・小規模事業者の支援の強化に努めてまいりました。

現在、新型コロナワクチン接種が開始され、早期収束が期待されているところでありますが、ソーシャルディスタンス等の感染症拡大防止策はすでに生活に定着しはじめており、中小・小規模事業者は感染症の収束後も社会レベルで感染拡大防止や感染予防が最優先されるニューノーマル時代に向けた事業再構築が必要となってきます。

こうした新たな取組を行う中小企業、特に小規模事業者においては、資金調達が最も大きな課題となり、特に資金調達時の金利は、大企業と比較すると1%程度の差異があるなど、重い金利が負担となります。

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）は、「無担保・無保証人・低利」で融資を受けられるのみならず、経営改善普及事業における経営指導を金融面から補完し、単なる事業用資金に留まらず、きめ細かく小規模事業者の経営支援を推進する融資制度であります。

そのため、小規模事業者の経営の改善・発達だけでなく、ニューノーマルに向けた事業再構築においても極めて有効な融資制度となっております。

岡山市においては、平成24年4月に「岡山市小規模事業者経営改善資金利子補給制度」を創設いただき、小規模事業者への経営支援に努めた結果、令和2年度におけるマル経資金及びコロナマル経の実績は、353件（17億2,200万円）と利子補給制度創設前の平成23年度の186件（9億3,185万円）から推薦件数・金額ともに大幅に増加し、小規模事業者の経営において肝要なものとなっております。

なお、上記の内には、コロナマル経の推薦が291件（21億4,325万円）含まれておりますが、コロナマル経は令和3年12月までの時限措置となっているため、事業再構築に向けた資金調達には再びマル経を活用するものと思われまます。

つきましては、岡山市、商工会議所及び商工会が一層連携し、当地域小規模事業者の持続的発展の支援を強化するため、マル経資金に対する利子補給の継続につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利子補給対象者

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会（東児支所を除く）、赤磐商工会（瀬戸支所）のいずれかの推薦を受け、日本政策金融公庫による融資を受けた小規模事業者

2. 利子補給内容

利子補給額は、融資の契約を交わした日から1年間に支払った利子を対象に、その1%相当額を補給

3. 利子補給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに融資を受けた者

令和3年9月2日

岡山市長 大森雅夫様

岡山商工会議所
会頭 松田 久
岡山北商工会
会長 吉次 立身
岡山西商工会
会長 長谷川 真一
岡山南商工会
会長 岩田 成美
赤磐商工会
会長 金谷 征正

参考資料1

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資制度について

(1) 制度の概要

- a. 「マル経資金」は、小規模事業者の経営改善を目的とし、その資金調達をサポートする国の施策です。
- | | |
|--------|-------------------|
| 限度額 | 2,000 万円 |
| 担保・保証人 | 不要（保証料も不要） |
| 現行金利 | 1.21%（令和3年8月1日現在） |
- b. 商工会議所・商工会の継続的な経営指導を受けることにより、経営改善を目的とした融資が受けられます。（商工会議所及び商工会の推薦により、日本政策金融公庫が融資実行）

(2) 岡山市内マル経資金融資推薦実績・岡山市利子補給額

1. 令和2年度実績

①一般マル経

- | | |
|----------------------------------------|--------------------------|
| a. 岡山商工会議所取扱分 | 30 件 2 億 6,545 万円 |
| b. 岡山北・西・南（東児支所を除く）、
赤磐（瀬戸支所）商工会取扱分 | 32 件 4 億 2,125 万円 |
| 計 | <u>62 件 6 億 8,410 万円</u> |

②コロナマル経

- | | |
|----------------------------------------|----------------------------|
| a. 岡山商工会議所取扱分 | 188 件 11 億 9,370 万円 |
| b. 岡山北・西・南（東児支所を除く）、
赤磐（瀬戸支所）商工会取扱分 | 103 件 5 億 2,830 万円 |
| 計 | <u>291 件 17 億 2,200 万円</u> |

③一般マル経・コロナマル経 合計

- | | |
|----------------------------------------|----------------------------|
| a. 岡山商工会議所取扱分 | 218 件 14 億 5,915 万円 |
| b. 岡山北・西・南（東児支所を除く）、
赤磐（瀬戸支所）商工会取扱分 | 135 件 9 億 4,955 万円 |
| 計 | <u>353 件 24 億 0,870 万円</u> |

2. 岡山市利子補給額（一般マル経のみ）

977 万円

＜参考＞過年度分及び令和元年度第一四半期

（会議所・商工会合算）

○平成 30 年度 403 件 30 億 0,796 万円 1,758 万円

○令和元年度 398 件 30 億 1,100 万円 1,320 万円

（岡山市利子補給額）

○令和 3 年度 36 件 1 億 6,990 万円

（令和 3 年度実績は第一四半期時点）

（3）岡山県内におけるマル経資金への利子補給制度の実施状況について

現在、岡山県内のマル経資金への利子補給制度を実施している自治体は、11 市、5 町、1 村の 17 カ所である。

＜岡山県内でマル経資金への利子補給を実施する地域＞

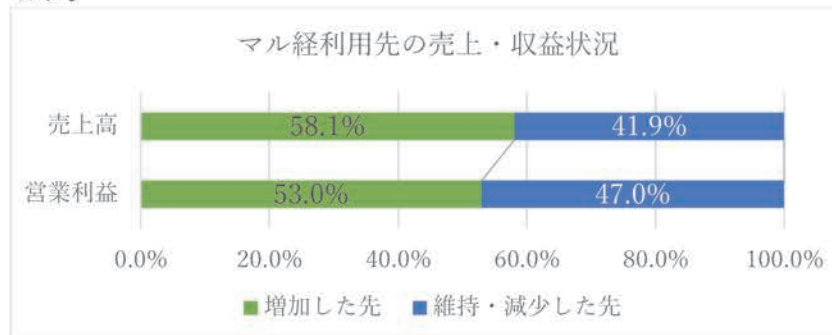
岡山市、津山市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、吉備中央町、新庄村

マル経資金利用者の状況について

1. マル経推薦先における財務状況（令和2年度）

・約半数が前期比で売上高、営業利益の増加

令和2年度マル経資金の推薦（全353件）先において、うち売上高は58.1%、営業利益は53.0%の小規模事業者が増加しています。

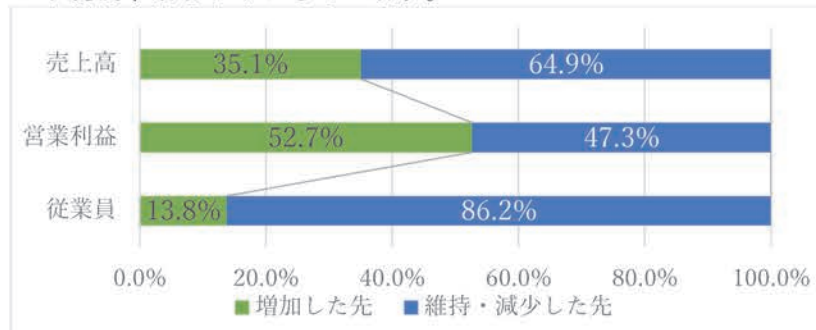


・2期連続した決算の売上高、営業利益について比較しています。

2. マル経再利用先の事後指導による資金効果（令和2年度）

・再利用前比較で約半数の企業の営業利益が増加

令和2年度マル経推薦先において再利用先（完済後の2回目以降の利用）は188件ありました。前回推薦時点と比較すると、売上高は35.1%、営業利益は52.7%が増加し、従業員は13.8%の小規模事業者が増加しています。

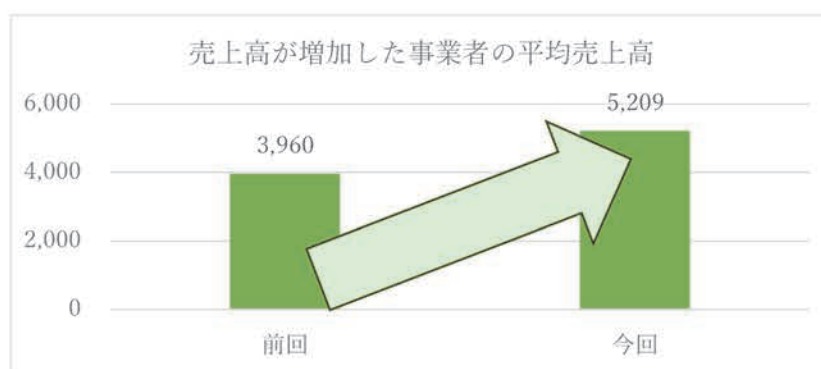


・令和2年度マル経推薦時点の直近決算及び前回推薦時点の直近決算を比較しています。

・再利用前比較で売上高は1,249千円増加

売上高が増加した先は66先あり、該当する小規模事業者の平均売上高の増加額は1,249万円、増加率は131.6%となりました。

(単位：千円)

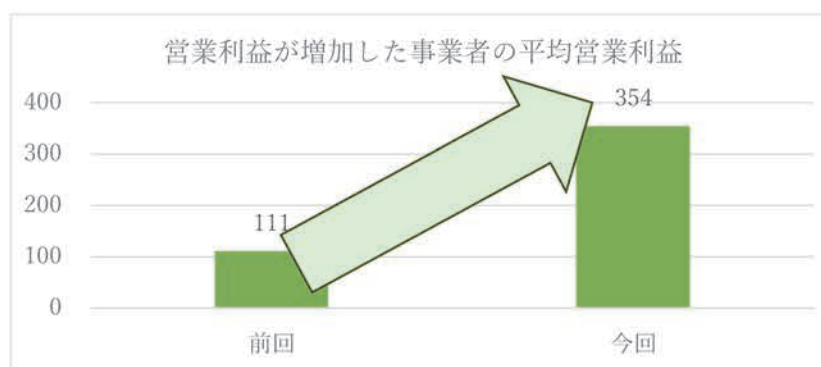


・令和2年度マル経推薦時点の直近決算及び前回推薦時点の直近決算を比較しています。

・再利用前比較で営業利益は243万円増加

営業利益が増加した先は78先あり、該当する小規模事業者の平均営業利益の増加額は243万円であった。増加率は319.9%となりました。

(単位：千円)

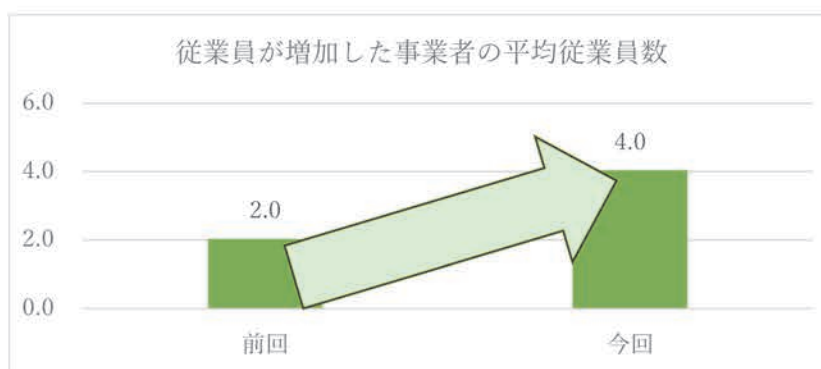


・令和2年度マル経推薦時点の直近決算及び前回推薦時点の直近決算を比較しています。

・再利用率比較で従業員は2.0人増加

従業員が増加した先は26先あり、該当する小規模事業者の従業員の平均の増加数は4.0で、増加率は198.1%となりました。

(単位：人)

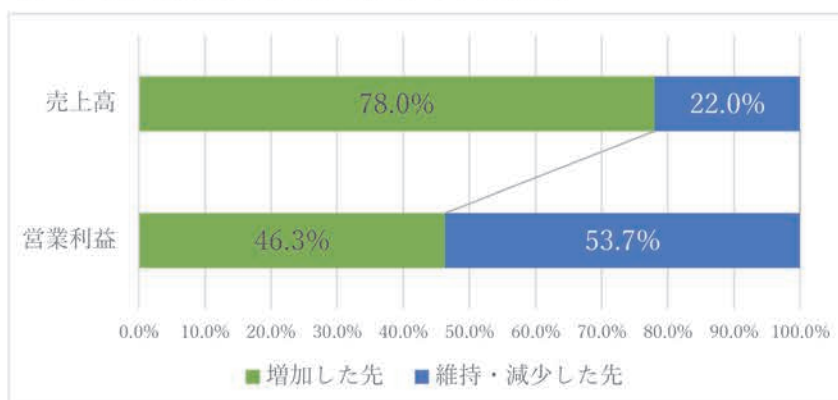


・令和2年度マル経推薦時点の直近決算及び前回推薦時点の直近決算を比較しています。

3. マル経推薦の創業期における財務状況（令和2年度）

・創業期は約半数が前期比で売上、営業利益の増加

令和2年度のマル経推薦先において、創業期に該当する先は41件ありました。うち、売上高は78.0%が増加し、営業利益は46.3%の小規模事業者が増加となりました。

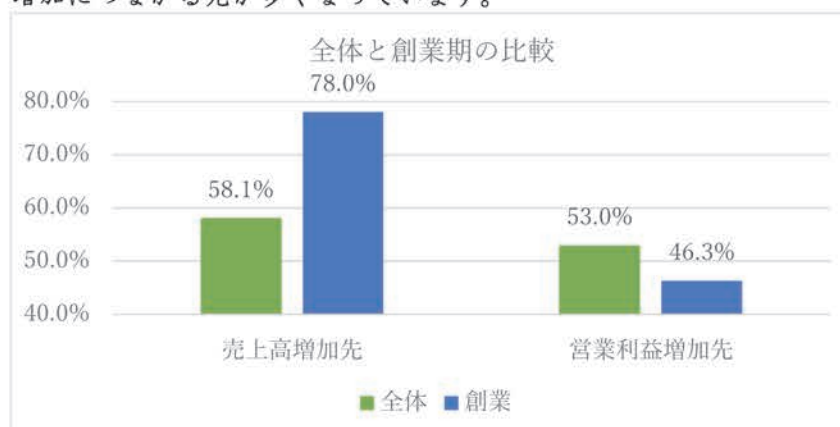


・2期連続した決算の売上高、営業利益について比較しています。

・創業期とは開業してから5年以内と定義しています。

・創業期は売上の増加につながる先が多い

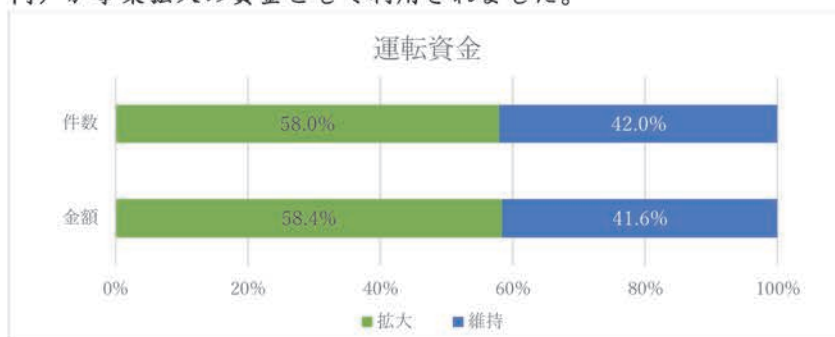
創業期において、全体と比較すると営業利益の増加先の割合は少ないものの、売上高の増加先の割合が多くなっています。創業期については資金調達課題となっていますが、資金調達により売上の増加につながる先が多くなっています。



4. マル経推薦の新規利用先における拡大資金（令和2年度）

・運転資金において事業拡大目的で件数、金額とも6割弱が利用

令和2度のマル経新規利用先において、運転資金では件数で58.0%（195件）、金額で58.4%（11億7,910万円）が事業拡大の資金として利用されました。

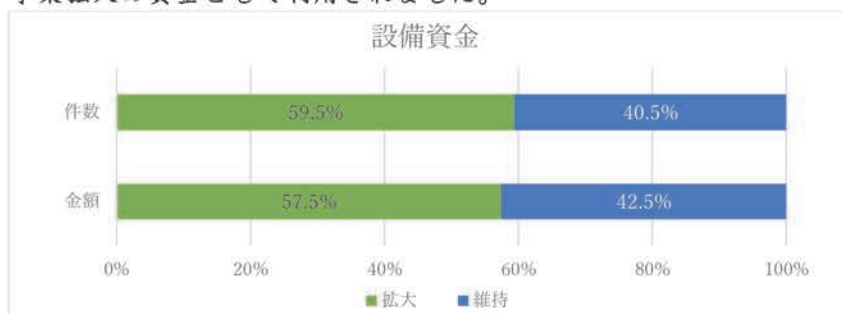


・運転資金における拡大とは令和2年度マル経融資申込時点の直近決算及びその前期決算対比にて売上高が増加した先と定義しています。

・新規利用先とは新規の企業（借換・再融資先を除外）と定義しています。

・設備資金において新規設備投資で件数、金額とも6割弱が利用

令和2年度のマル経新規利用先において、設備資金では件数で59.5%（22件）、金額で57.5%（1億3,565万円）が事業拡大の資金として利用されました。



・設備資金における拡大とは資金用途において主として新規に設備を取得した先と定義しています。

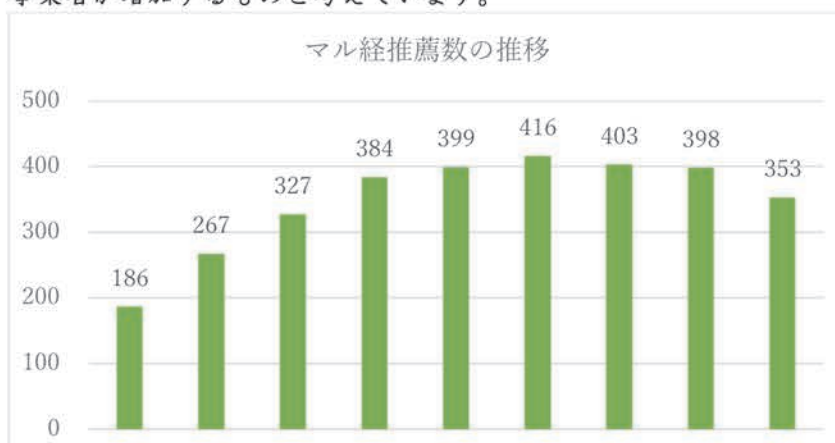
・新規利用先とは新規の企業（借換・再融資先を除外）と定義しています。

5. マル経推薦数と会員小規模事業者推薦率の推移

・マル経の推薦数は増加しているものの、推薦率は低水準

平成24年度から令和2年度にかけてマル経資金の推薦数は1.9倍以上増加しています。

一方で、令和2年3月に返済期間が運転資金15年、設備資金20年の新型コロナウイルス感染症特別貸付が創設（マル経運転資金7年、設備資金10年）されたことにより、推薦件数は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症特別貸付は令和3年12月までの時限措置であるため、制度終了後の借換時はマル経資金を利用する事業者が増加するものと考えています。



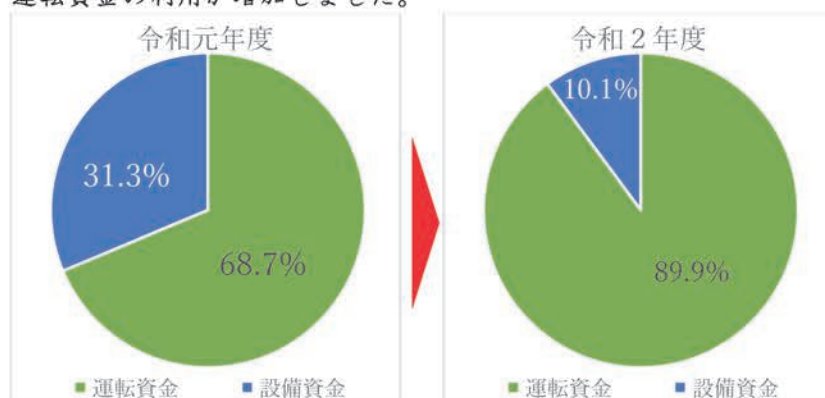
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
会員数	8,956	8,986	9,048	9,132	9,230	9,255	9,229	9,225	9,351
商工業者数	26,710	26,742	29,637	29,677	29,630	29,610	29,474	29,520	29,538
組織率	33.5%	33.6%	30.5%	30.8%	31.2%	31.3%	31.3%	31.3%	31.7%
マル経利用者数	186	267	327	384	399	416	403	398	353
会員内小規模事業者数	7,460	7,436	7,393	7,411	7,478	7,428	7,463	6,800	6,886
推薦率	2.5%	3.6%	4.4%	5.2%	5.3%	5.6%	5.4%	5.9%	5.1%

・組織率は会員数を商工業者数で除したものの、推薦率はマル経推薦数を商工会議所及び商工会の小規模事業者会員数で除したものとしています。

6. マル経推薦数における運転資金と設備資金の構成比

・感染症拡大による運転資金需要の増加

令和元年度と令和2年度の運転資金と設備資金の構成比を比較すると設備資金の割合が31.3%から10.1%と大幅に減少し、運転資金の利用が増加しました。



小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資制度活用事例

【事例1】

事業のステップアップと人材確保のためにマル経融資を活用

A社は、岡山市東区で建築板金工事業を平成31年2月に個人創業。創業相談から開業後の経営相談について商工会議所の経営指導員が伴走支援を行っており、創業年（令和元年度）の売上は実質11か月にも関わらず2,000万円を超えた。翌年の令和2年は売上3,000万円を超え、コロナ禍でも順調にステップアップしている。

令和2年の秋にマル経融資を活用し、この年の納税資金（所得税・事業税・住民税など100万円程度）に充当。さらに、翌年の令和3年には法人組織に変更し、従業員を雇用するための人材確保資金としてマル経融資を活用。法人成りした令和3年の売上は5000万円を目標に事業を展開している。

【事例2】

新事業展開とコロナ禍を乗り切る資金としてマル経融資を活用

B社はペット美容とペットホテルを営むトリミングサロンである。しかし、コロナ禍の影響により、飼い主の旅行が減少したことでペットホテルのニーズが大幅に減少し、売上は20%以上減少する月があった。

B社代表はこれを機に業界の課題でもある、トリマーの離職率の高さの解決について考えた。従業員の働きやすい環境を整えるために、「時間貸しレンタルペットサロン」の新事業を展開した。この新事業は、経営革新計画の認定を受け、従業員の働き方改革に繋がった。これと同時期に、マル経融資を活用しコロナ禍を乗り切るための運転資金を確保し万全の体制を整えた。

【事例3】

専門家派遣とマル経融資を活用した店舗移転による売上増加

C社は岡山市北区でベーグル専門店を営んでいる。SNSや口コミ等で女性を中心に人気を博していたが、店内が狭く、顧客の列で店内が溢れる状態であった。事業主の希望は店内でゆっくり食べてもらえるスペースを確保すること。また、夕方までに完売してしまうことも多いため、厨房・売場を拡大し、取扱量を増やしたい意向。

商工会議所の専門家派遣制度を活用し、店内レイアウトや収支計画、イートインメニュー等を考案。計画を基に、マル経を利用し設備・運転資金を調達。半年をかけて2階建ての新店舗へ移転。事業主の希望どおりの店舗が完成した。売上は移転前と比較して+50%と大きく増進。投資効果も十分にあげることができた。

【事例4】

金利負担の軽減と新しい生活様式に対応した店舗づくりのためにマル経融資を活用

D社は岡山市東区で飲食店を20年経営している。季節の草花で居心地の良い庭が特徴の洋食店。商工会議所の経営指導員が創業時から支援をしている。平成29年に久しぶりに相談があり、借入過多の状態であった。借入の中には金利が高く設定されている借入もあり経営が苦しくなっていた。このような借入依存状態からの脱却のため、マル経融資の活用と併せて他の金融機関からの協調融資に成功し資金調達ができ、また金利負担も軽減された。

その後、売上・利益とも順調に推移していた中、新型コロナウイルスが襲い掛かり、来店数が激減し経営に打撃を与えた。商工会議所の経営指導員とともに、新しい生活様式に沿ったアイデアを考え、テイクアウトメニューの充実のほか、自慢の庭を活用した屋外バーベキュー、ペット連れでも飲食できるテラス席の確保と広報活動を行う目的に持続化補助金を申請し見事採択された。その計画に必要な資金を、マル経融資を活用し資金調達することができた。

【事例5】 増加運転資金による資金繰り改善のためのマル経融資活用

E社は、昭和59年から岡山市北区で水道工事業を営んでいる。創業以降、主要取引先との関係も良好で安定的に受注を確保している。近年、増加傾向にあった大手ハウスメーカー関連の住宅新築工事に付随する水道配管工事業の強化し、受注機会の更なる獲得を計画していた。

相談を受けた商工会の経営指導員は、現状の財務状況を確認・分析し、支払いサイトの長期化と取引単価の高額化による資金繰りの悪化を懸念。今後のキャッシュフローを考慮した観点から資金繰りの安定化を図るためにマル経融資活用による資金調達を提案した。

支払いが先行する業種特性の中において、マル経融資を活用したことで、キャッシュフローに余力が生まれ、更なる新規受注獲得に向けた体制を構築することができた。低利で無担保・無保証のマル経融資は、経営資源が限られている小規模事業者にとって非常に使いやすい制度で、利用した事業者の満足度も高いものとなっている。

【事例6】 非対面製材清掃サービス実行に向けた岡山市中小企業支援事業補助金とマル経融資の活用

F社は、平成28年から岡山市北区で店舗・施設や一般住宅の清掃サービス業を営んでおり、石材清掃についての専門技術も有していた。コロナ禍によって、店舗・施設の清掃受注が減少するなかで、石材清掃の受注は増加傾向にあり、代表者はコロナ禍に対応するため、画像診断で見積りなどを行う非対面型の受注システム構築による新たな石材清掃サービスの実施を検討していた。

相談を受けた商工会の経営指導員は、石材清掃サービスメニューやターゲット、行動計画や数値目標が見える化するための事業計画の策定を支援し、岡山県より経営革新計画の承認を受けた。

事業計画を実行する上で、生産性向上のための清掃機器の導入や非対面型受注システムの構築については岡山市中小企業支援事業補助金と小規模事業者持続化補助金を、資金調達手段としてはマル経融資を活用した。

既存のマル経融資を借替えることで資金繰りも安定し、行動計画

通りにスムーズな事業着手を行うことができた。その後の受注も増加してきており、コロナ禍においての事業継続と持続的発展の契機とすることができた。

【事例7】

生産性向上のためのデジタル化に向けたマル経融資の活用

G社は、岡山市で小ロット向け衣類用シルクスクリーン工場としてTシャツやジャンパー、制服等へオリジナル印刷の加工から販売まで一貫した事業を行っている。また、倉敷市児島の「ジーンズストリート」へオリジナルブランドの店舗を運営している。

令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売上が大幅に減少。そこで、商工会の支援を受け、コロナ禍でも需要が見込まれる衣類用シルクスクリーン工場での加工事業を拡充するため、社内ネットワークの再構築と顧客管理システムの設置による販路開拓を行った。

マル経融資を活用して財政基盤の強化を図るとともに、小規模事業者持続化補助金を活用しながら、新たなシステムを導入し、工程ごとのデジタル化を進め、商品の安定供給を図った。

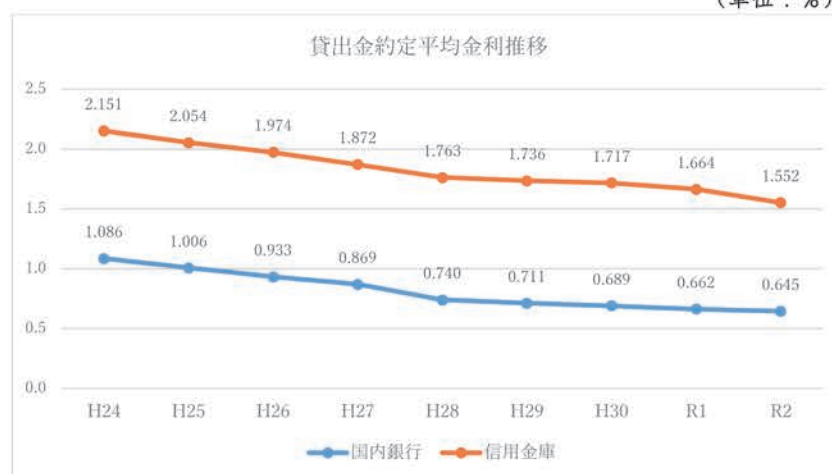
また、デジタル化により顧客に商品イメージなどのデータをより簡単に送受信できるようになり、顧客が求める商品を丁寧かつ迅速に提案することで販路開拓につながった。

今後は、大きな受注にも対応できることからアフターコロナでのイベント実施における大口受注も期待しており、マル経融資での新たな事業展開により、今後の売上回復の足掛かりとすることができた。

参考資料4

銀行と信用金庫からの貸出金約定平均金利は低下していますが、差は一貫して1%程度となっています。信用金庫は主に中小事業者に、国内銀行は大企業に対して融資をしていると仮定すると、中小・小規模事業者において、資金調達の際には大企業と比べて金利負担が1%程度重くなっていることが推察できます。

(単位：%)



出典：日本銀行統計データを加工

件名 「新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者への支援強化」に関する要望
要望先 岡山県知事 伊原木 隆太 氏
要望日 令和3年9月3日
要望者 (一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同

岡山県知事 伊原木 隆太 様

新型コロナウイルス感染症拡大は、我が国の経済社会に多大な影響を及ぼし、2008年に発生したリーマン・ショックを超え、戦後最大規模の経済危機と言われております。

岡山県においても、2018年の豪雨災害、2019年の消費税増税の影響が残る中、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響によりあらゆる業種の多くの中小企業・小規模事業者が大きな打撃を受けております。

こうした中、岡山県におかれましては、「岡山県飲食店等一時支援金」「岡山県時短要請協力金」等の事業者支援に加えて、観光・消費喚起対策、また、支援機関に対しても、「支援機関特別相談員設置費補助」などの措置を講じていただき、深く感謝を申し上げます。

支援機関の岡山県商工会議所連合会・岡山県中小企業団体中央会・岡山県商工会連合会では、引き続き、国・県・市のコロナ対応の融資・支援金・補助金・時短要請協力金・雇用調整助成金等の申請サポートと経営相談等により、事業者の支援に努めているところです。

しかしながら、年初の第3波に続いて第4波、加えて、現在、過去最大の第5波の感染拡大での自粛による事業活動への影響は大きく、特に、飲食業、酒食材等飲食関連卸小売業、旅行・宿泊・交通等観光業の事業者は、度重なる感染拡大の影響により収束の出口が見えない中、大変厳しい状況にあります。

つきましては、「新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者への支援強化」として、(1) 度重なる感染拡大の影響により厳しさを増す「飲食業」「酒食材等飲食関連卸小売業」「旅行・宿泊・交通等観光業」の事業者への支援強化、(2) コロナ感染収束を見据えた適切な時期に「消費喚起事業」の実施について要望いたしますので、県内経済の早期回復を図るために、一層の事業者支援措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和3年9月3日

岡山県商工会議所連合会

会長 松田 久

岡山県中小企業団体中央会

会長 晝田 眞三

岡山県商工会連合会

会長 田村 正敏

「新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた事業者への支援強化」に関する要望

1. 度重なる感染拡大の影響により厳しさを増す「飲食業」「酒食材等飲食関連卸小売業」「旅行・宿泊・交通等観光業」の事業者への支援強化

- ◇年初の第3波に続いて第4波、加えて、現在、過去最大の第5波の度重なる感染拡大と緊急事態宣言発出に伴う人の移動の自粛により、特に、「飲食業」「酒食材等飲食関連卸小売業」「旅行・宿泊・交通等観光業」は、感染収束の出口が見えない中、大変厳しい状況にあります。
- ◇「飲食業」では、営業時間・酒類提供の制限により、売上減少と顧客離れが生じて厳しい状況にあり、先行きの不安やあきらめムードから事業継続を断念する事業者が出てきています。
- ◇「酒食材等飲食関連卸小売業」では、飲食業等の売上減少・休業・閉店等に伴う影響を受けており、大変厳しい状況にあります。
- ◇「旅行・宿泊・交通等観光業」では、度重なる感染拡大による人の移動の自粛により、特に、団体旅行の需要が大幅に減少し、宿泊業では、キャンセルが続き、バス・タクシーの交通業では、旅客バスは昨年から車庫に待機が続いている状態、タクシーの稼働も大幅に減少するなど、大変厳しい状況にあります。
- ◇こうした厳しい状況にある「飲食業、酒食材等飲食関連卸小売業、旅行・宿泊・交通等観光業」の事業者への事業規模に応じた特別支援措置を講じていただきたい。

2. コロナ感染収束を見据えた適切な時期に「消費喚起事業」の実施

- ◇コロナ感染収束を見据えた適切な時期に、現在、中止の「Go To イート」や「おやかま宿泊応援キャンペーン」の再開など、事業者の売上と大幅に落ちこんだ経済を回復するための消費喚起対策を講じていただきたい。

件名 「西大寺地域活性化」に関する要望
要望先 岡山市長 大森 雅夫 氏
要望日 令和3年9月15日
要望者 岡山商工会議所、他関係団体と合同

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市の東部に位置する西大寺は、500 有余年の歴史を誇る西大寺会陽で知られる西大寺観音院の「門前町」と、室町時代から江戸時代にかけて多くの高瀬舟が往来した吉井川の河口の「港町」として栄えた歴史のある地域で、明治後半からは、大手企業の進出により、様々な産業に関わる多くの従業員・その家族や域内外からの交流人口で活況を呈していました。

しかしながら、近年では、承継者の流出による人口減少と高齢化、また、大手企業の撤退・事業縮小による居住者等の減少に伴う市場規模の縮小により、空き家・空き店舗が目立ち、かつて活力があった西大寺の面影が失われつつあります。

岡山商工会議所では、平成 25 年に街づくり提言書「西大寺観音院周辺地域活性化プラン」の策定、平成 26 年から「西大寺五福通りレトロマルシェ事業」等の実施により活性を図っておりますが、日常的に人の往来による街の賑わいが見られていない状況にあります。

こうした中、令和 2 年 7 月に「西大寺地域活性化推進協議会」を立ち上げ、アルベルゴ・ディフーズを取り入れた街並みの創造、観光振興、イベント事業、企業立地を促進する産業振興等を、地域の多くの方々とともに検討を重ね、「西大寺地域活性化基本計画」を策定いたしました。

さらに、当基本計画で策定した活性化に資する取組を具体的に進めていくために、令和3年8月に「一般社団法人西大寺活性化協議会」を設立し、従前にも増して、西大寺地域の活性化の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

つきましては、西大寺地域活性化基本計画をご賢察いただき、(1) 五福通り周辺の伝統的建築物群の景観整備、空き家空き店舗の活用による街並みの再生、(2) 街来者等交流人口増を図る魅力創出に向けた観光整備、(3) 産業振興・居住集積を進める「用地活用」の規制緩和、(4) 交通利便性向上と沿線活性化に繋がる幹線道路の早期整備につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年9月15日

岡山商工会議所

会 頭 松田 久

一般社団法人西大寺活性化協議会

会 長 松田 久

理事長 森 健太郎

「西大寺地域活性化」に関する要望

1. 五福通り周辺の伝統的建築物群の景観整備、空き家空き店舗の活用による街並みの再生

◇当協議会では、西大寺固有の歴史・文化に興味を感じながら街歩きを楽しむと同時に域内外からの交流人口が増加する賑わいのある街づくりを目指しており、西大寺観音院を核に伝統的建築物群が残る五福通り周辺の景観整備に係る「学術的調査研究」や分散型宿泊施設「アルペルゴ・ディフーズ」の手法を活用した「古民家の再生」などによる街づくりに取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

◇観音院の門前町として栄えた西大寺の市街地は、幾多の時代を経て、継承者の流出や産業環境の変化により、空き家・空き店舗が乱立している状況にあります。

◇現在、当協議会がサポートを行い、岡山市地域の未来づくり推進事業等を活用し、かつて賑わいのあった五福通り周辺の「空き家・空き店舗」に、魅力と集客力が期待できるビジネスの創出に努めており、今年11月には「コミュニティカフェ」、来年4月には「地ビールの製造販売」、来年7月には「天然酵母パン工房」などが開業予定にあります。引き続き、空き家・空き店舗の活用による街並みの活性化を推進いたしたいと存じますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

2. 街来者等交流人口増を図る魅力創出に向けた観光整備

◇当地域には、全国に知名度が高く域内外から多数の人々が集まる国指定重要無形民俗文化財の「西大寺会陽(はだか祭り)」や歴史・文化を感じる観音院をはじめとした神社仏閣も多く、また、吉井川・瀬戸内海の風光明媚な観光名所が存在するものの、当地域の観光客の実態は、非日常の観光客や滞在型観光客は極めて少ない状況にある。

◇当協議会では、五福通りで数多くの映画のロケが行われたことを表す

ものが無いため、「観光客にロケ地を紹介する施設」や「看板建築のレトロな趣のある街並みの整備」、また、「名所を巡るレンタサイクルの設置」、「情報発信の強化」等の街来者等の増加を図るための魅力創出に向けた観光整備が必要と考えていますので、ご協力をお願いいたします。

3. 産業振興・居住集積を進める「用地活用」の規制緩和

◇当地域は、明治後半からの大手企業の進出により、多くの従業員・その家族や域内外からの交流人口で賑わいを呈していたが、進出企業の撤退・事業縮小により、活力が段々と失われつつあります。

◇隣の瀬戸内市では企業の進出や拡張の話題が出ておりますが、当地域においては企業の誘致や既存企業の拡張の用地が無いため、当地域における企業の誘致移転のチャンスを大きく逸している状況にありますので、「市街化調整区域から市街化区域への編入」「用途変更」の用地の規制緩和をよろしくお願いいたします。

◇西大寺駅南エリアの観音院通り・西大寺ふれあい通り周辺の近隣商業地を高層建築が可能な商業地域への「用途変更」、また、西大寺駅北のまとまった土地を開発するための「市街化区域への編入」など、用地活用の規制緩和についてご検討くださいますようお願いいたします。

4. 交通利便性向上と沿線活性化に繋がる幹線道路の早期整備

◇現在の西大寺地域の交通事情は、従来からの渋滞問題に加えて、瀬戸内市の(株)岡山村田製作所の大規模増員等により渋滞事情は一段と厳しくなっていますので、当地域の交通利便性向上を図る要の「市道西大寺上中川町1号線等幹線道路の早期整備」をお願いいたします。

◇西大寺地域の幹線道路整備の促進は、沿道にビジネスと住居などが創出することから、当地域活性化のスピードを早めて大きな経済効果を及ぼすものと考えます。

件名 岡山県予算編成に関する要望
要望先 自由民主党岡山県支部連合会、自由民主党岡山県議団
要望日 令和3年11月15日
要望者 (一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同

陳 情 書

令和3年11月15日

自由民主党岡山県支部連合会
自由民主党岡山県議団 殿

岡山県経済団体連絡協議会
一般社団法人岡山県商工会議所連合会
岡山県経営者協会
一般社団法人岡山経済同友会
岡山県中小企業団体中央会
岡山県商工会連合会

令和4年度岡山県予算編成にあたり、下記の事項について重点的に推進されるよう要望いたします。

I. 景気、中小企業・小規模事業者対策に関する要望

日本銀行の令和3年11月の岡山県金融経済月報では、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから一部に下押し圧力が続いているものの、持ち直している。」「個人消費は、持ち直しの動きがみられる。」「設備投資は、高水準となっている。」、そして、「県内主要製造業の生産は、緩やかに持ち直している。」としている。

また、一般社団法人岡山県商工会議所連合会の令和3年7～9月期の岡山県の景気観測調査では、「新型コロナの影響に仕入価格上昇が追い打ちをかけ、景況DIは5期ぶりに悪化」としており、岡山県に緊急事態宣言が発令されていた時期と重なっていたこともあり、小売業や飲食・宿泊業において売上を確保できず、資金繰りにも窮している実態を示しているほか、飲食・宿泊業の不振が食料品製造業の景況悪化に繋がっている。

現在は、一時的に小康状態にある新型コロナウイルス感染症によって、期待されていたリベンジ消費の高まりも、食品関係の値上げラッシュや半導体不足などによる製品の供給不足、さらには原油価格の高騰など、様々な業種から生活レベルにまで悪影響が及んでいることから、その規模は限定的に留まっている。

長期化する新型コロナウイルス感染症対策によって痛められた経済の回復には、新たな感染拡大への備えと医療崩壊を招くことのない医療体制の再構築が急がれるが、当面の経済活動を本格化させるべく、消費の下支えとなる需要喚起策や中小

企業・小規模事業者の事業継続に係る更なる支援の強化を必要としている。

ポストコロナを見据え、一定の感染者を許容するウィズコロナにおいて社会経済活動が滞ることがないように、長らく議論されている地方創生や首都機能分散の推進とともに、新事業展開等業態転換やデジタルトランスフォーメーション（DX）などのイノベーションによる社会構造の転換を加速しなければならない。

こうしたなか、経済6団体では、それぞれの経済団体が、各地域、業界・業種、雇用・労使問題、人材育成、さらには地域課題などにより、縦糸と横糸を張り巡らせるべく支援・連携体制の強化を図り、地域の中小企業・小規模事業者の活性化とともに活力ある地域経済づくりへ一層の期待に応えることができるよう、次のような施策を講じられたい。

1. 長期化する新型コロナウイルス感染症対策の支援強化について

- (1) 非対面販売・接客が加速し、オンラインを活用したビジネスへのシフトは不可避となっていることなど、業態転換やデジタル化等「ビジネスモデル変革」に取り組む事業者への設備導入・技術指導等に係る費用の助成措置の拡充
- (2) リモートワークやWeb会議等の新しい働き方の定着に向けて、デジタル機器、設備の増強支援
- (3) 中小企業・小規模事業者が行う新しい生活様式への取り組みに対する支援
- (4) ウィズコロナ・アフターコロナの経済の再生を優先するための新型コロナ対策予算の拡大
- (5) コロナ禍で販路開拓を目的としたイベントの中止、縮小、延期等により、メーカーやバイヤーとの商談の機会を失った事業者に対するウィズコロナ・アフターコロナ時代の国内外販路開拓支援
- (6) 長引くコロナ禍により令和2年に借入した事業者の追加融資は厳しい状況にあることから、保証料や利子補給、返済猶予や既往債務の条件変更等の柔軟な支援
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の正規・非正規雇用の維持、新規採用・再就職の促進、休業せざるを得なくなった事業所及びその従業員に対する協力金などの支援
- (8) コロナ禍をチャンスと捉えた「企業移転と移住の促進」を図る受け入れ環境の整備
- (9) コロナ禍においても積極果敢に海外展開に挑戦する事業者に対するIT設備導入や人材確保に対する支援
- (10) 長期にわたって深刻な影響を受けている地域経済を回復し、雇用維持を図るためには、中小企業・小規模事業者に対する支援を強力に推進していくことが必要不可欠であることから、中小企業・小規模事業者支援に対する継続的かつ十分な予算確保

2. 中小企業・小規模事業者振興施策の充実について

- (1) 「中小企業連携組織対策事業費」の維持
- (2) 生産性向上及び付加価値向上に取り組む組合に対して行っているサービス産業生産性向上支援事業について、事業内容の充実及び拡大による支援強化
- (3) 自動車産業・造船業等の基幹産業を支える地域の企業が、協同組合などの連携力を発揮して取り組む受注確保や経営力強化の取り組みに対する支援のほか、環境対応のため新技術開発や、新分野・異分野進出のための設備導入等に対する支援
- (4) 地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の持続的発展は不可欠であり、働き方改革を含む新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の促進等を実現するため、中小企業・小規模事業者の振興に関する支援施策の充実と補助金の申請から入金までの期間短縮
- (5) 廃業が増大すると予測されている中小企業・小規模事業者（特に後継者のいない高齢経営者）のためのM&Aマッチングなど円滑な事業承継に対する各種支援
- (6) 円滑な事業承継及び新規創業が図られなければ、地域生活網が毀損するだけでなく、廃業の増加による雇用喪失、関係人口の減少による地域疲弊がさらに進んでいくため、地域経済の維持・発展を担う後継及び創業人材の育成に対する積極的な支援
- (7) 原油高、半導体高等サプライチェーンに対する支援措置

3. 中山間地域の施策の充実について

人口減少や少子高齢化が加速する中山間地域において、地域経済や生活環境を持続させることは、切実な地域課題となっている。中小企業・小規模事業者が事業を通じて地域課題の解決に取り組み、地域経済の活性化や生活環境の持続的発展に貢献していくための支援施策について、一層の充実をお願いしたい。

4. 国内外の販路展開支援について

- (1) 岡山フードバレーセンターの活用による食品産業の育成及び食品事業者等に対するリアルとオンラインを活用した首都圏・海外に向けた販路開拓・マッチング等のほか、魅力ある県産農産物を活用した生産者と食品事業者のマッチングを含めた新商品開発等に関する継続的な支援

- (2) 岡山県産農産物を活用した加工食品や、地場産業である繊維ならびに伝統的工芸品である備前焼等の関連組合が行う地域のブランド化に対する支援策の継続・拡充
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、中小企業・小規模事業者の販路開拓活動は、困難を極めているが、地域資源を活用した製品や、ものづくり技術を活かした製品の販路開拓に対する積極的な支援

5. 金融施策の充実について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策による人流抑制の影響が懸念されることから、多くの中小企業・小規模事業者は、引き続き、資金繰りに不安を抱えているが、事業継続と雇用維持のため、県制度融資の充実はもとより、据置期間後に通常返済が始まる融資や、新たな追加融資について、万全かつ柔軟な対策
- (2) 長期化するコロナ禍により打撃を受けた企業は、今後、追加資金や返済緩和等の相談が増加することが想定され、そのために新型コロナ対応無利子融資の施策や返済緩和に係る専門家派遣による経営改善計画策定等による経営安定支援の強化に必要な措置

6. 若手経営者・女性経営者等の育成について

- (1) 若手経営者・女性経営者等を対象にしたビジネス連携に繋がる交流及び組織化に対する支援
- (2) 地域及び地域商工業の持続的発展において重要な役割を担っている若手経営者や後継者に対して、資質の向上に資する取り組みや、地域の持続性向上に貢献する人材育成等の取り組みについて、積極的かつ継続的な支援

7. デジタル化推進について

- (1) コロナ禍による事業環境の変化に対応するビジネス変革を行うには、「デジタル化の促進」が必要不可欠となるため、中小企業・小規模事業者等のデジタル化の取り組みへの必要な設備投資と必要な技術やノウハウ、さらに実装支援におけるIT専門人材の派遣・人材育成への助成措置の拡充
- (2) 中小企業・小規模事業者の持続的発展は地域の経済・雇用を支える上で不可欠であり、コロナ禍からの再起に向け、需要構造の変化など、激変する経営環境下において、ビジネスモデルの転換やDX・デジタル化など、生産性向上による

稼ぐ力の強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援施策の拡充
(3) 補助金申請や届出等の行政手続きについて効果的・効率的な活動が可能となる
デジタル化の更なる推進

Ⅱ. 雇用対策に関する要望

コロナ禍による景気減速の長期化により雇用情勢は依然として厳しい状況にある。全国では、9月の有効求人倍率は1.16倍だが、1倍を下回る県が6県ある。完全失業率は2.8%、完全失業者は192万人に達している。

岡山県の有効求人倍率は、今年に入り1.3倍～1.4倍台と横ばいで推移しており、9月も1.38倍(前年同期1.39倍)と低迷したままで、求人が求職を上回って推移しているが、求人数は弱含んでおり予断を許さない。

また、来年3月の学卒求人求職状況(7月31日現在)は、高校生の求人数は前年同期0.6%減少、就職希望者は同じく10.1%減少している。大学等は、求人数は前年同期に比べ10.5%減少し、就職希望者は同じく3.0%減少しており、来春の就職難が懸念される。

コロナ禍の中で雇用情勢、ウィズコロナ・アフターコロナにおける雇用情勢や働き方改革などの変化を見据えた、企業の人材確保、キャリアアップ、女性の活躍推進、高齢者雇用の促進など多方面からの施策を早急に打ち出されたい。

1. 新卒者等の雇用確保について

- (1) 地場の中小企業・小規模事業者の人材確保は一段と困難になっており、産学官が連携し、合同就職説明会の開催回数や開催場所の増強、Web開催への支援
- (2) 若者の雇用のミスマッチを防止するため、就業体験の充実や学校教育の中でのキャリア教育の強化
- (3) 県内の大学を卒業する学生の県内就職に対する優遇措置の継続とともに、とりわけデジタル人材の育成の観点からも情報工学系学生の就職率向上に向けた支援策
- (4) 資金的に脆弱な中小企業・小規模事業者が大手就職サイトに登録するなど採用活動に対する補助金等支援措置
- (5) 県内の産業に魅力を感じ就業しやすい環境を構築するため、県内企業が実施するインターンシップ、企業説明会(オンライン実施含む)、企業見学バスツアー等の継続・拡充
- (6) 人口の社会増対策として効果をあげ始めている、県外からのUターン就職を促す奨学金支援事業の継続・拡充

2. 女性・高齢者の雇用について

- (1) 仕事と子育ての両立を図る、国の次世代育成支援対策と連携して支援の拡充と女性の活躍推進の促進

- (2) 高年齢法の改正により令和3年4月から70歳までの就業確保が企業に努力義務として課されたのを受けて、企業と高年齢者の双方に対する就業支援策の拡充

3. 外国人留学生の支援とグローバル人材の育成について

- (1) 県内の大学、大学院で学ぶ外国人留学生の県内企業への就職支援策を講じるとともに、海外で活躍できるグローバル人材の教育強化
- (2) 卒業後に県内企業への就職を目指す学生等への留学支援事業の継続的支援

4. その他雇用対策について

- (1) 高度な専門技術を持つ人材と地場企業との連携を支援する「プロフェッショナル人材戦略事業」の継続的支援
- (2) コロナ禍をきっかけとしたリモートワークやWeb会議等の新しい働き方の定着に向けて地場企業のデジタル機器、設備の増強支援
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の正規・非正規雇用の維持、新規採用・再就職の促進、休業せざるを得なくなった事業所及びその従業員に対する協力金などの支援※Iの1に前述
- (4) 病気治療を続けながら仕事との両立を進める「岡山県地域両立支援推進チーム」が令和4年度から新たに5年間延長されることに伴い、事業計画への支援の継続・拡充
- (5) 雇用調整助成金は現時点で令和3年11月末までの適用期限となっており、雇用調整助成金が延長されることを期待するが、延長されない場合は12月以降に補完する支援
- (6) 働き方改革や新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」「新しい日常」が提唱される中、「晴れの国岡山」においては、豊かな自然と風光明媚な景勝、また比較的災害の少ない土地柄を活かした、働きながら休暇が取れる「ワーケーション」を推進する地区としての環境整備と情報発信の推進
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響による従業員削減や外注先との取引停止など事業縮小後、新型コロナが沈静化し、経済が動き始めた際の従業員の再雇用や取引先の確保などに対する支援
- (8) 「在籍型出向」制度など、一時的に事業縮小を余儀なくされた事業主と人手不足の事業主間で、雇用の維持と人材の有効活用が可能となる制度の普及促進
- (9) 製造業を中心とした女性経営者等が連携し、働き方改革や多様な人材の雇用確保に取り組む活動に対する支援

Ⅲ. 商店街・まちづくりに関する要望

1. 商店街・中心市街地の活性化について

- (1) 商店街等中心市街地の活性化に向けた支援措置の創設
- (2) 中心市街地の新しい土地等活用を促進するための法整備と補助制度の創設（アフターコロナ施策）
- (3) 老朽化した中心市街地の再整備への支援
- (4) 「空き店舗」活用マッチング事業への支援措置の創設

2. 観光産業の復興・活性化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大により、自粛要請を受け大打撃を受けた観光産業に宿泊・飲食業など観光産業など、業種ごとのガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染症防止対策を実践する事業者への支援の継続
- (2) 新型コロナウイルス感染症により需要が落ち込んだ観光地・宿泊施設・商業集積等において、事業者が自ら商品力を磨き、情報を発信する取り組みや、集客を図る取り組みに対する支援
- (3) インバウンド観光における多言語対応の看板等の整備、「岡山県観光の魅力創造・整備・発信」など観光産業推進に向けた支援の拡充
- (4) 岡山デスティネーションキャンペーン（こころ晴ればれおかやまの旅：令和4年7月1日～9月30日実施）の経済効果を県内各地域にもたらすための各種支援

IV. 国土強靱化に向けた災害対応に関する要望

1. 事業継続力強化を図る防災について

- (1) 多発する豪雨災害や南海トラフ地震発生の切迫性によるBCP（事業継続計画）策定・認定に係る専門家の派遣支援や策定した事業者への環境整備に関する補助金などの支援
- (2) 平時はもとより災害時にも機能するサプライチェーン構築に向けた施策支援
- (3) 西日本豪雨災害により被災した地域の復旧は着実に進んでいるが、人口減少の中での新規顧客開拓や、新型コロナウイルス感染症への対応が課題となっており、依然として復興への道りは遠い状況にあり、継続した支援を要することから、引き続き十分な予算確保
- (4) 中小企業・小規模事業者の災害対応が充実したものになるよう、事業者内での防災士の育成や企業間連携による防災力強化の促進支援
- (5) 事業所立地場所の自然災害などのリスクや影響を軽減するための取組・対策に対する支援及び情報の提供【倉敷会議所】
- (6) 瀬戸内海における離島物流推進のための広域連携への支援と規制緩和【倉敷会議所】
- (7) 国道53号線のミニバイパス化の推進【津山会議所】

V. 地域振興、地域プロジェクト等に関する要望

1. 地域振興、活性化を図るための各地域対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した岡山県内の企業活動及び経済の再生支援の強化【岡山県内会議所】
- (2) 岡山商工会議所140周年事業「2030年に向けたまちづくり提言」に基づいて実行する活性化事業（カーボンニュートラルの実現、DXの推進、おかやまDXアリーナ（仮称）の建設）への支援【岡山会議所】
- (3) 高齢化が進み街の活力を失いつつある「西大寺地域の活性化」【岡山会議所】
- (4) 阿知三丁目市街地再開発事業「あちてらす倉敷」完成で倉敷駅南の開発が進む中、南北の一体化と交通渋滞緩和を図るための倉敷駅付近連続立体交差事業と水島臨海鉄道の倉敷駅への乗り入れ事業の推進支援【倉敷会議所】
- (5) 新倉敷商工会館に対する税制優遇措置と会館を核にしたまちづくりへの支援【倉敷会議所】
- (6) 新産業創出のための航空宇宙産業推進への支援【倉敷会議所】
- (7) グローバルな目標と地域の中で取り組む「倉敷スタイルのSDGs」への支援【倉敷会議所】
- (8) 美作国（広域連携）による地域循環型経済活動への支援【津山会議所】
- (9) 溜川流域の総合的な治水対策と水質改善活動に関する支援【玉島会議所】
- (10) 新倉敷駅周辺へのホテルを含む多目的産業振興ビルの建設支援【玉島会議所】
- (11) 玉島ハーバーアイランドへの旅客船航路の誘致及び旅客ターミナルの建設並びに南端緑地公園整備（キャンプ場、海釣り公園、休憩所の設置）の早期化支援【玉島会議所】
- (12) 三井E&S造船㈱から三菱重工マリタイムシステムズ㈱への事業譲渡に関連した市内中小企業の事業構造改革のための助成支援【玉野会議所】
- (13) 小型高速艇等による宇高航路の再開と宇高航路記念館の建設【玉野会議所】
- (14) 県内唯一の人流港である宇野港の利用促進を図るため、宇野港・宇野駅周辺の美観向上整備支援と更なるクルーズ船誘致活動の充実への積極的な支援【玉野会議所】
- (15) 県外からの移住者、外国人技能実習生に対する居住等の助成支援【玉野会議所】
- (16) 中心市街地の宇野港に観光客が滞留する賑わい創出のために、テナントを誘致する商業施設の建設支援【玉野会議所】
- (17) 新型コロナウイルス感染症収束後、地域の観光起爆剤としての瀬戸大橋の通年ライトアップの早期実現【児島会議所】
- (18) 児島地区は海・山などの自然環境や海産物等資源に恵まれていることから、ワ

- ーケーションや二拠点生活、また移住等に適した地区として移住定住の促進【児島会議所】
- (19) 世界でも人気の観光地として瀬戸内海が注目される中、風光明媚な地形を利用したアウトドアやサイクリング等レジャーやスポーツを楽しめる地区として、島や海岸線等の整備やPR等推進【児島会議所】
- (20) 児島地区で進めている繊維産業「ものづくり」を中心とした「産業観光」の取組支援【児島会議所】
- (21) 「くらしき・こじま 海の駅」に登録した児島観光港の活性化推進【児島会議所】
- (22) 令和7年度開通予定の国道2号笠岡バイパスと玉島笠岡道路による渋滞緩和と物流の効率化に伴う企業の進出や雇用増大が見込まれる地域の活性化支援【笠岡会議所】
- (23) 「井原デニム」が地域団体商標として認定されたが、一層の情報発信のため、国内外の展示会・イベント等への参加費用等の継続的な助成【井原会議所】
- (24) 県道「笠岡・井原線」は徐々に整備が行われているが、引き続き拡幅ならびに歩道の整備促進【井原会議所】
- (25) 小規模事業者指導費補助金のうち企画提案型・小規模事業者等支援事業のチャレンジショップなど、インキュベーション事業への対応など使途と予算額の拡充【井原会議所】
- (26) 小田川の支障木の撤去【井原会議所】
- (27) 地場産業振興の観点からの東備港整備の実現【備前会議所】
- (28) JR赤穂線の増便【備前会議所】
- (29) 日本遺産認定の旧閑谷学校の教育資産としての有効活用と備前焼の普及推進【備前会議所】
- (30) 慢性的な渋滞により緊急時や市民生活にも支障をきたす備前大橋、国道250号、国道2号、県道等交通インフラの整備【備前会議所】
- (31) 日本遺産「ジャパンレッド発祥の地・吹屋」と天空の山城「備中松山城」を活かした経済効果のある観光振興への支援【高梁会議所】
- (32) 備中高梁駅を核とした、中心市街地活性化事業への支援【高梁会議所】
- (33) 中山間地域の小都市に対する定住対策への特別な支援【高梁会議所】
- (34) 高梁川、成羽川の治水対策の強化・推進【高梁会議所】
- (35) 豪雨災害や震災などを想定した新県立博物館（県立ミュージアム）の総社市への建設【総社会議所】
- (36) JR桃太郎線沿線への地域ニーズに応じた土地利用（農振解除を含む）の推進【総社会議所】
- (37) パンわーど総社プロジェクト推進への支援【総社会議所】

- (38) 国道180号の迂回路として、主要地方道新見日南線に接続するためのバイパス工事等の早期整備に向けた支援【新見会議所】
- (39) 主要道である国道180号が災害等により通行不能となった場合の迂回道路の確保・整備に向けた支援ならびにJR等の公共交通機関が運行不能となった場合の代替輸送の確保に向けた支援【新見会議所】
- (40) 主要地方道新見勝山線の市街地区間におけるトンネル工事による国道180号線に直接接続するための早期整備の実現【新見会議所】
- (41) 集中豪雨等による堤防決壊、河川氾濫を防止するため、高梁川の浚渫工事及び雑木等の撤去などの継続的な実施【新見会議所】
- (42) JR芸備線の存続に対する支援【新見会議所】

以 上

件名 令和4年度税制改正に関する重点要望

要望先 地元選出与党議員

要望日 令和3年11月17日

要望者 岡山商工会議所

中小企業の「事業継続・雇用維持」と「ビジネス変革等の挑戦」への強力な税制支援を！

2021年11月
岡山商工会議所
日本商工会議所

1. 令和3年度に講じられた土地に係る固定資産税の据置き措置の継続

- 据置き措置が廃止されると、来年度、多くの事業者の固定資産税負担が増加する可能性。固定資産税は、コロナ禍で資金繰りに困窮する赤字企業等にも課税される
- コロナ禍の経営への影響が残り、資源価格の上昇や円安、最低賃金引上げへの対応を強いられている中小企業への固定費負担の増大は避けるべき

2. 飲食事業者等の救済に資する交際費課税特例の延長・拡充

- 現行の特例措置(中小法人は800万円までの損金算入等)は延長すべき
- 今後もコロナ対策が強えられる飲食店の客単価引上げを支援するため、制度創設以来変わらない「交際費とされない飲食費の上限」について、現状の1人あたり5,000円から1万円程度に上げるべき(※第三者認証を受けた飲食店での飲食費に限る等でも可)

3. デジタル投資を促す少額減価償却資産特例の延長・拡充

- 中小企業の生産性向上が求められる中、現行の特例制度は、タブレットを活用したサービスの拡充、テレワーク環境の整備等、中小企業のデジタル化に大きく寄与
- 特例措置の取得価額の上限(30万円)や取得合計額の上限(300万円)について、これを超えた投資を行うケースも多いため、それぞれを引上げたうえで延長すべき

4. 賃上げ等に取り組む中小企業支援に向けた所得拡大促進税制の枠組み維持・拡充

- 同税制は、令和3年度改正において、コロナ禍の厳しい経営環境下で、雇用維持・増加や賃上げに取り組む企業への支援を強化する観点から、「新規雇用者も含めた企業全体の給与等支給総額」(＝基本給だけでない)を要件とするよう簡素化された。
- 同税制を拡充する場合、中小企業が使いやすい現行の枠組みを維持しつつ、控除率を深掘りすべき。また赤字法人も多い中、税制とあわせて、生産性向上への支援策の拡充も必要である。

5. 事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長

- コロナ禍で売上減少した事業者から、承継時期を延期せざるを得ないとの声が多い
- 事業承継税制の特例承継計画の提出期限(2023年3月末)を延長すべき

件名 アリーナ建設に向けた提言
要望先 岡山市長 大森 雅夫 氏 他
要望日 令和3年12月27日
要望者 岡山商工会議所、他関係団体と合同

次の2点を提言します。

1. 岡山市北区北長瀬の「北長瀬みずほ住座」跡地に、観客席3千人～5千人規模のメインアリーナを有し、サブアリーナなど付帯施設を完備したアリーナを建設する。
2. アリーナの建設・運営において、経済界等が推進する寄付金や企業版ふるさと納税による資金を建設費に組み入れた「公設」と、指定管理者制度およびPPP制度の利点を考慮した民間事業者のノウハウによる「民営」の仕組みを導入する。

1. スポーツによる地域の活性化

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた盛り上がりの中で、スポーツによる地域産業や観光の活性化が同時に進められ、全国においてスポーツを活かしたまちづくりが展開されている。同様に岡山県内においても、ファジアーノ岡山、岡山シーガルズ、トライフーズ岡山、岡山リベッツなどのプロチームが多くファンを惹きつけているのを始め、BMXフリースタイル、天満屋女子陸上競技部、イベントでは「おかもまマラソン」などアマチュアスポーツも地域の盛り上げを支えている。国内外から多くの選手や観客が誘致され、スポーツツーリズムの拡大により宿泊・滞在を伴うことによる交流人口の増大、そして、飲食や土産品の活況に伴う地域経済への波及効果は地域全体の成長に大きな効果をもたらしている。

岡山市の第六次総合計画の中では、岡山市をホームタウンとするトップチームへの一層の支援、ライフステージに応じた市民のスポーツ活動を支援する施設の計画的な整備や維持管理を行う内容が盛り込まれており、スポーツによるまちの魅力や活力の創造によって市民のスポーツへの関心を一層高めるとともに、多くの市民にスポーツに関わる機会を提供する方向を示している。

2. 試合会場の慢性的な不足

プロスポーツチームにとっては、スポンサーの支援が大きな収入の柱であることは間違いないが、自分たちのパフォーマンスを発揮する試合を市民に提供する入場料収入も欠かすことのできない大きな財源となっている。そのため、チームとしては、人口が多く集積し公共交通の発達した中心部にあって、かつ大規模なキャパシティを有する施設での試合開催を当然に求めることになる。

その観点から岡山市内のインドアスポーツの施設を考えると、双方の条件を満たす施設としては岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ）の他になく、各プロチームが同施設での試合開催を優先する。しかしながら、同施設は岡山県が公共物として管理しているものであり、そこにプロスポーツ優先という考えはないため、当然、アマチュアスポーツや他のイベント、コンベンションなどと競合する。現状では、各チームは取得できた日程をもとに各リーグ内調整で凌いでいる状況にあり、県内の他都市での開催に振り替えている場合も多々ある。

2018年に発足したVリーグは、従来からリーグ戦の試合方式を年々変更しているところであり、岡山シーガルズのホームゲーム数も現在の8週16試合から将来的には

14週（28試合）に増やす方針であり、トライフープ岡山もB2リーグへ昇格した場合は現状の28試合から30試合に増えることが予測されている。また、岡山リベッツのゲームは、現状、ホームゲーム9試合を武道館で開催をしているが、武道関係の試合が優先であり、希望通りに確保ができているとは言い難い。

このことに加えて、アマチュアスポーツにおいても、小・中・高・大の教育課程の運動部で、または企業に所属する実業団チームで、そして、もはや生涯スポーツとなったママさんバレーボールのような市民チームのレベルで、試合会場、練習会場が慢性的に不足している状態となっている。

3. 新しいアリーナの必要性

スポーツの活性化に伴い試合会場の確保が難しいという状況は他の都市でも共通の問題と提起されているが、特にプロスポーツチームを有している都市では、前述のようにチーム維持の根幹にかかわるだけに大きな課題として捉えられている。そのため、VリーグやBリーグなどのチームがある場合、大型のアリーナの建設に向けて乗り出す都市が増加している。複数のインドアスポーツのプロチームが活動している政令指定都市の岡山市にあっては、他都市と肩を並べる、あるいはそれ以上の施設の建設が不可避ではないかと考える。

蛇足ながら、前述のスポーツ施設が不足している状況では、アリーナの 신설に伴い会場の選択肢が増えることにより、反射的な効果としてアマチュアチームや市民の利用の範囲も増加するほか、2つの大規模施設があることで全国大会誘致の可能性が高まり、地域への経済効果が高まる可能性がある。

また、プロチームのみならず、生涯スポーツや健康づくりの拠点としてアリーナを位置づけることで、「生きがい」を持ち「よりよく生きる」ことを目指す「Positive Health Okayama」の理念に合致する施設とすることができる。岡山市の施策の一環として、アリーナにおいてトップアスリートから一般の人までの身体、精神状況を計測し、健康増進に向けたデータ解析を通して健康増進に取り組みれば、岡山市民の健康寿命の延伸という大きな課題の克服につなげる可能性は大きい。

さらに、特筆すべきは、プロスポーツチームが存在することにより、岡山市民は週末毎に「スポーツ観戦で盛り上がる日常」を手に入れていることである。市民は自分の応援するチームのゲームに出かけては、この特別な日常空間の中で声を出し、旗を振り、懸命に声援を送る。上質な会場で「おかやま」を連呼する声は、チームの奮起を呼び起こすのは勿論のこと、郷土岡山への愛情表現に変化し、岡山を応援する気持ちの醸成とブランド力の強化に貢献する。

※9月16日付けの提言書では、岡山シーガルズの練習・試合会場とするローコストアリーナを民設民営で提案する内容だったが、今回の提言は、前述のようにインドアスポーツの施設不足に対して大規模かつ利便性の高いアリーナを念頭に置いていることから、岡山市の整備推進に期待するものである。

4. みずほ住座跡地における建設

岡山市は、市営住宅の中でも老朽化が著しい北長瀬みずほ住座の再生事業を行い、北東側の隣接する土地に14階建ての耐火構造物に建て替えた。旧みずほ住座はすでに更地となり、目下、この4800坪を有する土地について有効利用の検討が行われていると聞いているが、もし、この大型の敷地にアリーナ建設が行われれば、北長瀬駅から徒歩圏内、公共交通網が利用可能なスポーツ施設となる。

同時に、このエリアは岡山市が北長瀬地区に広がる操車場跡地の整備に向けて、現在、「庭園都市」の新たなシンボルとしての整備を進めている「岡山西部総合公園（仮称）」に隣接しており、アリーナの持つ集客力との相乗効果で、人が訪れ、交流できる賑わいのある空間づくりに一層の効果が生まれるのは間違いない。

アリーナによって生まれる人流の増加は、「つどう、つながる、ひろがる」をコンセプトの複合商業施設「ブランチ岡山北長瀬」とのコラボレーションでこの一帯の賑わいを創出することにつながるほか、近年、若者が集まり賑やかさを増す「問屋町」との相乗効果が期待できる。

また、アリーナで市民病院と連携した市民の健康増進事業を展開することが可能になるほか、公園内で行われるウォーキング、ジョギング、ランニングなどの軽スポーツを支援する施設をアリーナ内に整備することで、市民の健康維持とスポーツを愛する市民の活動を支援する。

5. アリーナの規模・概要

(1) コンセプト

- ①プロスポーツチームの試合・練習会場としての利用
- ②アマチュアスポーツの試合・練習会場としての利用
- ③生涯スポーツや健康づくりの拠点
- ④大学等との連携による運動機能向上に向けた研究拠点
- ⑤ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使用しやすい施設
- ⑥学会・コンベンション・文化行事など多彩な活用
- ⑦運営における民間活力の利用

(2) メインアリーナ（観客席3千人～5千人）

(3) サブアリーナ（バスケットボールコート1面、バレーボールコート1面）

(4) トレーニング施設・身体能力測定室

(5) 更衣室・シャワー・トイレ

(6) 会議室・教室

(7) 多目的室

6. アリーナの建設メリット

- (1) 岡山西部総合公園（仮称）の隣接地にアリーナを建設することにより、この地域のコンセプトをより明確にすることができるとともに、ユニバーサルデザインによる施設整備を行うことで誰もが使いやすい施設となり、女性、高齢者、障害者が利用

できる施設となる。

- (2) 市民がスポーツに参画し健康づくりに取り組むとともに、さまざまな交流や連携を通じて、元気で豊かな生活を実現する拠点づくりとなる。
- (3) 公共交通の利便性が高いことから、スポーツやイベントに参加する国内外からの来訪者が増大することで、県内の観光産業や関連産業が活性化する。
- (4) 岡山大学医学部や環太平洋大学が有するスポーツ医科学をもとにした効果的なトレーニングを実践し、トップアスリートの育成や市民の健康づくりを行うとともに、市民に向けたスポーツ・健康づくりのための教室の開催が可能になる。
- (5) 市民のスポーツ・健康づくりのための人材の育成拠点としての機能を発揮し、人材の県内各地での登用によって、県下全域に健康増進の進め方が波及する。
- (6) アリーナは地震や水害の発生時に罹災者の緊急避難所となるほか、救急救命の拠点として、また、支援物資の備蓄・分配の拠点としての機能を発揮する。

7. 建設に向けた経済界のバックアップ

- (1) イニシャルコスト（岡山市によるアリーナ整備）に対する協力
 - ① 建設に向けた寄付金の募集
岡山県経済団体連絡協議会（一般社団法人岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、一般社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会）傘下の企業からの寄付金の募集
 - ② 岡山市外の企業に向けた「企業版ふるさと納税」の活用に向けた資金の募集
 - ③ スポーツチームスポンサーからの寄付金の募集
 - ④ 寄付金・企業版ふるさと納税を円滑にするため、令和4年度に「新アリーナ建設に向けた募金推進委員会（仮称）」を立ち上げ、岡山市と協議の上で募金活動に向けた資料作り、募金の呼びかけに着手する。
- (2) ランニングコスト（民間による施設運営）に対する協力
 - ① 指定管理者制度およびPPP制度（コンセッション型を含む）の利点を考慮した民間事業者のノウハウを活かし、施設運営の独立採算を目指す。
 - ② スポーツを核とした市民参加型の健康促進事業を企画・運営することで、他に類の無い新たな事業モデルにより収益性を高める。
 - ③ 隣接する駐車場も含めた相互利用による収益化を図る。
 - ④ ネーミングライツとイベント広告を組み合わせた新たな収益基盤を提供する。
 - ⑤ 以上の民間ノウハウを積極的に活用する施設運営スキーム構築に関する協力

令和3年12月27日

- ① 岡山市長 大森雅夫様
- ② 岡山市議会議長 和氣健様

岡山県経済団体連絡協議会

座長 中島基善

岡山商工会議所

会頭 松田久

件名 公共交通の利用促進・機能強化に向けた要望

要望先 岡山市長 大森 雅夫 氏 他

要望日 令和4年2月24日

要望者 岡山商工会議所

岡山市長 大森 雅夫 様

長引くコロナ禍によって、地域の多くの中小・小規模事業者が、大変厳しい経営環境にさらされております。昨年12月に、(一社)岡山県商工会議所連合会が実施したアンケート調査においても、飲食業をはじめとして、コロナ前と比べた売上回復は極めて限定的となっており、今後、原材料費の高騰や融資の返済負担なども相まって、多くの事業者が事業継続のさらなる困難に直面する事態になることを強く懸念しております。

こうしたなか、岡山市において昨年11・12月に実施された「路線バス・路面電車の運賃無料DAY」は、公共交通の利用者数、大型商業施設の来店者数がともに大幅に増加し、市内中心部の通行人数や滞在人数も増加するなど、コロナ禍等で疲弊した交通事業者を支援するとともに、人の回遊性を生み出すことで需要を喚起し、地域活性化にも寄与した事業であったと高く評価しております。また、岡山市民が、公共交通の利便性を再確認する絶好の機会ともなったと考えております。

岡山商工会議所は、昨年3月に発表したまちづくり提言書「持続可能な健やかさと豊かさを 日本一住みたい『ウェルビーイングな都市(まち)』おかやまへ」のなかで、「1kmスクエア」を「公共交通・公共空間」最優先エリアに位置付け、今後とも、歩いて楽しいまちづくりを進めていくこととしております。折しも県庁通りの一車線化や、来年9月に予定されている岡山芸術創造劇場の開業などにより、歩行者にとって快適な道路空間の創出に向けた機運が高まるなか、ポストコロナを見据え、カーボンニュートラルの推進の視点からも、公共交通の一層の利用促進を目指していく所存です。

また、岡山市全域を魅力的で、人々が移動しやすいまちとするためには、中心市街地を中心としたコンパクトシティ化とともに、郊外ハ

ブ拠点とのネットワーク化が、市民交流の視点から必要不可欠と考えております。こうした考え方は、岡山市の第六次総合計画でも将来の都市の形として示されている「マスカット型都市構造」の考え方と、軌を一にするものであり、実現するにあたっては、中心市街地と郊外ハブ拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築と機能強化が重要となっております。

加えて、公共交通の利用促進・機能強化は、温室効果ガスの排出削減によって「2050年カーボンニュートラル」の実現にも寄与するものであり、SDGsの考え方に基づく持続可能なまちづくりを進めていく観点からも意義深いものと考えております。

つきましては、公共交通の利用促進・機能強化について、下記のとおり要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「路線バス・路面電車の運賃無料DAY」を始めとした公共交通の利用促進策を積極的かつ継続的に実施することにより、コロナ禍に苦しむ事業者支援のための需要を喚起していただきたい。また、SDGsを推進する観点から公共交通の利用推進の機運を盛り上げ、中心市街地（まちなか）の活性化を図っていただきたい。
2. 中長期的には、中心市街地（まちなか）と郊外ハブ拠点を結ぶ広域交通網の維持や機能強化を図ることにより、あらゆる年代の人々が安全に安心してアクティブに行動できる公共交通ネットワークを構築していただきたい。さらには、ハブ拠点から居住地までを結ぶデマンドタクシーの整備や、自動運転EV等の最新技術の導入に向けた実証実験の検討など、将来の岡山市の公共交通体系構築にも取り組んでいただきたい。

以 上

令和4年 2月24日

岡山商工会議所

会 頭 松 田 久

副会頭 高 谷 昌 宏

都市交通委員長 黒 瀬 仁 志

件名 感染症対策と社会経済活動の回復に向けた緊急要望

要望先 岡山県知事 伊原木 隆太 氏

要望日 令和4年2月28日

要望者 (一社)岡山県商工会議所連合会、他関係団体と合同

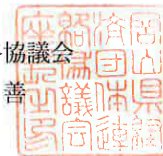
令和4年2月28日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県経済団体連絡協議会

座長 中島 基 善

構成団体



一般社団法人岡山県商工会議所連合会

岡山県経営者協会

一般社団法人岡山経済同友会

岡山県中小企業団体中央会

岡山県商工会連合会

感染症対策と社会経済活動の回復に向けた緊急要望

新型コロナウイルス感染症について、岡山県においては感染初確認からまもなく2年を迎えようとしている。当初は未知のウイルスにより全ての社会経済活動を制限するしかなかったが、伊原木知事ほか行政関係者の指揮の下、現場の医療従事者の懸命な努力と行動制限に対する県民の理解により、幾度となく繰り返される流行の波を乗り越えてきた。

これまで多くの犠牲を払ってきた感染症とその対策ではあるが、県内経済の動向は、新しい生活様式、加速するデジタル化などの生産性向上により一部の業種には持ち直しが見られる一方で、低迷する個人消費とともに、行動制限、時短要請などの影響を強く受ける対面型サービス業（運輸、観光、宿泊、飲食、小売、娯楽、生活関連サービス）などは、完全に取り残され回復困難な壊滅的状況にあり、県内の公共交通団体（鉄道、バス、タクシー、旅客船）からは、長引く人流抑制により地域の公共交通基盤の存続自体も危うくなる窮状を伺ったところでもある。

現在は、より感染力の高いオミクロン株に置き換わり、かつてない勢いで感染が拡大したが、明らかな減少傾向を示している状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の改善状況を見極めた上で、早期にまん延防止等重点措置が解除できますよう、変異を続けるウイルスの特性に応じた感染症対策とともに社会経済活動の回復に向けた緊急な地域経済の支援の実行を要望する。

以上

